平成30年4月

平成29年における組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課

目次

第	1	章				団を																																					
	第	1		薬	物	事犭	已を	e dt.) (*	る	犯	罪絹	且緒	栽 C	の弁	洁角	節,	点			• • •					• • •	•••					•••		•••				•••				••	1
			1		我	が目	国に	ま	け	る	薬	物犭	CJ	尾 斜	且都	截(の‡	博	徴	(等	F					• • •		•••				•••		•••	• • • •			• • • •				••	1
			2																																								
	第	2		来	日	外目	国人	狐	非	. ග	状	況·	••••														• • •					•••		•••				• • • •				;	3
			1																																								
			2																																								
	第	3		ま	ع	め		• • • •		•••		••••				• • • •			• •													•••		• • •				• • • •					6
第	2	章				団帽		-																																			
	第	1																																		• • • • •							
	第	2				-	-	-				_			-		_																			•••••							
			1																																	• • • • •							
			2		主	要団	体	の	動	向	•••	• • • •	••••			• • • •		•••	• •	• • •	• • •		• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•••	• • •	•••	• • • •	•••	• • • •	• • •	• • • •			• • • •		• • • •		9	9
			(1)		六什	I J	Щ	П	組																																	
			(2)	7	神戸	ゴ 山	1 🏻	組																																		
			(3)	,	住き	子会	Š																																			
			(4)		稲川		•																																			
			3		-						-						青雪	势		•••	• • •	• • •	• • •	• • •		• • •	•••	• •	• • •	•••	• • • •	•••	• • • •	•••	• • • •	••••	• • • •	••••	• • • •	••••		•••	9
			(1)		総会								-																													
				2)		社会																																					
	第	3		暴	力	団犭	C釘	₽ Ø	(検	挙	状	況等	手	••	• • • •	• • • •	• • • •	• • •		•••	• • •	•••	• • •	• • •	• • •	• • •	•••	• •	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	•••	••••		• • • •	• • • •	• • •	••••	• • •	1	0
			1																																								
			2											_																													
			3																																								
					 	ピッ	ソク	ノス	. I	1		六作	ťΕ	∄ L	ЦC	コ 絹	組。	اح	神	F	īL	Ц	口	組	1	の	対	V	Z ŧ.	亢气	争争	等	••	•••	••••			••••	• • •	••••	• • •	1	17
			4															事化	4	の)	Ě	ŧ۶	状	Ċ Ž	兄	等	•	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	•••	••••		• • • •	••••	•••	••••	•••	1	8
			`	1)		事業				•	•				_ ,	犬礼	兄																										
			(2)		対立	.,		-			-						_			_																					_	
										_			-	_		_			-	_						_										•••••							
			5																																								
			6																																								
			7		組	職氏	孔	非	処	割.	法	(刀 :	いる	[火		门厚	月份	糸))	<i>(</i>)	追	鱼片	Ħ	状	こと	兄	••	• •	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	•••			•••	••••	•••	••••	•••	2	<u> </u>
			8																				• • •	• • •	• • •	• • •	•••	• • •	• • •	• • • •			• • • •	•••			• • • •	• • • •		••••	•••	2	<u>''</u> 2
				1)		29年					•	_	`										. K	, ,			F),	==	1 F	, ,	١	. >-4-	• ===	att.	\ <u></u>								
				2)		組織					, .			マン	不、	_	•		! ~		ン	ク		ソ	٠		I	医	11/	杀 /) (/_) 遁	! 用	一次	. 沈								
				3)		伝彩				獲	得:	犯す	Ē																														
				4)		詐欺				L II	ш	1 ,1	<i>\f</i> _	e 1	ζ×.	世ノ	ΒΥ	י חי	 																								
				5)		企業													非																								
				6)		企業										好多	表フ	IJ																									
			(7)	1	金鬲	ዟ •	1	艮	傾	惟	メリカ	旦手	≯ ⊘	凸																												

第 4	暴力団対策法の施行状況等30
1	指定状況30
2	行政命令の発出状況30
(1) 中止命令
(2) 再発防止命令
(3) 請求妨害防止命令
(4) 用心棒行為等防止命令
(5) 賞揚等禁止命令
(6) 事務所使用制限命令
3	命令違反事件の検挙状況33
第 5	暴力団排除条例の施行状況等36
1	条例の制定及び施行36
2	条例の適用状況36
第 6	暴力団排除等の推進37
1	公共部門における暴力団排除 ·············37
	1) 公共事業等からの暴力団排除
	2) 各種業法による暴力団排除
	3) その他公共部門における暴力団排除
2	民間部門における暴力団排除
	1) 企業活動からの暴力団排除
	2) 証券取引における暴力団排除
	3) 中小企業等における暴力団排除
	4) 祭礼・露店からの暴力団排除 地域・住民による暴力団排除40
3	地域・住民による暴力団排除 40 1) 損害賠償請求等に対する支援
	1) 損害賠債請求等に対する支援 2) 事務所撤去運動に対する支援
4	2) 事務別職< ・ 暴力団排除活動に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
-	1) 保護対策の強化
	2) 暴力団情報の提供
5	
_	1) 暴力団関係相談の受理及び対応
	2) 不当要求防止責任者講習の実施
	3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用
	4) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況
·	
第3章	薬物・銃器情勢
第 1	·····································
1	
(1) 薬物事犯の検挙状況
(2) 薬物の押収状況
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴
	【トピックスⅠ】大麻乱用者の実態に関する調査結果
2	薬物密輸入事犯の検挙状況
(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

	(2)	密輸入事犯における薬物の押収状況	
	(3)	主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
		【トピックスⅡ】覚醒剤密輸入事犯における航空機利用の携帯密輸の現状 ⋯⋯⋯	59
	3	薬物犯罪組織の動向	60
	(1)	薬物密売の概要	
	(2)	暴力団の関与	
	(3)		
	4	外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況	62
	(1)	国籍・地域別	
	(2)	覚醒剤事犯	
	(3)		
	5	危険ドラッグ事犯の検挙状況	64
	(1)	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(2)	危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
	(3)		
	6	参考資料	67
	(1)		
	(2)		
	7	薬物事犯の検挙事例	68
	(1)	覚醒剤事犯	
	(2)		
	(3)		
第 2	鈃	t器情勢 ······	
	1	銃器犯罪情勢 ·····	72
	(1)	7 ···· 7 · - 1 · 1 · 7 · - 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·	
	(2)		
		銃器事犯取締状況·····	74
	(1)		
	(2)		
	(3)	密輸入事件の摘発状況	
	3	参考資料	78
	(1)		
	(2)	1 1/2-11 1/1 1/2 1/2 1/2 1/2	
		銃器事犯の検挙事例	79
	(1)	* * * '= * * '	
	(2)	拳銃所持事件	
	_		
		日外国人犯罪情勢	
第 1	来	日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	1	平成29年中の検挙状況の概要	82
	(1) (2)	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	, ,	包括罪種別・違反法令別検挙状況	
	(4)	在留資格別検挙状況	
		【トピックス】国際組織犯罪の動向	89

第 2 紡	[計からみる来日外国人犯罪の検挙状況 ······90
சு∠ ஸ் 1	- 刑法犯検挙状況 ····································
(1)	包括罪種等別検挙状況
(2)	国籍等別検挙状況
(3)	在留資格別検挙状況
(4)	
(5)	
2	特別法犯検挙状況······· 97
(1)	違反法令別検挙状況
(2)	国籍等別・違反法令別検挙状況
(3)	在留資格別検挙状況
(4)	入管法違反検挙状況等
(5)	
(6)	売春事犯検挙状況
(7)	
3	国外逃亡被疑者等の状況
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
	・ 国/アのた司がた週 用 (大)
1	中国人犯罪組織等の動向
(1)	
(2)	
(3)	
(4) (5)	
	代表的な検挙事例
2	ベトナム人犯罪組織等の動向
(1)	
(2)	
(3)	
(4) (5)	
3	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5) 4	・ 代表的な検挙事例 ブラジル人犯罪組織等の動向 ····································
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	特徴的な動向

)代表的な検挙事例	
	5	その他の犯罪組織等の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	(1)) マレーシア人犯罪組織等の動向	
	(2)) ナイジェリア人犯罪組織等の動向	
第 4	2 犯	□罪インフラ事犯等の現状 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	112
	1	アインコットへの	112
	(1)		
	(2)) 検挙状況	
第 5	主	E要検挙事件 ······	118
	1	/	118
	(1)		
	(2)) 強盗事件	
	2	/ スニュート - 窃盗事件 ····································	118
	(1)) 組織的侵入窃盗事件	
	(2)) 組織的自動車盗事件	
	(3)) その他の窃盗事件	
	3	, こうにう 50 mm ず	119
	4	詐欺事件 ·····	120
	5	その他の刑法犯	121
	6	また。 その他の刑法犯 ····································	121
	7	不法入国事犯	121
	8		122
	9	その他の特別法犯	122

第1章:暴力団を始めとする組織犯罪の現状

第1 薬物事犯をめぐる犯罪組織の結節点

1 我が国における薬物犯罪組織の特徴等

威力を示して行う資金獲得活動が困難化している暴力団にとって、覚醒剤の密売は引き続き重要な資金源であり、暴力団は海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流通過程(海外からの仕出しから国内における荷受け、元卸し、中間卸し、末端密売まで)にも関与を深めていることが強くうかがわれるところである。

海外の薬物犯罪組織は、多くの場合、暴力団と接点を有しており、その中でも、近年特に存在感が大きいのは、中国系薬物犯罪組織、メキシコ系薬物犯罪組織、西アフリカ系薬物犯罪組織である。 これらの組織については、

- ・ 中国系薬物犯罪組織は、洋上取引や海上コンテナ、郵便物、運び屋等を利用したあらゆる 手口で覚醒剤密輸を敢行しており、暴力団と結託している。
- ・ メキシコ系薬物犯罪組織は、主に海上コンテナを利用し、仕出しから国内における荷受け、保管 まで一貫して行う傾向にあるが、その後の卸しから密売の段階では暴力団や他の外国人組織が介在 している。
- ・ ナイジェリア人等西アフリカ系薬物犯罪組織は、金銭や恋愛感情を利用して運び屋を リクルートし、ショットガン方式で密輸しているが、その後の卸しや密売については、 何らかの形で暴力団や他の外国人組織が介在している。

といった特徴が挙げられる。

こうしたことから、海外の薬物犯罪組織の日本国内での活動も一層解明が必要であり、国内外の捜査機関との情報交換、合同捜査を推進していかなければならない。

【事例】

○ 住吉会傘下組織幹部らによる中国来覚醒剤密輸入事件

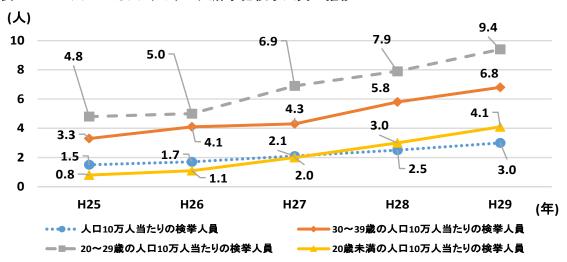
茨城県沖の海上において、別の船舶から覚醒剤を漁船に積み替えるなどして、茨城県内の 港に陸揚げして密輸入等した住吉会傘下組織幹部、極東会傘下組織幹部、海外薬物犯罪組織 から派遣された中国(香港等)人等21人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で検挙し、 覚醒剤約474.7kgを押収した事例(8月、茨城ほか)

○ 稲川会傘下組織組員らによる海上貨物を利用した中国来覚醒剤密輸入事件 中国から海上貨物を利用し、ペット用品に覚醒剤を隠匿して密輸入した稲川会傘下組織組員、 仕出側の中国薬物犯罪組織構成員等4人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で検挙し、 覚醒剤約350.9kgを押収した事例(7月、神奈川ほか) ○ メキシコ人らによる海上貨物を利用したメキシコ来覚醒剤密輸入事件 メキシコから海上貨物を利用し、鉄スクラップの中に覚醒剤を隠匿して密輸入したメキシコ人薬物 犯罪組織構成員ら6人(メキシコ人2人、ブラジル人4人)を覚せい剤取締法違反(営利目的 輸入)等で逮捕し、覚醒剤約230.4kgを押収した事例(3月、神奈川ほか)

2 大麻検挙人員の増加

大麻事犯については、近年検挙人員が増加傾向であり、特に若年層を中心とした乱用傾向が増大 している(**図表 1 - 1**)。さらに、暴力団と海外の薬物犯罪組織とが結託して大麻を栽培するなどの 事例がみられた。

今後、こうした状況が増加する可能性がうかがわれるところであり、大麻栽培場所といった犯行 拠点の摘発等をしていかなければならない。



図表 1-1 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移

【事例】

○ ベトナム人及び神戸山口組傘下組織幹部らによる大規模大麻栽培事件

鹿児島県内の民家において、ビニールハウスや室内で大規模な大麻栽培を行っていたベトナム人薬物犯罪組織構成員ら4人を逮捕し、大麻草1,165本、乾燥大麻16.4kgを押収した。その後、栽培指示等の主犯格とみられる神戸山口組傘下組織幹部を逮捕した事例(3月、鹿児島)

第2 来日外国人犯罪の状況

1 特徴

近年、外国人入国者数が大幅に増加する中、来日外国人犯罪における29年中の総検挙件数は約

2,900件増加し、総検挙人員は、ほぼ横ばいであった(図表1-2、1-3)。

図表1-2 来日外国人犯罪の総検挙件数の推移

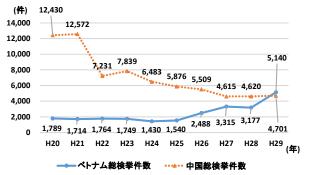


図表 1-3 来日外国人犯罪の総検挙人員の推移



総検挙人員においては、中国が減少傾向にある一方、ベトナムが増加傾向にある。また、29年の 総検挙件数はベトナムが中国を上回り、初めて来日外国人全体で最多となった(図表1-4、1-5)。

図表 1-4 ベトナムと中国の総検挙件数の推移



図表1-5 ベトナムと中国の総検挙人員の推移



29年中の来日外国人全体に占めるベトナムの刑法犯検挙件数の割合は32.6%であり、包括罪種等別にみると、窃盗犯が44.3%、凶悪犯が19.6%等となっている。

ベトナム人は、昭和40年以降、インドシナ難民として我が国に上陸し、主に関東圏や関西圏を中心に集合住宅等に居住する者が多く、近年は「留学」や「技能実習」の在留資格で在留する者が増加している。ベトナム人在留者数は増加傾向にあり、20年末の約4万1,000人から29年末は約26万人に増加しており、このうち、一部の素行不良者がグループを形成し、犯罪を敢行している実態がみられる。

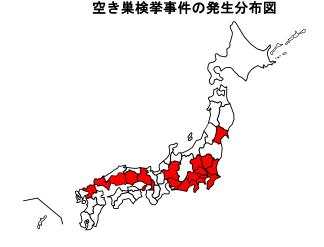
来日ベトナム人による犯罪は、窃盗犯、特に万引きの割合が高く、犯行形態については、複数人で役割分担し、高級化粧品や衣料品等を対象に組織的に大量窃取し、海外に搬送するといった事例がみられる。さらに、29年中の空き巣の検挙件数は325件と、28年の12件から大幅に増加し(図表1-6)、検挙件数についてその発生場所をみると、これまでは主に関東や関西等の都市部で発生していたものが、近年は地方に拡散を始めているところである(図表1-7、1-8)。

図表1-6 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙状況の推移

				_		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ші		法	犯	件	数	1,517	1,442	1,507	1,552	1,225	1,197	1,972	2,556	2,142	3,591
刑		法	313	人	員	613	689	608	582	510	839	1,136	1,475	1,470	1,443
	V I	悪	犯	件	数	15	17	16	13	19	18	20	34	44	27
	<u>×</u>	芯	113	人	員	17	19	16	14	19	18	21	48	46	29
	強		盗	件	数	12	17	15	10	17	14	18	23	31	17
	蚀		盆	人	員	13	19	14	11	17	16	18	30	33	19
5	穷	盗	犯	件	数	1,392	1,291	1,391	1,427	1,118	1,018	1,745	2,164	1,694	3,080
*	ற	Ж	115	人	員	496	552	488	451	408	652	891	1,066	1,059	988
	侵	入窃	盗	件	数	5	20	12	14	15	9	13	16	43	477
	区	八切	H	人	員	6	7	19	10	10	20	7	11	21	44
	空	き	巣	件	数	1	3	1	2	2	0	4	7	12	325
	ᅩ	~	未	人	員	1	0	1	1	1	0	3	3	9	31
	非任	曼 入 窃	3 盗	件	数員	1,375	1,072	1,195	1,187	1,057	892	1,522	1,969	1,531	2,213
	∌F 1:	· 八 切) <u>m</u>	人		478	517	446	428	373	599	853	995	967	886
	₅	引	き	件	数	1,240	975	827	1,099	999	814	1,434	1,841	1,412	2,037
		ול	2	人	員	433	471	401	394	330	549	782	915	872	757
	乗	り物	盗	件	数	12	199	184	226	46	117	210	179	120	390
	木	7 191	m	人	員	12	28	23	13	25	33	31	60	71	58

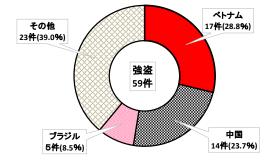
図表 1 - 7 来日ベトナム人における24年~28年の 空き 巣検挙事件の発生分布図

図表 1 - 8 来日ベトナム人における29年中の



また、凶悪犯は28年よりも減少しているものの、29年中の来日外国人の強盗に占めるベトナムの割合は28.8%で最多となっており(図表1-9)、これまでは万引きに伴う事後強盗が多かったものの、空き巣が増加したことを踏まえると、今後、空き巣に伴う事後強盗など、凶悪犯が増加する可能性も懸念されるところである。

図表 1 - 9 来日外国人の強盗における割合



さらに、29年中は来日ベトナム人がSNSを利用するなどし、大量の銀行口座の売買を行い、その後、こうして売買された口座が特殊詐欺等の犯罪に悪用されていたことが明らかとなった。このように、 来日ベトナム人の間で口座売買が蔓延している実態があるところ、こうして売買される他人名義の 口座は、一般に特殊詐欺等の犯罪を敢行する上で不可欠なツールであり、暴力団や他の外国人犯罪 組織にとって魅力的なものであるため、このような犯罪組織が、口座売買を繰り返す来日ベトナム人に 触手を伸ばすことも大いに予測される。このため、来日ベトナム人と他の犯罪組織との間で結節点 が生じないよう警戒を強化する必要がある。

【事例】

○ 来日ベトナム人による犯罪による収益の移転防止に関する法律違反事件

ベトナム人の男女らが、SNS上に開設されたベトナム人専用の公開サイトにおいて、銀行口座 の売買の記事を投稿し、帰国する他のベトナム人から同人名義の銀行口座を買い取ったうえで他に 転売していた事件で、ベトナム人の男女16人を犯罪による収益の移転防止に関する法律違反(銀行 口座有償譲受け)等で逮捕した事例(10月、警視庁)。

2 内外の犯罪組織相互の結節点

来日外国人については、同国人又は同一地域出身者で構成されたグループで様々な犯罪を敢行しているケースがみられるところである。他方、従来の資金獲得活動が困難になった暴力団構成員等が、海外の薬物犯罪組織だけでなく、不良外国人と結託するなどして犯罪を敢行する状況も見受けられる。29年中は、人手不足の労働事情と不法残留外国人の増加に目をつけ、広範な情報網と人的ネットワークを利用して、暴力団構成員が実質的に経営する会社に雇い入れて不法就労させるなどの状況が見受けられた。

また、近年暴力団構成員等が窃取した自動車を外国人が経営するヤードに売却して解体し、海外に不正輸出するといった事例もみられるところであるが、このような犯行形態においては、その性質上、国内の犯罪組織が窃取した自動車を、海外の犯罪組織が売りさばくといった構造となっていること、すなわち、内外の犯罪組織相互の結節点が存在することが強くうかがわれるところであり、引き続き、こうした側面からの情報収集や実態解明を推進し、取締りを一層強化するといった対策を講じていかなければならない。

【事例】

○ 暴力団員らによる不法就労助長等事件

解体工事等の事業を営む日本人の男らは、不法残留や就労不可の在留資格を持つインド人やバングラデシュ人の男らを解体作業員として雇い入れ、解体作業現場等で働かせていた。29年12月までに、暴力団構成員を含む日本人の男6人及び不法残留等の外国人をあっせんしていたバングラデシュ人の男1人(技能)を入管法違反(不法就労助長、不法就労あっせん)で、解体作業員のインド人の男4人(不法残留、特定活動)及びバングラデシュ人の男2人(特定活動、技能)を同法違反(不法残留、資格外活動)で逮捕した事例(12月、北海道)。

第3 まとめ

海外の薬物犯罪組織を始めとする組織と暴力団との結節点を解明するため、外国捜査機関や国内関係機関との連携を強化しながら、情報交換や合同捜査等を一層推進する必要がある。

また、国内だけではなく、海外の犯罪組織等の組織構造、犯行の態様といった組織ごとの特徴や、 交通、通信、宿泊等のインフラの利用実態を分析するなどして、取締りを強化していかなければならない。

さらに、来日ベトナム人に係る総検挙件数、検挙人員が増加傾向であることを踏まえ、国内関係機関との連携をさらに強化するとともに、来日ベトナム人は犯罪敢行目的で来日するというよりも、悪質な送出機関や仲介業者の甘言にそそのかされて来日した末に生活が困窮して犯罪に手を染める者も少なくない状況も踏まえ、悪質な送出機関や仲介業者に対する指導を働き掛けるなど関係国捜査機関との協力を深化させることが重要である。暴力団と海外犯罪組織との結節点にも注目した実態解明や取締りの推進が必要であることについては、前記と同様である。

第2章:暴力団情勢

第1 平成29年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組は依然として対立抗争の状態にあり、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生頻度は減少しているものの、29年1月には、会津小鉄会が後継人事を巡って内部対立となり、それに対して両団体が介入する事案等が発生した。また4月には、神戸山口組の傘下組織の一部が任俠団体山口組(その後、任侠山口組に改称)の結成を表明し、神戸山口組が内部対立状態になった。さらに、9月には、任侠山口組の関係者が銃撃され死亡する事件が発生するなど、暴力団情勢は予断を許さない状況にある。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、警戒活動や対立抗争等に起因するとみられる事件の検 挙を徹底するなどして、事件の続発を防止するとともに、この機会に各団体に対する取締り等を徹底し、 その弱体化を図ることとしている。

さらに、近年、暴力団情勢が緊迫していた福岡県においては、工藤會に対する集中的な取締りを徹底 して、建設会社役員に対する拳銃使用殺人事件や飲食店関係者に対する殺人未遂事件、暴力団排除活動 に立ち上がった市民を標的にした殺人未遂事件等で幹部を相次いで検挙しているなどの一定の成果がみ られているところであり、今後も、取締りや資金源対策を更に強化するとともに、工藤會による違法行 為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対し必要な支援を行っていくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の提供と保護対策の強化等に取り組んでいる。

第2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

1 暴力団構成員等の状況

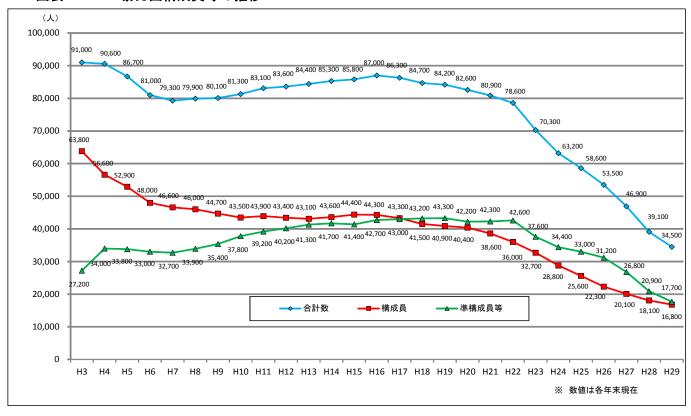
暴力団構成員及び準構成員等(以下、この項において「暴力団構成員等」という。)の数は、17年以降減少し、29年末現在で34,500人^{注1}と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数は、16,800人、準構成員等の数は、17,700人といずれも昭和33年以降最少人数となっている**(図表2-1)**。

また、主要団体^{※2}(六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会。以下同じ。)の暴力団構成員等の数は25,300人(全暴力団構成員等の73.3%)、うち暴力団構成員の数は12,400人(全暴力団構成員の73.8%)となっている(図表2-2)。

注1:本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2:26年末までは山口組、住吉会及び稲川会を「主要3団体」と表記していたが、27年末以降は神戸山口組を含む4団体を「主要団体」として表記している。

図表2-1 暴力団構成員等の推移



図表2-2 主要団体の暴力団構成員等の比較

			00/E-#	0.4 57 -	00/E-E	00/E-E	0.457	0.F.#=	00/T-	07.F.+	00Ʊ	00 / +	前年比增減数
			20年末	21年末	22年末	23年末	24年末	25年末	26年末	27年末	28年末	29年末	前年比增減率
		構成員	20,200	19,000	17,300	15,200	13,100	11,600	10,300	6,000	5,200	4,700	-500
		博	(50.0%)	(49.2%)	(48.1%)	(46.5%)	(45.5%)	(45.3%)	(46.2%)	(29.9%)	(28.7%)	(28.0%)	-9.6%
	六代目山口組	準構成員等	17,800	17,400	17,600	15,800	14,600	14,100	13,100	8,000	6,700	5,600	-1,100
		华博成員守	(42.2%)	(41.1%)	(41.3%)	(42.0%)	(42.4%)	(42.7%)	(42.0%)	(29.9%)	(32.1%)	(31.6%)	-16.4%
		計	38,000	36,400	34,900	31,000	27,700	25,700	23,400	14,100	11,800	10,300	-1,500
		п	(46.0%)	(45.0%)	(44.4%)	(44.1%)	(43.8%)	(43.9%)	(43.7%)	(30.1%)	(30.2%)	(29.9%)	-12.7%
		構成員	-	-	-	-	-	-	-	2,800	2,600	2,500	-100
		神沙貝								(13.9%)	(14.4%)	(14.9%)	-3.8%
	神戸山口組	準構成員等	_	-	-	_	-	_	_	3,400	2,900	2,700	-200
	117	1 11///050 3								(12.7%)	(13.9%)	(15.3%)	
主要		計	_	-	-	-	_	_	-	6,100	5,500	5,100	-400
要		н								(13.0%)	(14.1%)	(14.8%)	
団		構成員	6,100	6,100	5,900	5,600	5,000	4,200	3,400	3,200	3,100	2,900	-200
体		117777	(15.1%)	(15.8%)	(16.4%)		(17.4%)	(16.4%)	(15.2%)	(15.9%)	(17.1%)	(17.3%)	
	住吉会	準構成員等	6,600	6,700	6,700	6,100	5,500	5,300	5,100	4,100	3,500	2,900	-600
			(15.6%)	(15.8%)	(15.7%)	(16.2%)	(16.0%)	(16.1%)	(16.3%)	(15.3%)	(16.7%)	(16.4%)	
		計	12,700	12,800	12,600	11,700	10,600	9,500	8,500	7,300	6,600	5,800	-800
			(15.4%)		(16.0%)			(16.2%)	(15.9%)	(15.6%)	(16.9%)	(16.8%)	
		構成員	4,800	4,700	4,500	4,000	3,700	3,300	2,900	2,700	2,500	2,300	-200
			(11.9%)	(12.2%)	(12.5%)		(12.8%)	(12.9%)	(13.0%)	(13.4%)	(13.8%)	(13.7%)	
	稲川会	準構成員等	4,500	4,700	4,600	4,100	3,800	3,800	3,700	3,000	2,000	1,800	-200
			(10.7%)		(10.8%)			(11.5%)	(11.9%)	(11.2%)	(9.6%)	(10.2%)	
		計	9,300	9,400	9,100	8,100	7,600	7,000	6,600	5,800	4,400	4,100	-300
			(11.3%)		(11.6%)			(11.9%)	(12.3%)	(12.4%)	(11.3%)		
		構成員	31,100	29,800	27,700	24,800	21,800	19,100	16,600	14,700	13,300	12,400	-900 0.0%
	主要団体合計		(77.0%)	(77.2%)	(76.9%)	(75.8%)	(75.7%)	(74.6%)	(74.4%)	(73.1%)	(73.5%)	(73.8%)	
1 3		準構成員等	28,900	28,800	28,900	26,100	24,000	23,100	22,000	18,500	15,000	13,000	-2,000
			(68.5%)	(68.1%)	(67.8%) 56.600	(69.4%) 50.900	(69.8%)	(70.0%) 42.300	(70.5%)	(69.0%) 33.200	(71.8%) 28.300	(73.4%)	
		計	60,000	58,600	,	,	45,800	,	38,500	,	,	25,300	-3,000 -10.6%
			(72.6%)	(72.4%)	(72.0%)	(72.4%)	(72.5%)	(72.2%)	(72.0%)	(70.8%)	(72.4%)	(73.3%)	-10.6%

注:図表2-2中の括弧内は、各欄の上段に記載されている各主要団体及び主要団体合計の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の 数が、それぞれ各年末現在における全暴力団の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数に占める構成比を示している。

2 主要団体の動向

主要団体の29年における主な動向は、次のとおりである。

(1) 六代目山口組

27年8月末に六代目山口組から13人の直系組長が離脱し、神戸山口組を結成して以降、両団体は依然として対立状態にある。こうした中、昇格人事により執行部の体制を充実させたほか、死亡した直系組長の後任を間隙なく継承させるなど、組織の維持・強化を図った。

また、神戸山口組の内部対立に乗じ、組員の切り崩し工作を積極的に行うなど、神戸山口組の弱体化を図るとともに、自らの組織拡大を図った。

(2) 神戸山口組

六代目山口組と対立状態にある中、4月、傘下組織の一部が「任俠団体山口組(その後、任侠山口組に改称)」の結成を表明するとともに、神戸山口組の組織運営の批判を行った。執行部はこれに対し、直系組長の昇格人事や別団体の結成に関与した者への処分を行った。

8月、任侠山口組が、神戸山口組の組織運営等に対する更なる批判を行った。9月には、任侠山口組の代表である織田絆誠こと金禎紀に対する拳銃使用の襲撃事件が発生し、関係者が射殺されるなど、内部対立状態は一層深刻化した。

10月、兵庫県淡路市所在の本部事務所に対する、神戸地方裁判所による使用禁止等仮処分命令の決定が下されたが、神戸市内所在の拠点を利用するなどして各種会合を行っている。

(3) 住吉会

2月、直系組織の代表を継承させたほか、3月には、専任相談役の役職を新設するなど、組織の強化及び活性化を図った。

9月、総裁西口茂男の死去に伴う葬儀が行われるとともに、埼玉県内の住吉会関連施設において会長関功以下約300人が出席し、「故西口茂男を偲ぶ会」が開催された。

(4) 稲川会

28年に破門処分を下した直系組長に関し、その配下であった組員宅等の関係箇所に対する拳銃 発砲事件が敢行された。また、同組長の配下であった組員らを取り込むなど、組織の引締めを図 った。さらに、9月、役員昇格人事を発表するなどして組織の強化を図った。

また、六代目山口組や関東地区の団体を中心として食事会を行うなど他団体との交流を深めているが、神戸山口組とは付き合わない方針を維持している。

3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

(1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋^{注1}及び会社ゴロ等(会社ゴロ^{注2}及び新聞ゴロ^{注3}をいう。以下同じ。)の数は、29年末現在、1,090人と近年減少傾向にある**(図表2-3)**。

図表2-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

× 区	分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	総会屋	310	300	290	290	280	270	250	240	230	220
	グループ構成員 注4	80	70	60	50	50	50	50	40	40	30
	単独人員	230	230	230	240	230	220	200	200	190	190
	会社ゴロ等	1, 000	1, 010	1, 040	1, 010	970	980	940	920	875	870
	グループ構成員	70	60	70	40	30	30	20	10	5	20
	単独人員	930	950	970	970	940	950	920	910	870	850
	合計	1, 310	1, 310	1, 330	1, 300	1, 250	1, 250	1, 190	1, 160	1, 105	1, 090

※ 数値は概数である。

- 注1:単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者
- 注2:総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者
- 注3:総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者
- 注4:「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

(2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ(社会運動標ぼうゴロ^{±1}及び政治活動標ぼうゴロ^{±2}をいう。)の数は、29年末現在、5,780人と近年減少傾向にある**(図表2-4)**。

図表2-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

年次 [分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
社会運動標ぼうゴロ	750	790	860	920	620	660	610	570	530	480
グループ構成員 注3	350	390	440	520	320	280	240	220	180	150
単独人員	400	400	420	400	300	380	370	350	350	330
政治活動標ぼうゴロ	6,800	6,700	6,500	6,100	5,700	5,600	5,500	5,700	5,500	5,300
グループ構成員	5,100	5,000	5,100	4,600	4,200	4,200	4,100	4,300	4,100	3,900
単独人員	1,700	1,700	1,400	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
合計	7,550	7,490	7,360	7,020	6,320	6,260	6,110	6,270	6,030	5,780

※ 数値は概数である

注1:社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2:政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注3:「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

第3 暴力団犯罪の検挙状況等

1 全般的検挙状況

20年以降、暴力団構成員等(暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。)の検 挙人員は減少傾向にあり、29年においては、17,737人である。主な罪種別では、傷害が2,095人、窃 盗が1,874人、詐欺が1,813人、覚せい剤取締法違反(麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。)が 4,693人で、前年に比べそれぞれ減少している。 (図表2-5、2-8)。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は4,060人、準構成員その他の周辺者は13,677人で前年に比べ減少している(**図表2-5、2-6**)。暴力団構成員等の詐欺の検挙人員については、26年以降、3年連続で窃盗の検挙人員を上回っていたが、29年はわずかに窃盗の検挙人員が詐欺の検挙人員を上回った。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、29年においては、30,465件である。主な罪種別では、窃盗が11,303件、詐欺が2,379件、覚せい剤取締法違反が6,844件で、前年に比べそれぞれ減少している(**図表2-7**)。

図表 2 - 5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

_		構成員等の	<u>罪種別検挙</u>	人員の推移	,		
罪種名	年次	H25	H26	H27	H28	H29	前年比
	殺 人	119	140	115	83	118	35
	強盗	357	384	295	327	244	-83
	放火	31	32	45	28	22	-6
	強制性交等	67	65	48	52	38	-14
	凶器準備集合	3	21	25	14	4	-10
刑	暴行	1, 048	1, 134	1, 115	1, 261	1, 043	-218
****	傷害	2, 807	2, 696	2, 596	2, 514	2, 095	-419
	脅迫	595	627	592	534	513	-21
	恐 喝	1, 084	1, 084	1, 042	830	803	-27
	窃盗	2, 470	2, 296	2, 121	2, 044	1, 874	-170
	詐欺	2, 321	2, 337	2, 281	2, 072	1, 813	-259
	横領	71	71	63	43	51	8
法	文 書 偽 造	306	311	268	297	191	-106
	賭博	294	366	515	423	289	-134
	わいせつ物頒布等	87	91	63	52	13	-39
	公務執行妨害	369	323	293	271	220	-51
	うち公契約関係競売等妨害	3	0	0	0	0	0
	犯 人 蔵 匿	52	53	36	55	54	-1
	証 人 威 迫	7	8	1	10	7	-3
犯	逮捕 監禁	167	133	124	172	130	-42
	信用毀損・威力業務妨害	52	48	38	81	30	-51
	器 物 損 壊	435	412	369	382	310	-72
	暴力行為	27	18	29	10	28	18
	その他刑法犯	678	603	616	622	503	-119
	刑 法 犯 合 計	13, 447	13, 253	12, 690	12, 177	10, 393	-1, 784
	出入国管理・難民認定法	101	88	62	37	38	1
	軽 犯 罪 法	101	110	93	102	96	-6
	酩 酊 者 規 制 法	5	7	5	10	2	-8
4.4	迷惑防止条例	364	449	432	470	375	-95
特	暴力団対策法	5	4	6	5	5	0
	自 転 車 競 技 法 競 馬 法	14	25	9	8	6	-2
		39	0 38	6 12	1	0 4	-1
	モーターボート競走法 小 型 自 動 車 競 走 法	0	0	0	0	0	0
	風 営 適 正 化 法	570	495	542	327	250	
	青少年保護育成条例	49	59	26	35	32	-3
	売 春 防 止 法	203	149	104	79	48	-31
別	児 童 福 祉 法	103	87	95	57	39	-18
71,1	出資法	46	27	26	20	24	4
	貸金業法	73	49	39	35	39	4
	宅地建物取引業法	7	10	2	1	3	2
	建設業法	23	20	7	17	16	<u>-</u>
	銃 刀 法	219	246	195	198	193	-5
	火薬類取締法	4	0	0	0	2	2
	麻薬等取締法	149	107	80	64	67	3
法	あ へ ん 法	0	1	0	0	0	0
	大 麻 取 締 法	462	477	580	636	738	102
	覚せい剤取締法	6, 045	5, 966	5, 618	5, 003	4, 693	-310
	毒 劇 物 法	65	54	54	39	29	-10
	廃棄物処理法	121	77	90	98	78	-20
	労働 基準法	13	8	25	10	4	-6
	職業安定法	39	19	27	10	27	17
	健 康 保 険 法	1	0	0	0	0	0
犯	労働者派遣法	32	34	23	7	6	-1
	旅券法	26	22	8	3	6	3
	麻薬等特例法	57	66	105	78	64	-14
	その他の特別法犯	476	548	682	519	460	-59
40	特別法犯合計	9, 414	9, 242	8, 953	7, 873	7, 344	-529
総	計	22, 861	22, 495	21, 643	20, 050	17, 737	-2, 313

図表2-6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

## 本	_	凶表2一6 暴力団	構成員の罪	注则误于八	見りが			
強強	罪種名		H25	H26	H27	H28	H29	前年比
接触 整備 集合 1 1 1 11 7 2 5 6 6 1 1 日 47 43 -4	2F 1		11	13	18	3/1	5.4	20
放射性 失い 0 0 0 13 10 5 6 1 1		秋 八						
対象 準備集合								
図 器 準 備 集 合			_					
刑			12	7	9	5		
刑		凶 器 準 備 集 合	1	1	11	7	2	-5
情報	开川		297	274	259	318	264	-54
日本	7							
照								
語								
請議								
接								
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き						778	645	-133
諸			14	14	11	7	7	0
## 20 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	法	文 書 偽 造	107	137	119	159	98	-61
## 20 *** *** *** *** *** *** *** *** ***		賭博	56	34	60	57	39	-18
公務執行妨害 83 64 45 61 38 −23 55-2 契約階級報告等的報 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
予ち公契的関係競売等所書					•		·	
和 人 蔵 匿 20 16 13 13 13 21 8								
 証 人 威 迫 ちち 2 0 9 45 逮 捕 監 禁 55 60 32 53 38 -15 信用股債・成力業務妨害 8 23 5 44 9 -35 器 物 損 壊 104 68 91 109 72 -37 暴 力 行 為 15 7 15 8 13 5 そ の 他 刑 法 犯 170 111 119 170 127 -43 刑 法 犯 合 計 3,725 3,315 3,256 3,327 2,828 -499 出入国管理・規民認定法 13 5 4 1 6 5 軽 犯 罪 法 36 37 31 49 31 -18 経 胶 加 上 条 例 27 34 22 35 22 -13 基			_					
 速 捕 監 禁 55 60 32 53 38 -15 信用毀損・成力業務妨害 8 23 5 44 9 -35 器 物 損 壞 104 68 91 109 72 -37 34 異 力 行 為 15 7 15 8 13 5 その他 刑 法 犯 170 111 119 170 127 -43 刑 法 犯 合 計 3,725 3,315 3,256 3,327 2,828 -499 世入国管理・難民認定法 13 5 4 1 6 5 5 数								
信用毀損・威力業務妨害 8								
器 物 損 壊 104 68 91 109 72 -37 表 力 行為 15 7 15 8 13 5 6 0 他別法 11 170 111 119 170 127 -43	犯	逮捕監禁	55	60	32	53	38	-15
器 物 損 壊 104 68 91 109 72 -37 表 力 行為 15 7 15 8 13 5 6 0 他別法 11 170 111 119 170 127 -43						44		
展 カ 行 為 15 7 15 8 13 5 7 0 他 刑 法 犯 170 111 119 170 127 -43 111 法 犯 合 計 3,725 3,315 3,256 3,327 2,828 -499 世入国管理・難民認定法 13 5 4 1 6 5 5 8 1 4 1 6 5 5 8 1 4 1 6 6 5 5 8 1 4 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
その他刑法犯 170 111 119 170 127 -43 刑法犯合計 3,725 3,315 3,256 4 1 6 5 5 6 1 6 5 5 6 1 1 6 5 5 6 1 1 6 5 5 6 1 1 6 5 5 6 1 1 6 5 5 6 1 1 6 6 5 5 6 1 1 6 1 6								
刑法犯合計 3,725 3,315 3,256 3,327 2,828 -499 田入国管理・難民認定法 13 5 4 1 6 5 5 軽犯罪法 36 37 31 49 31 -18 配面者規制法 2 0 0 0 3 0 -3 迷惑防止条例 27 34 22 35 22 -13 上条例 27 34 22 35 22 -13 上条例 27 34 22 35 22 -13 直転車競技法 6 9 5 4 3 -1 自転車競技法 6 9 5 4 3 -1 自転車競技法 16 3 3 3 3 2 2 -1 小型自動車競走法 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 風営適正化法 29 24 17 13 10 -3 青少年保護育成条例 12 8 2 3 8 5 売春防止法 14 4 5 3 3 2 -1 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 投資 数 12 5 10 7 7 7 0 0 資金 業法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 3 2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
出入国管理・難民認定法 13 5 4 1 6 5 6 7 8 7 31 49 31 -18 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
軽 犯 罪 法 36 37 31 49 31 -18 R								
					-	-		
迷惑防止条例			36	37	31	49	31	-18
特 暴力団対策法 4 3 5 4 3 -1 直転車競技法 6 9 5 4 3 -1 競馬 法 2 0 1 0 0 0 小型自動車競走法 0 0 0 0 0 0 0 0 風営適正化法 29 24 17 13 10 -3 11 10 -3 10 -1 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 11 11 10 10 10 10 10		酩 酊 者 規 制 法	2	0	0	3	0	-3
特 暴力団対策法 4 3 5 4 3 -1 直転車競技法 6 9 5 4 3 -1 競馬 法 2 0 1 0 0 0 小型自動車競走法 0 0 0 0 0 0 0 0 風営適正化法 29 24 17 13 10 -3 11 10 -3 10 -1 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 11 11 10 10 10 10 10		迷 惑 防 止 条 例	27	34	22	35	22	-13
自転車競技法 6 9 5 4 3 -1 競馬法 2 0 1 0 0 0 日野車競走法 0 0 0 0 0 0 風営適正化法 29 24 17 13 10 -3 青少年保護育成条例 12 8 2 3 8 5 売春防止法 14 4 5 3 2 -1 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 出資金業法 19 12 18 9 7 -2 室地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設 業法 19 12 18 9 7 -2 室地建物取引業法 0 2 1 1 3 2 女変 2 1 1 3 2 女変 3 0 0 0 1 1 政策 3 2 1 1 3 2	特							
競馬 法 2 0 1 0 0 0 0 0 0 1 1	143							
モーターボート競走法 16 3 3 3 2 -1 小型自動車競走法 0 0 0 0 0 0 0 風営適正化法 29 24 17 13 10 -3 青少年保護育成条例 12 8 2 3 8 5 売春防止法 14 4 5 3 2 -1 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 理童福祉法 12 5 10 7 7 0 0 貸金業法 19 12 18 9 7 -2 2 1 1 3 2 -10 1 1 3 2 -1 1 3 2 -1 1 3 2 -1 1 3 2 -1 1 3 2 -1 1 3 2 -1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 1 1 3								
小型自動車競走法 0					-			
周 営 適 正 化 法 29 24 17 13 10 -3 青少年保護育成条例 12 8 2 3 8 5 売 春 防 止 法 14 4 5 3 2 -1 児 童 福 祉 法 18 14 11 15 5 -10 世 資 法 12 5 10 7 7 7 0 貸 金 業 法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 1 建 設 業 法 0 2 1 1 1 3 2 銃 刀 法 62 61 61 67 74 7 火 薬 類 取 締 法 0 0 0 0 1 1 1 麻 薬 等 取 締 法 29 15 12 8 11 3 あ へ ん 法 0 0 0 0 0 1 1 1 麻 薬 等 取 締 法 62 50 58 58 11 3 法 5 0 2 1 2 8 11 3 法 6 2 50 58 58 84 26 党 せい剤 取 締 法 62 50 58 58 58 84 26 党 せい剤 取 締 法 3 2 1 2 0 -2 廃 薬 物 処 理 法 10 8 15 17 15 -2 職 業 安 定 法 5 6 4 2 2 2 0 健 康 保 険 法 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
青少年保護育成条例 12 8 2 3 8 5 売春防止法 14 4 5 3 2 -1 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 出資法 12 5 10 7 7 0 資金業法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設業法 0 2 1 1 3 2 銃 刀 法62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん 法0 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 党せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒薬物処理 法10 8 15 17								
売春防止法 14 4 5 3 2 -1 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 出資法 12 5 10 7 7 0 貸金業法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設業法 0 2 1 1 3 2 统 刀 法 62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん 法0 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 党せい別取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物 法3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理 2 5 3 1 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 労働 4 2 2 0 企業業 4 <								
別 児童福祉法 18 14 11 15 5 -10 出資法 法 12 5 10 7 7 0 資金業法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設業法 0 2 1 1 3 2 銃刀法 62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物 法3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理 法10 8 15 17 15 -2 競棄業物処理 法5 0 2 5 3 1 -2 職業安定 法5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0		青少年保護育成条例	12	8	2	3		5
別 児 董 福 祉 法 18 14 11 15 5 -10 出 資 法 12 5 10 7 7 7 0 貸 金 業 法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 1 建 設 業 法 0 2 1 1 1 3 2 銃 刀 法 62 61 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 0 1 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 ホ 薬等取締法 29 15 12 8 11 3 ホ 本 取 締 法 29 15 12 8 11 3 ホ 本 取 締 法 62 50 58 58 84 26 党 せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 秦薬物処理法 1,109 979 910 845 786 -59 秦薬物処理法 1,109 979 910 845 786 -59 秦薬物処理法 10 8 15 17 15 -2 労 働 基 準 法 0 2 5 3 1 -2 職業安定法 5 6 4 2 2 0 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		売 春 防 止 法	14	4	5	3	2	-1
出資 法 12 5 10 7 7 0 貸金業法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設業法 0 2 1 1 3 2 銃刀 法 62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物 法3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 競乗業 大阪 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 0 企業業 5 6 4 2 2 0 健康業 6 3 3	別			14	11	15	5	-10
貸金業法 19 12 18 9 7 -2 宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設業法 0 2 1 1 3 2 銃刀法 62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物 法3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 健康保険法 0 0 0 0 0 0 変換 4 2 2 0 企業 4 2 2 0 企業 4 2 2 0 企業 5 6 4 2 2 0								
宅地建物取引業法 0 3 0 0 1 1 建設業法 0 2 1 1 3 2 銃刃法 562 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 競廉業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅業安定法 5 6 4 2 2 0 旅業安定法 5 6 4 2 2 0 旅業安定法 5 6 4 2 2 0							_	
建設業法 3 2 銃刃 力 法 62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 機業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 の他身別法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法 78 88 110 110 129 19 特別法 16 1,419 1,333 1,285 1,232 -53 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
銃 刀 法 62 61 61 67 74 7 火薬類取締法 0 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 健康保険法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 が療券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
火薬類取締法 0 0 0 1 1 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 職業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保險法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
法 麻薬等取締法 29 15 12 8 11 3 あへん法 0 0 0 0 0 0 大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 犯 業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 労働者派 造法 15 18 3 2 2 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
法 あ へ ん 法 の の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
法 あ へ ん 法 の の の の の の の の の の の の の の の の の の			29	15	12	8	11	3
大麻取締法 62 50 58 58 84 26 覚せい剤取締法 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 職業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保險法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53	法		0	0	0	0	0	
現場 1,109 979 910 845 786 -59 毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 職業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
毒劇物法 3 2 1 2 0 -2 廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 職業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法犯合計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
廃棄物処理法 10 8 15 17 15 -2 労働基準法 0 2 5 3 1 -2 犯 健康保険法 5 6 4 2 2 0 犯 労働者派遣法 0 0 0 0 0 0 犯 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 犯 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 犯 券場 特別法 17 13 6 3 3 0 取業等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法犯合計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53			·					
労働基準法の000000000000000000000000000000000000								
犯 業安定法 5 6 4 2 2 0 健康保険法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法犯合計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
犯 健康保険法 0 0 0 0 0 0 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法犯合計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
犯 労働者派遣法 15 18 3 2 2 0 旅券法 17 13 6 3 3 0 麻薬等特例法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法犯合計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
旅 券 法 17 13 6 3 3 0 麻 薬 等 特 例 法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特 別 法 犯 合 計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
旅 券 法 17 13 6 3 3 0 麻 薬 等 特 例 法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特 別 法 犯 合 計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53	犯	労働者派遣法	15	18	3	2	2	0
麻 薬 等 特 例 法 8 14 13 18 14 -4 その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特 別 法 犯 合 計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
その他の特別法犯 78 88 110 110 129 19 特別法犯合計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
特 別 法 犯 合 計 1,608 1,419 1,333 1,285 1,232 -53								
ric at a strain and a strain at a strain	4//							
	総	計	5, 333	4, /34	4, 589	4, 612	4, 060	-552

図表2-7 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

		構成員等の	罪種別検挙	件数の推移	3		
罪種名	年次	H25	H26	H27	H28	H29	前年比
	殺 人	78	94	76	57	71	14
	強盗	299	271	243	224	159	-65
	放火	37	32	54	22	28	6
	強制性交等	62	62	54	54	39	-15
	凶 器 準 備 集 合	3	6	3	3	1	-2
刑	暴行	1, 123	1, 235	1, 189	1, 276	1, 085	-191
	傷害	2, 367	2, 298	2, 191	2, 112	1, 818	-294
	脅 迫	574	610	596	527	523	-4
	恐 喝	891	862	865	700	596	-104
	窃盗	18, 354	15, 703	15, 017	14, 415	11, 303	-3, 112
	詐欺	3, 077	2, 821	3, 144	2, 944	2, 379	-565
	横領	74	69	71	49	61	12
法	文 書 偽 造	366	301	300	326	211	-115
/4	賭博	70	106	122	283	70	-213
	わいせつ物頒布等	63	55	39	24	11	-13
	公務執行妨害	465	432	387	344	292	-52
	うち公契約関係競売等妨害	1	0	0	0	0	0
	犯 人 蔵 匿	43	49	27	42	42	0
	証人威迫	6	49 5	3	9	6	
犯	逮捕監禁	98	84	86	97	81	-16
16	信用毀損・威力業務妨害	27	37	41	40	33	
	器 物 損 壊	758	666	595	582	492	-90
	暴力 行為	15	11	19	_	11	-90 4
					7		-
	その他刑法犯 刑法犯合計	1, 098	1, 074	1, 109 26, 231	1, 433	965	-468 -5, 293
		29, 948 115	26, 883		25, 570	20, 277	
	出入国管理・難民認定法 軽 犯 罪 法	113	106	68	40 122	48	8 -9
		5	130	106		113	
	酩 酊 者 規 制 法		7	6	11	2	_9
4+	迷惑防止条例	358	450	432	464	374	-90
特	暴力团对策法	7	5	9	8	4	-4
	自 転 車 競 技 法 競 馬 法	5	12	5	4	3	-1
		2	0	ı	2	0 2	-2
	モーターボート競走法 小 型 自 動 車 競 走 法	12	8	6	2		0
		0	0	0	0	0	0
	風 営 適 正 化 法 青少年保護育成条例	481	456	384	274	243	-31
		75	68	43	44	45	1
п.,		310	271	157	88	57	-31
別	児 童 福 祉 法 出 資 法	73	75	66	52	29	-23
		45	39	26	31	30	-1
		55	40	47	41	40	-1
	宅地建物取引業法建 設 業 法	13 10	11 8	2 6	2	13	0 2
		335	321		11 250	237	<u>Z</u>
		8	11	269 2		237	3
					-	200	
:+		330	222	192 2	182	200	18 -1
法		607			1 002		
		687	756	860	1, 002	1, 086	84
	覚せい剤取締法 毒 劇 物 法	8, 806	8, 665	8, 382	7, 493	6, 844 36	-649
		79 05	62	59	49		-13
		95	83	66	85	75	-10
		14	5	19	10	7	-3 10
		23	12	20	11	21	10
χΠ	健康保険法	1	0	0	0	0	0
犯	労働者派遣法	23	26	20	8	5	-3
	旅券法	25	24	9	3	6	3
	麻薬等特例法	80	103	154	124	90	-34
	その他の特別法犯	1, 211	610	833	695	572	-123
4/2	特別法犯合計	13, 397	12, 588	12, 251	11, 110	10, 188	-922
総	計	43, 345	39, 471	38, 482	36, 680	30, 465	-6, 215

図表2-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

手	年次 建名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	総数	26, 064	26, 503	25, 686	26, 269	24, 139	22, 861	22, 495	21, 643	20, 050	17, 737
	うち覚せい剤取締法違反	5, 735	6, 153	6, 283	6, 513	6, 285	6, 045	5, 966	5, 618	5, 003	4, 693
	うち傷害	3, 219	3, 123	3, 016	3, 040	2, 970	2, 807	2, 696	2, 596	2, 514	2, 095
	うち窃盗	3, 028	3, 136	3, 329	3, 538	2, 794	2, 470	2, 296	2, 121	2, 044	1, 874
	うち詐欺	1, 846	2, 072	1, 960	2, 077	2, 190	2, 321	2, 337	2, 281	2, 072	1, 813
	うち恐喝	2, 013	1, 800	1, 684	1, 559	1, 334	1, 084	1, 084	1, 042	830	803

2 主要団体に係る犯罪の検挙状況

20年以降、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しているところ、29年においても、14,201人と80.1%を占めている。このうち、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、5,539人と約3割を占めている(図表2-9)。

図表2-9 主要団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
暴力団構成員等の	26, 064	26, 503	25, 686	26, 269	24, 139	22, 861	22, 495	21, 643	20, 050	17, 737
検挙人員 (人)	(7, 197)	(6, 776)	(6, 216)	(5, 982)	(5, 510)	(5, 333)	(4, 734)	(4, 589)	(4, 612)	(4, 060)
	14, 261	14, 208	13, 728	13, 808	12, 566	11, 308	10, 854	9, 656	6, 631	5, 539
うち六代目山口組	(3, 572)	(3, 217)	(2, 859)	(2, 755)	(2, 366)	(2, 325)	(2, 047)	(1, 865)	(1, 411)	(1, 149)
7 + th = 1.00 (0)								732	3, 368	3, 255
うち神戸山口組 	_	_	_	_	_	_	_	(176)	(861)	(819)
= + (+ + A	3, 556	3, 632	3, 369	3, 770	3, 411	3, 708	3, 785	3, 769	3, 530	3, 095
うち住吉会	(1, 068)	(1, 059)	(997)	(969)	(964)	(944)	(834)	(809)	(753)	(698)
5 + 柯山人	3, 819	3, 687	3, 725	3, 887	3, 645	3, 252	3, 585	3, 445	2, 715	2, 312
うち稲川会 	(1, 145)	(1, 079)	(1, 067)	(1, 059)	(1, 059)	(1, 014)	(850)	(771)	(662)	(595)
- # C / A - 1	21, 636	21, 527	20, 822	21, 465	19, 622	18, 268	18, 224	17, 602	16, 244	14, 201
上 主要団体合計 	(5, 785)	(5, 355)	(4, 923)	(4, 783)	(4, 389)	(4, 283)	(3, 731)	(3, 621)	(3, 687)	(3, 261)
	83. 0	81. 2	81. 1	81. 7	81. 3	79. 9	81. 0	81.3	81. 0	80. 1
全体に占める割合(%)	(80. 4)	(79. 0)	(79. 2)	(80.0)	(79. 7)	(80.3)	(78. 8)	(78. 9)	(79. 9)	(80. 3)

注:括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るために、六 代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

29年においては、六代目山口組直系組長等(「直系組長等」とは、いわゆる「直参」を指す。以下同じ。)16人、弘道会直系組長等18人、弘道会直系組織幹部(弘道会直系組長等を除く。)20人を検挙している(図表2-10)。

図表 2 - 10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減
六代目山口組直系組長等	4	6	25	17	23	8	14	15	18	16	-2
弘道会直系組長等	_	3	11	19	5	10	11	9	18	18	0
弘道会直系組織幹部	_	14	32	42	27	31	30	23	29	20	-9

注:20年については、弘道会直系組長等及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

【六代目山口組直系組長等の主要検挙事例】

- 六代目山口組直系組長(71)らが、暴力団排除条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力団事務所を開設し、運営した事例(1月検挙、福岡・長崎)
- 六代目山口組直系組長(59)らが、交通上のトラブルの相手方に、「直参に喧嘩売ってどうなるか分かってるんやろうな。」などと告げ、団体の威力を示して脅迫し、顔面を殴打するなどの暴行を加えた事例(2月検挙、大阪)
- 六代目山口組直系組長(69)らが、暴力団排除条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力団事務所を開設し、運営した事例(12月検挙、福島)

【弘道会直系組長等、直系組織幹部の主要検挙事例】

- 弘道会直系組織幹部(45)らが、契約した携帯電話機を譲渡する意図を隠して、携帯電話機販売店から携帯電話機をだまし取るなどした事例(2月検挙、愛知)
- 弘道会直系組織幹部(52)が、賭博業者が得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら収受した事例(2月検挙、愛知)
- 弘道会直系組織幹部(51)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例(6月検挙、愛知)
- 弘道会直系組織幹部(46)らが、暴力団排除条例により定められた暴力団排除特別区域において、用心棒の役務を提供することの対償として、特定接客業者から現金の供与を受けた事例(9月検挙、愛知)
- 弘道会直系組織幹部(47)が、知人男性に対し、「今は弘道会でヤクザをしている。」「月1 万円でいい。」などと告げ、現金を脅し取った事例(11月検挙、愛知)

★ トピックス I

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争等

1 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

27年8月末、六代目山口組が分裂し、離脱した直系組長らにより神戸山口組が結成されて以降、両団体の傘下組織構成員らによる傷害事件等が各地で発生した。警察庁は、事件の発生頻度の高まりや全国への広がり、凶悪化等を総合的に勘案して、28年3月7日、両団体が対立抗争の状態にあると判断した。

同年4月には、兵庫県公安委員会が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に基づき、神戸山口組を指定暴力団として新たに指定した。また、同年6月には、六代目山口組についても、同委員会から9回目の指定を受けた。

2 神戸山口組の内部対立

神戸山口組においては、29年4月、傘下組織の一部が「任俠団体山口組(その後、任侠山口組に改称)」の結成を表明し、同団体は内部対立状態となった。こうした情勢の中、9月、任侠山口組の代表である織田絆誠こと金禎紀に対する拳銃使用の襲撃事件が発生し、関係者が死亡する事件が発生した。

なお、任侠山口組については、30年3月22日、兵庫県公安委員会が、暴力団対策法に基づき、指定 暴力団として新たに指定した。

3 六代目山口組及び神戸山口組に対する集中取締り

抗争状態にあると判断した28年3月7日から29年12月末までに、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為は、20都道府県で50件発生しているところ、うち33件で166人の暴力団構成員等を検挙している。

【主要検挙事例】

- 大阪府堺市内における六代目山口組傘下組織事務所に対する車両突入事件 28年3月、大阪府堺市内において、神戸山口組傘下組織幹部らが六代目山口組傘下組織事務所 に自動車を突入させた建造物損壊事件が発生し、29年2月、同幹部ら4人を逮捕した。
- 北海道旭川市内における六代目山口組傘下組織事務所に対する建造物損壊事件 28年3月、北海道旭川市内において、神戸山口組傘下組織組員らが六代目山口組傘下組織事務 所に消火器を投げつけて窓ガラスを割った建造物損壊事件が発生し、29年1月から4月までに同 組員ら4人を逮捕した。
- 静岡県浜松市内における六代目山口組傘下組織事務所に対する車両突入事件 28年8月、静岡県浜松市内において、神戸山口組傘下組織組員らが六代目山口組傘下組織事務 所に自動車を突入させた建造物損壊事件が発生し、29年1月、同組員ら2人を逮捕した。
- 愛知県名古屋市内における六代目山口組傘下組織組長に対する脅迫事件 28年12月、愛知県名古屋市内の路上において、神戸山口組傘下組織組長らが六代目山口組傘下 組織組長に対し、拳銃様のものを真正拳銃であるように装って銃口を向けて、数回発射音を聞か せた脅迫事件が発生し、29年6月、同組長ら2人を逮捕した。
- 愛媛県西条市内における神戸山口組傘下組織組員に対する傷害致死事件 29年6月、愛媛県西条市内において、六代目山口組傘下組織組長が神戸山口組傘下組織組員の 腹部を短刀で突き刺すなどして失血死させた傷害致死事件が発生し、同月、同組長を逮捕した。

4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

(1) 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件 $^{\pm 1}$ が相次いで発生してきたが、26年以降大きく減少し、29年においては、2件発生している(**図表2-11)**。これらの事件の中には、火炎瓶が使用されているものもあり、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

○ 建設会社営業所に対する火炎瓶投てき事件(1月発生、熊本)

【検挙事例】

- 福岡県北九州市内で、殺意を持って、建設会社役員に向けて拳銃を発射し、殺害した事件について、工藤會傘下組織組長(53)らを殺人、銃刀法違反で検挙した事例(23年11月発生、29年1月検挙、福岡)
- 福岡県北九州市内で、殺意を持って、刃物で飲食店経営者らの身体を切り付け、傷害を負わせた事件について、工藤會傘下組織組長(44)らを組織的犯罪処罰法違反(組織的殺人未遂)で検挙した事例(24年9月発生・29年6月検挙、福岡)
- 福岡県北九州市内で、殺意を持って、建設会社社員に向けて拳銃を発射し、傷害を負わせた事件について、工藤會傘下組織組長(54)らを殺人未遂、銃刀法違反で検挙した事例(23年2月発生、29年9月検挙、福岡)

図表 2-11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
発生事件数注2	24	18	15	29	21	23	8	1	3	2

- 注1:事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業(株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。)その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
 - 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包(薬きょうを含む。) の送付
 - (3) 爆発物の使用 (未遂を含む。)
 - (4) 放火 (未遂を含む。)
 - (5) 火炎瓶の使用(未遂を含む。)
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある 建造物指換、器物指換又は威力業務妨害

注2:事件数とは、都道府県警察から事件単位で報告があった数を計上したもので、検挙件数とは異なる(以下同じ。)。

(2) 対立抗争事件の発生状況

29年においては、対立抗争に起因するとみられる不法行為は8件発生している**(図表2-12)**。 これらはいずれも六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するものである。これらの事件においては、拳銃使用の事件は発生しなかったものの、白昼に公共の場所で殺人未遂事件が発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表 2-12 対立抗争事件の発生状況の推移

区	年次 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
対	立抗争認定数(回)	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	うち六代目山口組関与事件数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
発	生件数(件)	6	4	0	13	14	27	18	0	42	8
	うち銃器使用回数	3	1	0	9	7	20	9	0	6	0
	銃器使用率(%)	50. 0	25. 0	0.0	69. 2	50. 0	74. 1	50. 0	0.0	14. 3	0.0
死	者数(人)	3	2	0	5	1	0	0	0	4	1
	うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負	傷者数(人)	0	0	0	3	6	3	3	0	15	4
	うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注:28年末までは、対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これらに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としていたが、29年からは、「発生事件数」を「対立抗争認定数」、「発生回数」を「発生件数」と表記した。

工藤會に対する集中取締り等

1 工藤會幹部の波状的検挙

- 29年1月、会社経営者からみかじめ料を要求した事件(26年、28年発生)につき、特定危険指定暴力団等の構成員による暴力的要求行為を処罰する暴力団対策法の規定を適用し、工藤會傘下組織組長らを逮捕した。
- 29年1月、建設会社役員の男性が拳銃で射殺された事件(23年発生)につき、工藤會傘下組織組長らを、殺人等で逮捕した。
- 29年6月、飲食店経営者らが刃物で切り付けられた事件(24年発生)につき、工藤會傘下組織組長らを組織的犯罪処罰法違反(組織的殺人未遂)で逮捕した。
- 29年9月、建設会社社員の男性が銃撃された事件(23年発生)につき、工藤會傘下組織組長らを殺人 未遂等で逮捕した。
- 29年11月、暴力団排除活動に取り組む男性らが銃撃された事件(22年発生)につき、工藤會傘下組織組長らを殺人未遂等で逮捕した。

2 暴力団対策法の活用

24年12月、福岡県公安委員会及び山口県公安委員会が工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、 以降1年ごとに指定の期限を延長しているところ、29年12月、指定の期限を更に1年延長した。また、 26年11月、福岡県公安委員会が当該指定に係る警戒区域内に所在する工藤會の4か所の事務所につい て、さらに27年2月、1か所の事務所について、事務所使用制限命令を発出しているところ、29年もこれらの命令の期限の延長を行った。さらに、特定危険指定暴力団等の組員が警戒区域内において暴力的 要求行為をしたとして、29年中、工藤會傘下組織組長ら4人を逮捕した。

3 民事訴訟

福岡県警察では、事件検挙等による取締りのほか、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害 賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

- 工藤會傘下組織幹部らが、元警察官を銃撃して負傷させた事件(24年発生)について、29年8 月、同元警察官が、襲撃を指示した工藤會総裁らに対し、損害賠償請求訴訟を提起した。
- 工藤會(事件発生当時、工藤連合草野一家)傘下組織幹部らが元漁業協同組合長を射殺した事件 (10年発生)について、29年8月、同元漁業協同組合長の親族が、襲撃を指示した工藤會総裁らに 対し、損害賠償命令の申立てを行った。

4 今後の対策等

近年、工藤會総裁、同会長等を含む主要幹部を波状的に検挙し、これらの者を長期的に隔離したことにより、工藤會の組織基盤及び指揮命令系統に打撃を与えている。また、福岡県における29年中の離脱支援による工藤會離脱者数は51人であった。今後とも、未解決事件の捜査を徹底するなど取締りの更なる強化を図るとともに、資金源対策や離脱者の社会復帰対策を更に推進していく。

5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、29年においては13件発生し、これらの事件による死者は2人で、負傷者は4人であった(**図表 2 -13)**。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所である住宅街等で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 車両に乗車中の男性(46)が銃撃されて、負傷した事例(5月発生、千葉)
- 神戸山口組関連施設が銃撃されて、屋根部分が損壊した事例(6月発生、兵庫)
- 任侠山口組傘下組織関係者(44)が銃撃されて、死亡した事例(9月発生、兵庫)

【検挙事例】

- 神戸山口組傘下組織組員 (55) らが、会社会長宅に向けて拳銃を発射した事例 (27年1月発生・29年6月検挙、警視庁)
- 稲川会傘下組織組長(56)らが、アパートに向けて拳銃を発射した事例(6月発生・11月検 挙、千葉)
- 六代目山口組傘下組織組員(43)が、トラブルの相手方に向けて拳銃を発射して負傷させた事例(11月発生・検挙、徳島)

図表2-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区	分		年	欠	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
発	砲 事 作	‡数	(件	-)	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13
	うち対立抗	争に	よるも	9	3	1	0	9	7	20	9	0	6	0
死	者 数	(人)	8	6	6	5	3	2	0	1	2	2
負	傷者	数	(人)	5	8	3	7	11	2	3	3	1	4

注:「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器 発砲事件をいう。

6 拳銃押収丁数

近年、暴力団からの拳銃押収丁数は減少傾向にあったところ、29年においては、79丁と前年に比べ増加している**(図表 2 - 14)。**依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

【事例】

- 合田一家傘下組織組員(66)が、関係場所に拳銃1丁及びこれに適合する実包15発を隠匿していた事例(2月押収、山口)
- 六代目山口組傘下組織組員(44)が、自宅に拳銃1丁及びこれに適合する実包9発を隠匿していた事例(3月押収、新潟)

- 神戸山口組傘下組織組員(52)が、車両内に拳銃1丁及びこれに適合する実包5発を隠匿していた事例(5月押収、愛知)
- 神戸山口組傘下組織幹部(51)が、車両内に拳銃1丁及びこれに適合する実包9発を隠匿していた事例(6月押収、大阪)

図表 2-14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区	/ 分	_	_	年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
押	収	拳鈁	総数	(丁)	166	148	98	123	95	74	104	63	54	79
	真	正	銃	(丁)	158	129	96	112	89	69	98	56	54	68
					95. 2%	87. 2%	98.0%	91.1%	93. 7%	93. 2%	94. 2%	88.9%	100.0%	86. 1%
	改	造	銃	(T)	8	19	2	11	6	5	6	7	0	11
					4. 8%	12.8%	2. 0%	8. 9%	6. 3%	6.8%	5. 8%	11. 1%	0.0%	13. 9%

注:各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

7 組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況

29年における暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数は5件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数は1件である(図表2-15)。

【事例】

○ 工藤會傘下組織組長(44)らが、組織の活動として、殺意をもって、刃物で飲食店経営者らの 身体を切り付け、傷害を負わせた事例(6月検挙、福岡)

図表 2-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法(加重処罰)の適用状況(事件数)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	12	17	18	6	3	6	6	4	13	5
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	0	2	3	1	0	0	0	0	0	1

8 資金獲得犯罪の検挙状況

(1) 29年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^注(以下「伝統的資金獲得犯罪」という。)は、依然として、暴力団等の有力な資金源になっていることがうかがえるところ、これらのうち、暴力団構成員等の覚せい剤取締法違反の検挙人員については、平成29年中の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の多くを占めており、その割合は増加傾向にある(図表2-18)。

また、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が占める割合が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況が うかがわれる(図表2-8)。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が敢行されて おり、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

注:公営競技関係4法違反(競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反)をいう。

(2) 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況

29年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の 適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反事件数が22件であり、犯罪収 益等収受について規定した第11条違反事件数が24件である。

また、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用事件数は27件である(図表2-16)。

【犯罪収益等隠匿事件】

○ 共政会組員(54)らが、詐取した携帯電話機等を売却して処分しようと考え、売り主を仮装して同携帯電話機等を売却し、同組員が管理する他人名義の口座に売却代金を振込入金させ、犯罪収益の処分につき事実を仮装した事例(1月検挙、広島)

【犯罪収益等収受事件】

- 六代目山口組傘下組織幹部(52)が、賭博業者が得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら 収受した事例(2月検挙、愛知)
- 神戸山口組傘下組織幹部(55)が、会社役員らが窃盗により得た犯罪収益の一部を、その情を 知りながら収受した事例(12月検挙、和歌山)

図表 2 - 16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係) の適用状況(事件数)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
犯罪収益等隠匿(10条)	41	49	46	43	27	35	26	43	45	22
犯罪収益等収受(11条)	21	41	44	38	28	40	28	46	25	24
起訴前の没収保全命令(23条)	21	23	36	30	39	54	45	46	34	27

図表 2-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係) の適用状況(29年・前提犯罪の内訳・事件数)

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合 計
恐喝	2	1		3
窃盗	5	3	2	10
詐欺	6	13	4	23
電子計算機使用詐欺	1	1		2
賭博等	3	1	9	13
わいせつ物頒布等	1			1
入管法	1		1	2
風営適正化法			5	5
売春防止法		3	3	6
貸金業法•出資法		2	2	4
商標法	2		1	3
弁護士法	1		_	1
合 計	22	24	27	73

(3) 伝統的資金獲得犯罪

20年以降、伝統的資金獲得犯罪の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、50% 前後で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が6~7%台で推移していることからすると、高いといえる(図表2-18、19)。

29年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、5,795人で、暴力団構成員等の総検挙人員の32.7%を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる。

【覚醒剤事犯】

- 住吉会傘下組織組長(75)が、営利目的で覚醒剤約79グラムを譲り渡そうとした事例(1月検 挙、福井)
- 住吉会傘下組織幹部(48)らが、覚醒剤約474.7キログラムを密輸入するなどした事例(8月 検挙、茨城等)

【恐喝事犯】

○ 六代目山口組傘下組織幹部(47)が、会社経営者に対し、「年間20万そこそこで商売できるん

ですから。会社続けたいでしょ。」などと告げ、みかじめ料を脅し取った事例(2月検挙、愛知)

- 工藤會傘下組織組長(65)が、知人男性に対し、「お前、許さんぞ。何で、今日金付けれんのか。」などと告げ、債権取立て名目で現金を脅し取った事例(4月検挙、福岡)
- 六代目山口組傘下組織組長(54)らが、東京都中央区銀座周辺の飲食店経営者らからみかじめ 料を脅し取った事例(6月検挙、警視庁)
- 住吉会傘下組織組長(54)らが、東京都港区赤坂周辺の飲食店経営者らからみかじめ料を脅し 取った事例(11~12月検挙、警視庁)
- 共政会傘下組織組員(48)が、会社役員に対し、「ヤクザの女に手を出すとは大した度胸よ。 出すモンだしてほしいんよ。」などと告げ、現金を脅し取ろうとした事例(11月検挙、広島)
- 神戸山口組傘下組織組長(68)が、鉄道会社に対し、「線路ずらしてこの家を買え。」などと告げ、災害復旧工事に乗じて自己の居宅を購入させる名目で現金を脅し取ろうとした事例(11月検挙、大分)

【賭博事犯】

- 六代目山口組傘下組織幹部(42)が、プロ野球の公式戦を利用した賭博場を開張して利益を図った事例(1月検挙、新潟)
- 神戸山口組傘下組織組長(54)らが、プロ野球の公式戦を利用した賭博場を開張して利益を図った事例(10月検挙、静岡)

図表 2 - 18 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

№	< > < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < < > < < < > < < < < > < < < < > < < < < < > < < < < < < < < < < < < < < < < < < < <	年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
-	3.力屈楼	成員等の総検挙人員(人)	26, 064	26, 503	25, 686	26, 269	24, 139	22, 861	22, 495	21, 643	20, 050	17, 737
-544	E 23 E21 149	· 从民中07和61天主八民(八)	(7, 197)	(6, 776)	(6, 216)	(5, 982)	(5, 510)	(5, 333)	(4, 734)	(4, 589)	(4, 612)	(4, 060)
	うち	。 伝統的資金獲得	8, 517	8, 921	8, 742	8, 680	8, 209	7, 478	7, 479	7, 202	6, 269	5, 795
	犯罪	『検挙人員(人)	(2, 344)	(2, 270)	(2, 222)	(2, 010)	(1, 796)	(1, 651)	(1, 457)	(1, 410)	(1, 253)	(1, 192)
		割合(%)	32. 7	33. 7	34. 0	33. 0	34. 0	32. 7	33. 2	33. 3	31. 3	32. 7
		一一一	(32. 6)	(33. 5)	(35. 7)	(33. 6)	(32.6)	(31.0)	(30.8)	(30. 7)	(27. 2)	(29. 4)
		覚せい剤取締法違反	5, 735	6, 153	6, 283	6, 513	6, 285	6, 045	5, 966	5, 618	5, 003	4, 693
		見せい別収輸法建及	(1, 181)	(1, 286)	(1, 313)	(1, 207)	(1, 150)	(1, 109)	(979)	(910)	(845)	(786)
		TO 08	2, 013	1, 800	1, 684	1, 559	1, 334	1, 084	1, 084	1, 042	830	803
		恐喝	(1, 006)	(799)	(802)	(741)	(572)	(462)	(432)	(431)	(344)	(362)
		D-X 1-22	639	789	652	405	511	294	366	515	423	289
		賭博	(107)	(133)	(81)	(26)	(49)	(56)	(34)	(60)	(57)	(39)
		ノミ行為等	130	179	123	203	79	55	63	27	13	10
		ノミ1丁為寺	(50)	(52)	(26)	(36)	(25)	(24)	(12)	(9)	(7)	(5)

注:括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表2-19 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
伝統的資金獲得犯罪の合計	8, 517	8, 921	8, 742	8, 680	8, 209	7, 478	7, 479	7, 202	6, 269	5, 795
暴力団構成員等が占める割合	50. 5%	52. 2%	51. 2%	53. 6%	53. 3%	52. 9%	53. 3%	51. 7%	49. 0%	47. 1%
覚せい剤取締法違反	5, 735	6, 153	6, 283	6, 513	6, 285	6, 045	5, 966	5, 618	5, 003	4, 693
暴力団構成員等が占める割合	52. 7%	53. 3%	52. 9%	55. 3%	55. 2%	56. 1%	55. 3%	52. 1%	48. 8%	47. 4%
恐喝	2, 013	1, 800	1, 684	1, 559	1, 334	1, 084	1, 084	1, 042	830	803
暴力団構成員等が占める割合	45. 0%	45. 4%	44. 8%	46. 9%	43. 7%	42. 3%	44. 1%	47. 6%	46. 3%	45. 5%
賭博	639	789	652	405	511	294	366	515	423	289
暴力団構成員等が占める割合	47. 0%	57. 3%	49. 7%	44. 9%	58. 3%	40. 6%	49.8%	55. 8%	58. 3%	45. 4%
ノミ行為等	130	179	123	203	79	55	63	27	13	10
暴力団構成員等が占める割合	77. 4%	87. 7%	96. 9%	97. 6%	94.0%	82. 1%	98. 4%	84. 4%	46. 4%	90. 9%

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪(各罪種)の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総検挙人員	420, 346	415, 076	399, 998	378, 201	356, 389	328, 113	316, 965	304, 868	289, 016	277, 472
うち暴力団構成員等の検挙人員	26, 064	26, 503	25, 686	26, 269	24, 139	22, 861	22, 495	21, 643	20, 050	17, 737
暴力団構成員等が占める割合	6. 2%	6. 4%	6. 4%	6. 9%	6.8%	7.0%	7. 1%	7. 1%	6.9%	6. 4%

(4) 詐欺事犯

近年、暴力団は資金を獲得する手段の一つとして、暴力団の威力を示す必要がない詐欺、特に 組織的に行われる特殊詐欺^{造1}を敢行している実態がうかがわれる**(図表 2 - 20)**。

【詐欺事犯】

○ 神戸山口組傘下組織幹部(70)らが、暴力団員であることを隠して生活保護費を不正に受給 した事例(5月検挙、大阪)

【特殊詐欺事犯】

- 工藤會傘下組織組員(31)らが、高齢者からトラブル解決名目でキャッシュカードをだまし 取るなどした事例(2月検挙、福岡)
- 共政会傘下組織組員(36)らが、警察官等をかたり、高齢者からキャッシュカードをだまし 取るなどした事例(8月検挙、広島)

図表 2 - 20 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

[2	年次 ≤分	H25	H26	H27	H28	H29 _{注3}
	特殊詐欺(検挙人員全体)	1,774	1,985	2,506	2,369	2,490
	うち暴力団構成員等	500	698	826	623	614
	暴力団構成員等が占める割合注2	28.2%	35.2%	33.0%	26.3%	24.7%

注1:特殊詐欺とは、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)及び振り込め詐欺以外の特殊 詐欺(金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等)をいう。

注2:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、特殊詐欺の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

注3:29年の値は暫定値である。

(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、 資金獲得を図っている実態がうかがえる(図表 2-21、2-22)。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部(51)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領 した事例(6月検挙、愛知)
- 六代目山口組傘下組織組長(58)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領 した事例(7月検挙、静岡)

図表 2-21 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

 区	年次 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
暴	力団構成員等の検挙人員	130	104	116	80	53	73	49	39	35	39
	うち暴力団構成員の検挙人員	50	42	46	22	12	19	12	18	9	7
暴	力団構成員等が占める割合	40. 9%	37. 8%	39. 2%	37. 9%	29. 4%	43. 7%	33. 3%	23. 5%	27. 6%	30. 2%

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-22 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

	The state of the s												
· 区	年次 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
暴	カ団構成員等の検挙人員	126	89	74	104	43	46	27	26	20	24		
	うち暴力団構成員の検挙人員	36	29	18	18	15	12	5	10	7	7		
暴	カ団構成員等が占める割合	25. 5%	22. 5%	25. 1%	34. 2%	22. 9%	27. 7%	16. 5%	24. 3%	15. 6%	19. 7%		

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

【事例】

- 神戸山口組傘下組織組長(44)らが、一般建設業を営むときに必要な専任技術者を置いていないにもかかわらず、これを置いているように装って許可更新申請を行い、一般建設業許可の更新を受けた事例(2月検挙、大阪・兵庫)
- 神戸山口組傘下組織幹部(59)らが、自らが実質的経営者であるにもかかわらず、知人男性が 代表取締役であるよう装うなどして許可申請を行い、一般建設業等の許可を受けた事例(9月検 挙、警視庁)

ウ 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる(図表 2 - 23)。

【事例】

○ 建設会社役員(36)が、労働者を工事現場に派遣し、解体工事等の建設業務に従事させ、禁止 業務について労働者派遣事業を行った事例(2月検挙、北海道)

図表 2-23 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
暴力団構成員等の検挙人員	16	13	10	17	31	32	34	23	7	6		
うち暴力団構成員の検挙人員	6	8	5	12	13	15	18	3	2	2		
暴力団構成員等が占める割合	48.5%	43.3%	58.8%	41.5%	73.8%	86.5%	87. 2%	62. 2%	21.9%	42. 9%		

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

工 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為 で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織組長(50)らが、無許可で従業員に客の接待行為をさせるなどの風俗営業を営んだ事例(4月検挙、愛知)
- 神戸山口組傘下組織幹部(40)らが、無許可で従業員に客の接待行為をさせるなどの風俗営業 を営んだ事例(5月検挙、愛媛)
- 極東会傘下組織組長(64)らが、無許可で従業員に客の接待行為をさせるなどの風俗営業を営

(6) 企業対象暴力及び行政対象暴力

29年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は428件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は346件、行政対象暴力事犯は82件となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は135人、検挙件数は92件である。依然として暴力団構成員等の反社会的勢力が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

【事例】

○ 侠道会傘下組織組員(53)が、会社役員に対し、「暴力団の理事に昇格したので金がいる。毎月5,000円以上の付き合いをしろ。」などと告げ、現金を脅し取ろうとした事例(2月検挙、広島)

(7) 金融・不良債権関連事犯

29年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は25件である(**図表 2 - 24**)。 企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが23件、競売入札妨害事件等 の債権回収過程におけるものが2件である。

【事例】

- 稲川会傘下組織関係者(43)らが、虚偽の勤務先や給与収入を記載した住宅関連ローン借入申 込書等を金融機関に提出し、融資金をだまし取った事例(2月検挙、宮城)
- 稲川会傘下組織関係者(33)らが、金融機関に対し、自動車を購入するためであると装って融 資を申し込み、融資金をだまし取った事例(6月検挙、新潟)
- 六代目山口組傘下組織組長(36)が、信販会社に対し、自動車を購入すると装ってオートクレジット契約を申し込み、融資金をだまし取った事例(8月検挙、埼玉)

図表 2-24 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
融資過程	12	39	33	45	28	34	26	12	12	23
債権回収過程	6	6	2	9	11	2	0	0	2	2
合計	18	45	35	54	39	36	26	12	14	25

注1:「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2:「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

第4 暴力団対策法の施行状況等

1 指定状況

29年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

- (1) 2月24日、三代目俠道会が広島県公安委員会、太州会が福岡県公安委員会によりそれぞれ9回目 の指定を受け、浪川会が福岡県公安委員会により4回目の指定を受けた。
- (2) 5月19日、九代目酒梅組が大阪府公安委員会により9回目の指定を受けた。
- (3) 7月14日、極東会が東京都公安委員会、二代目東組が大阪府公安委員会によりそれぞれ9回目の指定を受けた。

なお、29年末現在、22団体が指定暴力団として指定されている(30年3月22日、新たに任侠山口組 を指定)(図表2-25)。

2 行政命令の発出状況

(1) 中止命令

20年以降、中止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、29年においては、1,369件と前年に比べ32件増加している(図表2-26)。なお、暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、48,442件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為(9条)に対するものが927件と全体の67.7%を、加入強要・脱退妨害(16条)に対するものが134件と全体の9.8%を、それぞれ占めている(図表2-27)。

暴力的要求行為(9条)に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求(2号)に対するものが464件、みかじめ料要求(4号)に対するものが123件、用心棒料等要求(5号)に対するものが233件となっている。また、加入強要・脱退妨害(16条)に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害(1項)が12件、威迫による加入強要・脱退妨害(2項)が108件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが304件と最も多く、全体の22.2%を占め、次いで六代目山口組230件、稲川会195件、神戸山口組135件の順となっている**(図表2-27)**。

【事例】

- 神戸山口組傘下組織組員(48)が、金銭の貸付けを受けている男性から返済を請求されたところ、「俺らも組のことでゴタゴタがあって、すぐに段取り出来へんねん。もうちょっと待ってや。」などと告げて、暴力団の威力を示して同男性に対して負う債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例(4月、大阪)
- 住吉会傘下組織組員(30)が、眼鏡の修理を依頼した眼鏡店店長に対し、「フレームが傷つい

た。」「俺を誰だかわかってんだろ。傷ついてるし、フレームも緩いんだよ。新しいメガネを用意しろ。」などと告げて、暴力団の威力を示して眼鏡の修理に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとして、又は修理の瑕疵の程度を誇張して金品等の供与を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例(5月、埼玉)

- 神戸山口組傘下組織幹部 (49) が、不動産会社役員に対し、「前から言うてる部屋の件やけど。何とかならへんか。」「管理会社に上手く契約取り付けてくれたらいいだけやんか。それやったらヤクザ関係ないやろ。」などと告げ、同役員から拒絶されるや、「何とか頼むわ。」などと告げて、暴力団の威力を示してマンションの貸借の媒介をすることを要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例 (10月、兵庫)
- 六代目山口組傘下組織組員(48)が、少年に対し入れ墨を施したことから、これを継続してはならないことを命じた事例(11月、石川)

図表2-26 行政命令の発出件数の推移

区分		年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中 止	命	令	2,270	2,119	2,130	2,064	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369
再 発 防	ī 止	命令	86	65	85	93	81	62	39	36	33	35
請求妨害	害 防 止	命令	3	0	8	5	2	5	3	2	0	1
用心棒行	為等防	止命令	-	ı	1	ı	ı	9	4	8	2	1
賞 揚 等	禁止	命令	61	30	8	14	12	2	2	4	6	11
事務所使	用制队	艮命令	0	0	0	27(1)	17	0	4	4	0	0

注:括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

(2) 再発防止命令

20年以降、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、29年においては、35件と前年に 比べ2件増加している(**図表 2 - 26**)。なお、暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,855 件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為 (9条) に対するものが28件と全体の80.0% を、準暴力的要求行為の要求等 (12条の3) に対するものが 5件と全体の14.3%を、それぞれ占めている (図表 2-27)。

暴力的要求行為(9条)に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求(2号)に対するものが9件、みかじめ料要求(4号)に対するものが4件、用心棒料等要求(5号)に対するものが10件、高利債権取立行為(6号)に対するものが5件となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが11件と最も多く、全体の31.4%を占め、次いで稲川会5件、住吉会5件、松葉会4件の順となっている(図表2-27)。

【事例】

- 太州会傘下組織組員(42)が、男性に対し、「太州会や俺の名を使っていいぞ。」「困った時は俺の名前を出して取ってこい。」などと告げて、暴力団の威力を示して高利債権取立行為を行うことを要求し、さらに同男性に対し、同様の要求をしたことなどから、1年間、同男性に対し、更に反復して類似の準暴力的要求行為の要求等をしてはならないことを命じた事例(2月、福岡)
- 六代目山口組傘下組織組員(41)が、男性に対し、「新車を用意すれや。」「兄貴分にいい車乗せてやりたいって思わねえのか。」などと告げて、暴力団の威力を示して金品等の贈与をみだりに要求し、さらに他の者に対しても同様の要求をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例(6月、北海道)
- 松葉会傘下組織組員(45)が、飲食店経営者に対し、「○○組の○○っていうんだけど。」「他のシマの不良が、もし、この店に来て暴れたら助けに来るんで付き合いをしてくれ。」「みかじめ料っていうんじゃないですけど、自分たちがケツ持つんで。」などと告げて、暴力団の威力を示して同所で営業することを容認する対償として金品等を要求し、さらに他の者に対しても同様の要求をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例(9月、群馬)

(3) 請求妨害防止命令

29年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は1件である**(図表2-26)**。 この命令は、共政会に対するものである**(図表2-27)**。

【事例】

○ 共政会傘下組織組員らがみかじめ料の支払要求を拒絶した風俗店経営者らに対し敢行した器物 損壊事件等について、同経営者らが共政会会長(74)に対して損害賠償請求訴訟を提起したこと から、同会長に対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害することなどをしては ならないことを命じた事例(8月、広島)

(4) 用心棒行為等防止命令

29年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は1件である**(図表 2 - 26)**。 この命令は、住吉会に対するものである**(図表 2 - 27)**。

【事例】

○ 住吉会傘下組織幹部(50)が、縄張内に所在するマッサージ店の経営者から、「○○さんが店に来ないようにしてください。」などと依頼され、「わかった。いくら払う。」などと告げて、

用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じ た事例(4月、警視庁)

(5) 賞揚等禁止命令

29年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は11件である(**図表 2 - 26**)。 これらの命令は、道仁会に対するものが6件、神戸山口組に対するものが3件、六代目山口組に 対するものが2件である(**図表 2 - 27**)。

【事例】

- 道仁会会長(60)らが、九州誠道会(現浪川会)との対立抗争において九州誠道会傘下組織事務所で手りゅう弾を爆発させ、刑に処せられた道仁会傘下組織幹部らに対し、賞揚等をする目的で金品等の供与をするおそれが認められたことから、同会長らに対して、出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、同組員らに金品等を供与することなどをしてはならないことを命じた事例(3月、福岡)
- 六代目山口組傘下組織組長(64)が、五代目山口組と中野会との対立抗争において中野会幹部を射殺して刑に処せられた六代目山口組傘下組織組員(39)に対し、賞揚等をする目的で金品等の供与をするおそれが認められたことから、同組長に対して、出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、同組員に金品等を供与することなどをしてはならないことを命じ、また、出所した同組員に対しても、同様の供与等を受けてはならないことを命じた事例(10~11月、長崎)

(6) 事務所使用制限命令

29年における事務所使用制限命令の発出はなかった(図表2-26)。

3 命令違反事件の検挙状況

29年における命令違反事件の検挙事件数は3件であり、これらの検挙は、稲川会傘下組織幹部による再発防止命令違反、六代目山口組傘下組織幹部による再発防止命令違反、住吉会傘下組織組長による中止命令違反である。

【事例】

○ 稲川会傘下組織幹部 (31) は、縄張内で営業を営む者に対し、その営業所における用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受けることを要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、飲食店の経営者に対し、「金をもらいに来た。毎月2万円で、あなたの店を守ってやるから。店で何か問題が起きたときには助けてやる。」などと告げて、現金の供与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例(5月、神奈川)

指定暴力団一覧表(23団体)

番号	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府39県	約4,700人
2	稲 川 会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,300人
3	住 吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	関功	1都1道1府15県	約2,900人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約380人
5	旭 琉 會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	1県	約340人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノロ上る 岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約80人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	1県	約150人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約70人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡豊	2県	約70人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約500人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約90人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約110人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曺 圭化	1都12県	約560人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約130人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都7県	約450人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約130人
21	浪 川 会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約230人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市志筑88-1	井上 邦雄	1都1道2府33県 (1都1道2府32県)	約2,500人 (約2,000人)
23	任 侠 山 口 組	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道2府12県	約460人

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成29年末のものを示している。 ただし、任侠山口組の「構成員数」、「勢力範囲」は指定の基準日(30年2月1日)のもの、「名称」、「主たる事務所」、「代表する者」については、指定公示日(30年3月22日)のものを示しており、神戸山口組の「構成員数」、「勢力範囲」括弧内の数値は任侠山口組指定の基準日における数を示している。

注2: 29年末における全暴力団構成員数(約1万6,800人)に占める指定暴力団構成員数(約1万5,900人)の比率は94.6%である。

〇 形態別

1号	1号	1号 人の勢みにつけ込む金品等要求行為 464 2号 不当所属等更来行为 464 3号 小野店等更来行为 123 4号 分かじの利果家村為 123 5号 用心條有等更求行为 266 6号 不知情報取立行为 26 7号 不当情報取立行为 1 9号 不当情报取更求行为 40 10号 不当情报取更求行为 19 10号 不当情报应受入要求行为 0 11号 不当自己株式育取需要求行为 0 12号 不当使上げ方为 0 12号 不当使上げ方为 0 13号 不当使上げ方为 0 14号 不当使上げ方为 0 15号 不当使上げ方为 0 16号 不当使用等取目课来求行为 0 16号 不当使用等取得要求行为 0 16号 不当推翻工業があり 0 16号 不当所提問事業が活力 0 16号 不当所提問事業が活力 0 20号 因素を対すを対すの事務に要求行为 0 21号 不当所認可等事業が活力 0 22号 不	\circ	形態別			
2号	2号	2号 不当階与要求行為 464 4	形	態別	区 分	中止命令	その他の命令
3号	3号 不当下語等要求行為 123 5号 用心棒科等要求行為 233 6号 用心棒科等要求行為 26 7号 不当債権取立行為 1 7号 不当債権取立行為 40 7号 不当債権取立行為 1 9号 不当首付要求行為 19 10号 不当官人株式育取等要求行為 0 11号 不当信已株式育取等要求行為 0 12号 不当情况会是支票状态 0 13号 不当性表现等更求行為 0 14号 不当在等事的言令 0 14号 不当在等事的言令 0 16号 不当在等事的言令 0 16号 不当在等事的言令 0 16号 不当在等事的言令 3 17号 不当题别用要求行為 0 20号 因素をつけての金品等要求行為 0 20号 因素をつけての金品等要求行為 0 21号 不当所認の事業所以事業求行為 0 22号 不当所認の事業方の要求行為 0 24号 不当人人参加要求行為 0 25号 不当所認の事業所以事業が入場 0 10 <	3号		1号		5	0
3号	3号 不当下語等要求行為 123 5号 用心棒科等要求行為 233 6号 用心棒科等要求行為 26 7号 不当債権取立行為 1 7号 不当債権取立行為 40 7号 不当債権取立行為 1 9号 不当首付要求行為 19 10号 不当官人株式育取等要求行為 0 11号 不当信已株式育取等要求行為 0 12号 不当情况会是支票状态 0 13号 不当性表现等更求行為 0 14号 不当在等事的言令 0 14号 不当在等事的言令 0 16号 不当在等事的言令 0 16号 不当在等事的言令 0 16号 不当在等事的言令 3 17号 不当题别用要求行為 0 20号 因素をつけての金品等要求行為 0 20号 因素をつけての金品等要求行為 0 21号 不当所認の事業所以事業求行為 0 22号 不当所認の事業方の要求行為 0 24号 不当人人参加要求行為 0 25号 不当所認の事業所以事業が入場 0 10 <	3号		2号	不当贈与要求行為	464	9
5号 用心棒料等要求行為 233 10 6号 高利債権股立行為 1 0 7号 不当債権股立行為 40 0 9号 不当債務免除要求行為 19 0 10号 不当金融商品取引要求行為 0 0 11号 不当金融商品取引要求行為 0 0 12号 不当他所会受入要求行為 0 0 13号 不当性所会受入要求行為 0 0 14号 競売等妨害行為 0 0 15号 不当地上行行為 0 0 16号 不当地上行行為 0 0 15号 不当地定地質值要求行為 1 0 15号 不当是地支值要求行為 3 0 17号 不当差別工事業 0 0 0 18号 不当能放工事業 0 0 0 20号 因緣をつけての金品等要求行為 0 0 0 22号 不当部部の事業を決事を決方為の要求行為 0 0 0 22号 不当所認の事業 0 0 0 0 2	5号 用心棒料等要求行為 233 6号 高利債権取立行为 26 7号 不当債権取立行为 1 9号 不当債務免除要求行为 40 9号 不当宜付要求行为 19 10号 不当金融商品取引要求行为 0 11号 不当在地上付为 0 12号 不当他上付为 0 14号 競売等功害行為 0 15号 不当在地直信要求行为 1 16号 不当在地直信要求行为 3 17号 不当在地直信要求行为 0 18号 不当在股利用要求行为 0 19号 因緣をつけての企品等要求行为 0 20号 因緣をつけての企品等要求行为 3 21号 不当施及利用要求行为 0 22号 不当所取回等要求行为 0 22号 不当在股间等要求行为 0 22号 不当人科静深要求行为 0 22号 不当公契的排除要求行为 0 22号 不当公契的事求行为 0 22号 不当公契的事求行为 0 22号 不当公契的事務工具 0 22号 不当公契的事务<	5号 用心棒料等更求行為 233 1 6号 高利債権取立行為 1 0 7号 不当債権股立行為 40 0 9号 不当貸付股水行為 19 0 11号 不当自己株式買取等要求行為 0 0 12号 不当由已株式買取等要求行為 0 0 13号 不当市局企员人要求行為 0 0 13号 不当市場市金人要求行為 0 0 16号 不当市場市金人要求行為 0 0 16号 不当市場市場の事業不行為 0 0 16号 不当市場市場の事業不行為 0 0 11号 不当市場市場の事業不行為 0 0 11号 不当市場での事業で行為 0 0 20号 因務をつけての金品等要求行為 0 0 21号 不当所能の可導酵除要求行為 0 0 22号 不当所能の可導酵除要求行為 0 0 22号 不当所能の可養財除要求行為 0 0 22号 不当人利参加を要求行為 0 0 22号 不当不成の企業を表別要求行為の 0 0 22号 不当人利参加要求行為 0 0 22号 不当人利参加	ľ		不当下請等要求行為		0
5号 用心棒料等要求行為 233 10 6号 高利債権取立行為 1 0 7号 不当債権取立行為 40 0 9号 不当債務免除要求行為 19 0 10号 不当金融商品取引要求行為 0 0 11号 不当任所会受入要求行為 0 0 11号 不当租所会受入要求行為 0 0 11号 不当性所会受入要求行為 0 0 14号 競売等妨害行為 0 0 15号 不当地上行行為 0 0 16号 不当空地直槽要求行為 1 0 17号 不当能放工等要求行為 0 0 19号 不当产业方介为 0 0 19号 不当部部以事等求行為 0 0 20号 因縁をつけての金品等要求行為 0 0 21号 不当部部可等要求行為 0 0 22号 不当新班及安行方為 0 0 22号 不当新班及安市会等要求行為 0 0 22号 不当新班及安市会市会政府等 0 0 22号 <td>5号 用心棒料等要求行為 233 7号 不当債権取立行为 26 7号 不当債権取立行为 1 9号 不当債務免除要求行为 40 9号 不当宜付要求行为 19 10号 不当金融商品取引要求行为 0 11号 不当他已转五贯取等要求行为 0 12号 不当他的音樂等要求行为 0 13号 不当他自身要求行为 0 14号 競売等的音行为 0 15号 不当地直信要求行为 0 16号 不当地政市等要求行为 0 17号 不当能及工事要求行为 0 19号 不当无能及工事要求行为 0 20号 因緣をつけての金品等要求行为 0 21号 不当施設利用要求行为 0 22号 不当所介入行为 0 22号 不当所認可等要求行为 0 22号 不当人人暴力不要求的要求行为 0 22号 不当人人暴力不当无规定 0 23号 不当人人暴家行为 0 24号 不当人人暴家行为 0 25号 (25号 不当人人事家求等 - 26号</td> <td>5号 用心棒料等更求行為 233 1 6号 高利債権取立行為 26 1 7号 不当債権取立行為 40 9号 不当貸付股水行為 19 11号 不当自己株式買取等要求行為 0 12号 不当由已株式買取等要求行為 0 13号 不当市公司等股票交互要求行为 0 13号 不当地上17行为 0 15号 不当市公司等股票交互为 0 11号 不当市公司等股票交互为 0 11号 不当在股票保票不行为 0 11号 不当在股票保票不行为 0 11号 不当是股票不够要求行为 0 20号 因然をつけての金品等要求行为 0 20号 因然をつけての金品等要求行为 0 21号 不当所設の日本等保票で行为 0 22号 不当所認の可等保護要求行为 0 22号 不当所認の可等保護要求行为 0 22号 不当人参加等原要求行为 0 22号 不当人参加等原理、方面 0 12条の<td>ľ</td><td></td><td>みかじめ料要求行為</td><td>123</td><td>4</td></td>	5号 用心棒料等要求行為 233 7号 不当債権取立行为 26 7号 不当債権取立行为 1 9号 不当債務免除要求行为 40 9号 不当宜付要求行为 19 10号 不当金融商品取引要求行为 0 11号 不当他已转五贯取等要求行为 0 12号 不当他的音樂等要求行为 0 13号 不当他自身要求行为 0 14号 競売等的音行为 0 15号 不当地直信要求行为 0 16号 不当地政市等要求行为 0 17号 不当能及工事要求行为 0 19号 不当无能及工事要求行为 0 20号 因緣をつけての金品等要求行为 0 21号 不当施設利用要求行为 0 22号 不当所介入行为 0 22号 不当所認可等要求行为 0 22号 不当人人暴力不要求的要求行为 0 22号 不当人人暴力不当无规定 0 23号 不当人人暴家行为 0 24号 不当人人暴家行为 0 25号 (25号 不当人人事家求等 - 26号	5号 用心棒料等更求行為 233 1 6号 高利債権取立行為 26 1 7号 不当債権取立行為 40 9号 不当貸付股水行為 19 11号 不当自己株式買取等要求行為 0 12号 不当由已株式買取等要求行為 0 13号 不当市公司等股票交互要求行为 0 13号 不当地上17行为 0 15号 不当市公司等股票交互为 0 11号 不当市公司等股票交互为 0 11号 不当在股票保票不行为 0 11号 不当在股票保票不行为 0 11号 不当是股票不够要求行为 0 20号 因然をつけての金品等要求行为 0 20号 因然をつけての金品等要求行为 0 21号 不当所設の日本等保票で行为 0 22号 不当所認の可等保護要求行为 0 22号 不当所認の可等保護要求行为 0 22号 不当人参加等原要求行为 0 22号 不当人参加等原理、方面 0 12条の <td>ľ</td> <td></td> <td>みかじめ料要求行為</td> <td>123</td> <td>4</td>	ľ		みかじめ料要求行為	123	4
6号 高利債権取立行為 26 5 7号 不当債権取立行為 1 0 9号 不当債務免除要求行為 40 0 10号 不当債務免除要求行為 19 0 10号 不当債務定受人要求行為 0 0 11号 不当租赁股人要求行為 0 0 12号 不当租赁股人要求行為 0 0 14号 競売等妨害行為 0 0 16号 不当在地等取引要求行為 1 0 16号 不当在地等取引要求行為 1 0 16号 不当在地等取引要求行為 0 0 20号 内容工地資管股水行為 0 0 20号 内容工的资价人行為 0 0 21号 不当政党人行為 0 0 22号 内部訴訟可等提際支水行為 0 0 23号 不当人科等企業が行為 0 0 24号 不当人科等企業が行為 0 0 25号 部分外票で行為の要求行為 0 0 26号 不当人科等企業が行為 0 0 27号 事力的要求行為の要求等 0 0 27号 事力的要求行為の要求等 0	6号 高利債権取立行為 26 7号 不当債務免除要求行為 40 9号 不当度的要求行為 19 10号 不当面限局品取引要求行為 0 11号 不当由上げ行為 0 12号 不当地上げ行為 0 13号 不当地上げ行為 0 14号 競売等助害行為 1 15号 不当地事報可養求行為 1 17号 不当理股工事要求行為 3 17号 不当理股工事要求行為 0 17号 不当建股利用要求行為 0 17号 不当整股工事要求行為 0 17号 不当整股工事要求行為 0 17号 不当整股工事要求行為 0 17号 不当解股利用要求行為 0 20号 因緣をつけての金品等要求行為 0 20号 不当所認可等要求行為 0 20号 不当所認可等要求行為 0 22号 不当人科参加要求行為 0 24号 不当人科参加要求行为 0 24号 不当人科参加要求行为 0 26号 不当公契約下請等あっせ必要求行为 0 27号 不当公契約下請等あっせ必要求 0 10 項別の要求行为 0	6号 高利債権取立行為 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			用心棒料等要求行為		
9 8号 不当債権取立行為 40 0 0 1 1 1 0 0 0 1 1 1 0 0 0 0 1 1 1 0 0 0 0 0 1 1 1 0	9 8号 不当債務免除要求行為 40 19 19 19 19 11号 不当債務免除要求行為 19 19 11号 不当百付要求行為 0 11号 不当在股票 11号 不当在股票 11号 不当在股票 11号 不当在股票 11号 不当在股票 11号 不当在股票 11号 不当相上行为 0 1 11号 不当相上行为 0 1 11号 就元等功害行为 0 1 15号 不当在地等取付 15号 不当是地直借要求行为 0 1 19号 不当所及不为人 0 0 19号 不当所及不为人 0 0 19号 不当所及不为人 0 0 19号 不当所以不为 0 0 19号 不当的股票求行为 0 0 10 19号 不当人和参加要求行为 0 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	9	ľ		高利債権取立行為		
9 号 不当債務免除要求行為 40 0 0 10号 小当金融商品取引要求行为 0 0 0 11号 不当自己株式買取等要求行為 0 0 0 12号 不当地上げ行為 0 0 0 13号 不当地上げ行為 0 0 0 14号 競売等妨害行為 0 0 0 15号 不当地立行者 1 0 0 0 16号 不当地實質要求行為 3 0 0 0 0 17号 不当建設工事要求行為 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	9 8号 不当債務免除要求行為 40 10号 不当宜付要求行為 19 11号 不当血層品取引要求行為 0 11号 不当由已球式買取等要求行為 0 13号 不当地上げ行為 0 14号 競売等妨害行為 0 16号 不当地直接支援求行為 1 17号 不当地管理要求行為 1 17号 不当地整理主要求行為 0 19号 不当施設利里東求行為 0 20号 因接をつけての金品等要求行為 8 21号 不当所認可等要求行為 0 22号 不当所認可等提際支状行為 0 22号 不当人札参加要求行為 0 24号 不当人人未参加要求行為 0 25号 该合人人要求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約排除要求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契の要求等 - 22頁 推定表力回来方為の要求等 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 15 1項 少年に対方公加入強要・脱退妨害 1 16 1項 少年に対方を放出を決別の要求 -	9 号 不当債務免除要求行為 40 10号 不当金融商品取引要求行為 0 11号 不当自己株式買取等要求行為 0 11号 不当自己株式買取等要求行為 0 13号 不当地上げ行為 0 15号 不当地产地等取引要求行為 0 15号 不当地产地等取引要求行為 1 15号 不当地市取引要求行為 3 17号 不当地度限率求行為 0 17号 不当能限利果要求行為 0 20号 因緣を一下当院以利果家求行為 0 20号 因緣をつけての金品等要求行為 0 20号 因緣をつけての金品等要求行為 0 22号 不当所以可等家求行為 0 22号 不当所以可等家求行為 0 22号 不当所以可等家求行為 0 22号 不当所以可等家求行為 0 22号 不当公契約下請事あっせん要求行為 0 22号 不当公契約下請事あっせん要求行為 0 21章 不当公契約下請事あっせん要求行為 0 22号 不当公契約下請事あっせん要求行為 0 10 第カ的要求行為 0 21章 不当公契約下請事あっせん要求行為 0 22項 不当公契約下請事あっせん要求行為 0 12条の	ľ		不当信権的立行为	1	
19号	19	9号	a			40	
10号	10号	10号	٦		- 二、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五		
11号	11号	11号	ŀ		不当全融商只取引商或行为		
12号	12号	12号	ŀ		不当自己并并曾的李声求行为		•
13号	13号	13号	ŀ		不出籍院在第二章中行为		
14号 競売等妨害行為	14号 競売等功害行為 0 15号 不当宅地等取引要求行為 1 16号 不当宅地等取引要求行為 3 17号 不当宅地有益 0 18号 不当施設利用要求行為 0 19号 不当施設利用要求行為 0 20号 因縁をつけての金品等要求行為 0 21号 不当所認可等疑求行為 0 22号 不当所認可等疑求行為 0 22号 不当所認可等疑求行為 0 23号 不当所認可等接及求行為 0 23号 不当所認可等接及求行為 0 23号 不当所認可等接及求行為 0 24号 不当人北非除要求行為 0 25号 添合人礼表求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約排除要求行为 0 27号 不当公契約非解要求行为 0 1項 暴力的要求行为の支援的 927 10 1項 暴力的要求行为の現場立会援助 216 - 12条の2 推定暴力回身来获得 - 12条の3 準暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の3 準暴力的要求行为の表表力的要求符 - 12条の3 準暴力的要求行为の表表的表表的 75 12条の5 推定暴力回力的交流等 - 21条 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 18 3項 据定基力回内部の対立抗争 - 10 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 「財産素力による加入強要・脱退妨害 108 3項 「財産素力による加入強要・脱退妨害 108 3項 「財産素力による加入強要・脱退妨害 108 3項 「財産素力の企業を発展、 14 1/条 加入の強要の命令等 - 21条 指語のの強要の命令等 2 21条 指語のの強要の命令等 2 21条 指語のの強要の命令等 2 21条 指語のの強要の命令等 2 22条 少年に対する人札墨の強要の要求等 2 22条 少年に対する人札墨の強要の要求等 2 23条 少年に対する人札墨の強要の要求等 2 24条 少年に対する人和墨の強要の要求等 2 25条 少年に対する人和墨の強要の要求等 2 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害務項額対害 0	14号 競売等妨害行為	ŀ				
15号	15号	15号	ŀ		からは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに		
16号	16号	16号	ŀ		现几守别百11 祠 五平亭地 军 阳 引 西	V 1	
条 17号	条 17号 不当確設和用要求行為 0 19号 不当施設利用要求行為 0 20号 因縁をつけての金品等要求行為 8 21号 不当許認可等事際要求行為 0 22号 不当許認可等事際要求行為 0 23号 不当人礼参加要求行為 0 24号 不当人礼参加要求行為 0 25号 旅谷人礼要求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約非除要求行為 0 21号 不当公契款行為の要求等 - 22項 基力的要求行為の要求等 - 12条の3 事業力的要求行為の要求等 - 12条の3 事業力的要求行為の要求等 - 12条の3 事権定暴力団要の要求等 - 15 1項 予年に対する加入強要・脱退妨害 12 15 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 衛行政党 1	条 17号 不当施設利用要求行為 0 (18号 不当施設利用要求行為 0 (18号 不当流設介人行為 0 (18号 不当流設介人行為 0 (20号 因縁をつけての金品等要求行為 8 (20号 不当訴訟可等要求行為 0 (20号 不当訴訟可等要求行為 0 (22号 不当訴訟可等事業を表 0 (22号 不当訴訟可等事業を表 0 (22号 不当訴訟可等事業を表 0 (22号 不当訴訟可等事業を表 0 (22号 不当人礼参加要求行為 0 (25号 孫令人礼妻求行為 0 (25号 孫帝子 15号 7 (25号 7 (25) 25号 7 (25) 25] 25号 7 (25) 25号 7 (25) 25] 25号 7 (25) 25号 7 (25)	ŀ		个	1	
条 18号 不当施設和用要求行為 0 0 19号 不当示談介入行為 0 0 20号 因縁をつけての金品等要求行為 8 0 21号 不当許認可等要求行為 0 0 22号 不当許認可等要求行為 0 0 23号 不当人札據除要求行為 0 0 24号 不当人札據除要求行為 0 0 25号 該合人札要求行為 0 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 27号 不当公契約非縣要求行為 0 0 27号 不当公契約計辦等要求行為 0 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 27号 不当公契約非縣要求行為 0 0 11項 暴力的要求行為の要求等 - 0 22項 基力的要求行為の要求等 - 0 12条の2 指定暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の5 運搬力的要求行為の要求等 - 0 12条の5 運搬力的要求方為の要求等 - 0	条 18号 不当施設利用要求行為 0 19号 不当示談介入行為 0 20号 因縁をつけての金品等要求行為 8 21号 不当許認可等要求行為 0 22号 不当許認可等專求行為 0 23号 不当人札郭除要求行為 0 24号 不当人札郭除要求行為 0 25号 下当人扎排除要求行為 0 26号 不当公契約下歸等あっせん要求行為 0 27号 不当公契約下歸等あっせん要求行為 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 基力的要求行為の要求等 - 12条の3 事暴力的要求行為の要求等 - 12条の3 事暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 事暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 事暴力的要求行為の要求等 - 21条 有定暴力回来可為の要求等 - 2項 原設力可能の対立抗争 - 3項 指定暴力回来の対立抗争 - 4 2項 原設力する加入強要、脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する人和優の強要・ - 20条 指語のの強要・ - 21条 少年に対する人和優の強要等 - <	条 18号	ŀ		个		
19号	19号	19号	47		个当建設工事要求行為		
20号	20号	20号	枀		个当他这利用要次行為		
21号 不当許認可等妻來行為 0 0 22号 不当許認可等排除要求行為 0 0 24号 不当人札排除要求行為 0 0 25号 談合人私要來行為 0 0 26号 不当公契約打除要求行為 0 0 27号 不当公契約打除要求行為 0 0 8 不当公契約打除要求行為 0 0 927 28 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 2項 暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の2 指定暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 1 0 </td <td>21号 不当許認可等要求行為 0 22号 不当許認可等排除要求行為 0 24号 不当人札排除要求行為 0 25号 談合人根要求行為 0 26号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力的要求行為の要求等 - - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 準暴力的要求行為 75 - 15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - - 2項 成道による加入強要・脱退妨害 12 - 条 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 - 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 - - 20条 指語のの強要等 2 - - 20条 指語のの強要の命令等 - - - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 - - - 20条 事務所における禁止行為 - - - 29条 事務所における禁止行為 - - -<td> 21号</td><td></td><td></td><td><u>一大当示談介人行為</u></td><td></td><td></td></td>	21号 不当許認可等要求行為 0 22号 不当許認可等排除要求行為 0 24号 不当人札排除要求行為 0 25号 談合人根要求行為 0 26号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力的要求行為の要求等 - - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 準暴力的要求行為 75 - 15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - - 2項 成道による加入強要・脱退妨害 12 - 条 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 - 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 - - 20条 指語のの強要等 2 - - 20条 指語のの強要の命令等 - - - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 - - - 20条 事務所における禁止行為 - - - 29条 事務所における禁止行為 - - - <td> 21号</td> <td></td> <td></td> <td><u>一大当示談介人行為</u></td> <td></td> <td></td>	21号			<u>一大当示談介人行為</u>		
22号 不当所認可等排除要求行為 0 0 23号 不当入札参加要求行為 0 0 24号 不当入札排除要求行為 0 0 25号 談合入札要求行為 0 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 0 27号 不当公契約非需要求行為 0 0 4 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 4 2項 暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の2 指定暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の5 準暴力財政事状行為 - 0 0 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の6 有定暴力団内部の対立抗争 - 0 0 4 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 0 5 2項 成選長係者に対する加入強要・脱退妨害 10 0 16 1項 少年に対する加入企要・脱退妨害 10 0 1/\$ 加入の強要の命令等 - 0 20条 有話的の強	22号 不当所認可等排除要求行為 0 23号 不当人札擦胶要求行為 0 24号 不当人札擦胶要求行為 0 25号 談合人札要求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約排除要求行為 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の要求等 - - 12条の2 指定暴力回等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - - 15 1項 指定暴力団和且の対立抗争 - - 15 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/余 加入の強要の命令等 - 20条 指話めの強要の - 21条 指話めの強要のの命令等 - 22条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	22号	l l		因縁をつけての金品等要求行為		•
23号 不当入礼参加要求行為 0 0 24号 不当入礼排除要求行為 0 0 25号 該合入札要求行為 0 0 26号 不当公契約打除要求行為 0 0 27号 不当公契約打除要求行為 0 0 水 計 927 28 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 2項 暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の2 指定暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 0 12条の5 作品基別的要求行為の要求等 - 0 0 12条の5 作品基別的要求行為の要求等 - 0 0 15 1項 指定暴力的要求行為の表決等 - 0 2条の5 原籍院 原規 - 0 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0	23号 不当人札参加要求行為 0 24号 不当人扎排除要求行為 0 25号 該合人札要求行為 0 26号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の要求等 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為 - 12条の5 準暴力的要求行為 - 15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - - 1 - 小計 - - 15 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 - 20条 指詰めの強要等 - 21条 指詰めの強要等 - 21条 が上記のので等 - 22条 少年に対する人れ墨の強要の要求等 - 22条 少年に対する人れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止の発表の妨害 - 29条 事務所における禁止のを要求 -	23号			不当許認可等要求行為		
24号 不当人札排除要求行為 0 0 25号 談合入札要求行為 0 0 26号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 10 集力的要求行為の要求等 - 0 20 暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 事暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 事暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の3 事暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 事暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 事累力的要求行為の要求等 - 5 12条の3 事長力的要求行為の要求等 - 5 12条の3 事長力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 事長別的要求行為の要求等 - 0 12条の3 事長別の要求行為の要求等 - 0 15 1項 指定暴力的要求行為の要求等 - 0 15 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 20条 指話のの強要の命令等 - 0 17条 指話のの強要の命令等	24号 不当人排除要求行為 0 25号 談合入札要求行為 0 26号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 小 計 927 5 21項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - - 216 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - <	24号 不当入札排除要求行為 0 (25号 談合入札要求行為 0 (26号 不当公契約下請等あつせん要求行為 0 (27号 不当公契約下請等あつせん要求行為 0 (10 1項 暴力的要求行為の要求等 - (2項 暴力的要求行為の要求等 - (12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - (12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - (12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - (15 1項 指定暴力団内の要求行為 - (第 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - (第 3項 お企業力団内部の対立抗争 - (第 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加入の強要の命令等 - (20条 指詰めの強要の命令等 - (21条 指詰めの強要の命令等 - (22条 少年に対する人れ墨の強要の等等 - (23条 少年に対する人れ墨の強要の等等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 - (不当許認可等排除要求行為		
25号 談合入札要求行為 0 0 26号 不当公契約邦除要求行為 0 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 小 計 927 28 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 第 1項 指定暴力団内のの対立抗争 - 0 第 2項 0 0 0 第 2項 0 0 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 1/条 加入の強要・脱退妨害 - 0 20条 指語のの強要の強等 <td< td=""><td>25号 談合人札要求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 小計 927 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の要求等 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為 75 1 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - よ 3項 上のする加入強要・脱退妨害 12 3項 変接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の節令等 - 21条 指詰めの強要の命令等 - 22条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0</td><td> 25号 </td><td></td><td>23号</td><td>不当入札参加要求行為</td><td></td><td>0</td></td<>	25号 談合人札要求行為 0 26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 小計 927 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の要求等 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為 75 1 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - よ 3項 上のする加入強要・脱退妨害 12 3項 変接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の節令等 - 21条 指詰めの強要の命令等 - 22条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	25号		23号	不当入札参加要求行為		0
26号 不当公契約非除要求行為 0 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 条 2項 暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 5 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 水 計定暴力団内部の対立抗争 - 0 水 計 - 0 水 計 - 0 水 1 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 12 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要の命令等 - 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 22条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 小 計 927 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力回等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - 水 計 - - 小 計 - - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 - 21条 指詰めの強要の等等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所に関して対する人れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所に関しておれるの法等 - 29条 事務所に関して対する人れ墨の強要の要求等 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	26号 不当公契約 Fi 語等あっせん要求行為 0 (27号 不当公契約 Fi 語等あっせん要求行為 0 (小 計 927 28 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - (2項 暴力的要求行為の要求等 - (12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - (12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - (12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - (第 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - (条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - (小 計 - (16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加入の強要の命令等 - (20条 指話めの強要等 2 (21条 指話めの強要の命令等 - (22条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2		24号	不当入札排除要求行為	0	0
26号 不当公契約非除要求行為 0 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 条 2項 暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 5 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 水 計 1 - 0 水 計 - 0 0 水 計 - 0 0 15 1項 指定暴力団要の対立抗争 - 0 水 計 - 0 0 水 計 - 0 0 水 計 - 0 0 よる 2項 成立の人強要・脱退妨害 12 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 2項 0 0 0 1 16 1項 少年に対する人れ墨の強要・脱退妨害 12 0 17条 加入の強要の発等 - 0 0 20条 指語めの強要のの命令等 - 0 21条 少年に対する	26号 不当公契約排除要求行為 0 27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 小 計 927 10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力回等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 準暴力的要求行為 75 - 15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - 水 計 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 条 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 - 21条 指詰めの強要の等等 - 24条 少年に対する人れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所に関して対する人の需要の要求等 - 29条 事務所に関しておれるの強要の要求等 - 29条 事務所に関しておれるの指定を発行方為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	26号	ľ	25号	談合入札要求行為	0	0
27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 0 ル 計 927 28 素力的要求行為の要求等 - 0 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 0 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 5 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 水 計 - 0 水 計 - 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 4 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要の命令等 - 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 22条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 22条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	27号 不当公契約下請等あっせん要求行為 0 小 計 927 条 2項 暴力的要求行為の要求等 - 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 第 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 2項 成辺による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 - 29条 事務所における発史の有等 - 29条 事務所における発史の有等 - 29条 事務所における発史の有等 - 29条 事務所における発史の有等 - 29条 事務所における発出では、またける第 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	27号	ľ	26号	不当公契約排除要求行為	0	0
1項	1項	1項	ľ		不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0
10 1項 暴力的要求行為の要求等 - 0 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - 0 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 水 計定暴力団内部の対立抗争 - 0 ル 計 - 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要の命令等 - 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	10 条 1項 暴力的要求行為の要求等 - 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - 水 計 - - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 水 計 134 小 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の命令等 - 21条 指詰めの強要等 2 21条 少年に対する入れ墨の強要等 - 25条 少年に対する入れ墨の強要等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	10 名 1項 暴力的要求行為の要求等 - (2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - (12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - (12条の5 準暴力的要求行為の要求等 - (15 1項 指定暴力団内部の対立抗争 - (第項 指定暴力団内部の対立抗争 - (16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 (2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加入の強要の命令等 - (20条 指話めの強要の命令等 - (21条 少年に対する入れ墨の強要等 - (22条 少年に対する入れ墨の強要等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 事力行為の責持等 - 1 30条の1 項 用心棒の役務提供等 0 2				927	
条 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 一 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 一 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 一 5 12条の5 準暴力的要求行為 75 1 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 一 0 条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 一 0 係 2項 成迫による加入強要・脱退妨害 12 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 1/条 加入の強要の命令等 一 0 20条 指詰めの強要の命令等 一 0 21条 指詰めの強要の命令等 一 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 29条 事務所における禁止行為 13 一 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	条 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 準暴力的要求行為 75 - 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - - 条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - - 作 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の命令等 - 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	条 2項 暴力的要求行為の現場立会援助 216 - 12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - (12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - (12条の5 準暴力的要求行為 75 75 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - (条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - (水 計 - (8 2項 成迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 - (20条 指詰めの強要等 - (20条 指詰めの強要等 - (21条 少年に対する入れ墨の強要等 - (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の後務提供等 0 1	10	1項	暴力的要求行為の要求等		
12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	条			216	_
12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 0 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 準暴力的要求行為 75 1 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 0 ル 計 - 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要の命令等 - 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 21条 指詰めの強要等 - 0 25条 少年に対する入れ墨の強要等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - 12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 連暴力的要求行為の要求等 - 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 小 計 - - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の命令等 - 21条 少年に対する入れ墨の強要等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 - (12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - (12条の5 準暴力的要求行為 75 - 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - (水 計 - (16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 (条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (水 計 134 (1/条 加入の強要の命令等 - (20条 指詰めの強要等 2 (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の資揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0	<i>></i> <				0
12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 5 12条の5 準暴力的要求行為 75 1 15 1項 指定暴力団内の対立抗争 - 0 水 計 - 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 小 計 134 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - 12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 条 3項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 水 11 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 水 計 134 水 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 投票 13 22条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要等 - 29条 事務所における禁止行為 13 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	12条の3 準暴力的要求行為の要求等 - - 12条の5 2集界力的要求行為 75 75 75 15 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - ((1 1 - (((1 - ((((1 - ((((1 () (((<	12	2条の 2	• "		
12条の5 準暴力的要求行為 75 1 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 条 ・ 1項 ・ 1項 ・ 20 ・ 16 ・ 1項 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 17条 ・ 加入の強要の命令等 ・ 20 ・ 20 ・ 20条 ・ 指語めの強要の命令等 ・ 20 ・ 20 ・ 21条 ・ 20条 ・ 20条 ・ 20条 ・ 20条 ・ 29条 ・ 30条の2 ・ 13 ・ 20 ・ 29条 ・ 30条の2 ・ 13 ・ 20 ・ 20条 ・ 30条の2 ・ 13 ・ 20 ・ 20条 ・ 30条の2 ・ 13 ・ 20 ・ 20条 ・ 30条の2 ・ 13 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 ・ 20 <t< td=""><td>12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 水 計 - 水 計 - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 水 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0</td><td>12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - パ 1 1 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 (条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加人の競要の命令等 - (20条 指詰めの強要等 - (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0</td><td></td><td></td><td>進展力的要求行為の要求等</td><td> </td><td>5</td></t<>	12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 水 計 - 水 計 - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 水 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	12条の5 準暴力的要求行為 75 15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - パ 1 1 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 (条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加人の競要の命令等 - (20条 指詰めの強要等 - (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0			進展力的要求行為の要求等	 	5
15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 0 水 計定暴力団内部の対立抗争 - 0 小 計 - 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 小 計 134 0 1/条 加人の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要の命令等 - 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	15 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 小 計 - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 小 計 134 1/条 加人の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	15条 1項 指定暴力団相互の対立抗争 - (16条 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 (8条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加人の強要の命令等 - (20条 指詰めの強要の命令等 - (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0			推展力的要求行 <u>为</u>	75	Ĭ
条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 0 16 1項 少年に対する入れ選挙・脱退妨害 12 0 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - 小 計 - 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 小 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の命令等 - 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	条 3項 指定暴力団内部の対立抗争 - (16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 (条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (1/条 加入の強要の命令等 - (20条 指詰めの強要等 2 (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0			指定某力划程与的效应抗争		Ó
小 計 一 0 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 小 計 134 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	小 計 一 16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 小 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要の命令等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	1項			指定量为同内部の対立抗争	1	
16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 0 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 小 計 134 0 1/条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 小 計 134 1/条 加入の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	16 1項 少年に対する加入強要・脱退妨害 12 (条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (小 計 134 (1/条 加入の強要の命令等 2 (20条 指詰めの強要等 2 (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の資揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0	*	0 75		-	
条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 0 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 小 計 134 0 1/条 加人の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 小 計 134 1/条 加人の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	条 2項 威迫による加入強要・脱退妨害 108 (3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (小 計 134 (1/条 加入の強要の命令等 - (20条 指詰めの強要等 2 (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の資揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0	16	1 頂		12	
3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 0 小計 134 0 1/条 加人の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入札墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入札墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 1/条 加人の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 14 (14 (14 (15					
小 計 134 0 1/条 加人の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	小 計 134 1/条 加人の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	小 計 134 (1	木				
17条 加入の強要の命令等 - 0 20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	17条 加人の強要の命令等 - 20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	1/条 加人の強要の命令等 - (20条 指詰めの強要等 2 (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0	L	3 垻			
20条 指詰めの強要等 2 0 21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	20条 指詰めの強要等 2 21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入札墨の強要等 2 25条 少年に対する入札墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	20条 指詰めの強要等 2 (21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0		17久			
21条 指詰めの強要の命令等 - 0 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	21条 指詰めの強要の命令等 - 24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	21条 指詰めの強要の命令等 - (24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2		1/宋			
24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 0 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	24条 少年に対する入れ墨の強要等 2 (25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2				2	
25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 0 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - 29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等 - (29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2					
29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	29条 事務所における禁止行為 13 - 30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 11 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2			少年に対する人れ墨の強要等		
30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1	30条の2 損害賠償請求等の妨害 0	30条の2 損害賠償請求等の妨害 0 1 30条の5 暴力行為の賞揚等 - 1 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2			少年に対する人れ墨の強要の要求等		
		30条の5 暴力行為の賞揚等 - 13 30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2			<u> </u>		_
	30条の5 異力行為の賞揚等 - リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30条 1項 1				0	1
30条の5	※パロ何の良物で	30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2			暴力行為の賞揚等		<u>1</u> 1
30条 1項 用心棒の役務提供等 0 2	30条 1項 用心棒の役務提供等 0 1				用心棒の役務提供等	0	2
0.0 0.5 P.C. E.C. E.C. E.C. E.C. E.C. E.C. E.C.			の 6	2項	用心棒行為等の要求等		0
	の6 2項 用心棒行為等の要求等 ー ー ー ー				小計	0	2
小 計 0 2	の6 2項 用心棒行為等の要求等 — —		30	0条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0
小 計 0 2	の6 2項 用心棒行為等の要求等		30条	 €の11− 1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限		0
小 計 0 2 30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 0	の6 2項 用心棒行為等の要求等 -	30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 0			合 計	1, 369	48
	の 6 2 項	ı\ =±		0.67.0			2
小 計 0 2	の6 2項 用心棒行為等の要求等 — —				特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	
小 計 0 2 30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 0	の6 2項 用心棒行為等の要求等 -	30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 0	ડ∪枀	ミルローコ		1 000	
小 計 0 2 30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 0 30条の11-1 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限 - 0	の6 2項 用心棒行為等の要求等 - 小 計 0 30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 30条の11-1 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限 -	30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 0 0 30条の11-1 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限 - ()			台 計	II 1.369	ı 48

合 計 1.369 48 M ※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令で、これら以外は再発防止命令のことである。

〇 団体別

〇 団体別						
団体 別 区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組	230	11	0	0	2	0
稲川会	195	5	0	0	0	0
住吉会	304	5	0	1	0	0
五代目工藤會	2	0	0	0	0	0
旭琉會	20	0	0	0	0	0
六代目会津小鉄会	15	0	0	0	0	0
五代目共政会	4	0	1	0	0	0
七代目合田一家	3	1	0	0	0	0
四代目小桜一家	1	0	0	0	0	0
五代目浅野組	0	0	0	0	0	0
道仁会	25	0	0	0	6	0
二代目親和会	1	0	0	0	0	0
双愛会	4	0	0	0	0	0
三代目俠道会	1	0	0	0	0	0
太州会	4	2	0	0	0	0
九代目酒梅組	5	1	0	0	0	0
極東会	71	2	0	0	0	0
二代目東組	11	0	0	0	0	0
松葉会	49	4	0	0	0	0
三代目福博会	3	2	0	0	0	0
浪川会	6	1	0	0	0	0
神戸山口組	135	0	0	0	3	0
指定暴力団員以外	280	1	0	0	0	0
合 計	1, 369	35	1	1	11	0

^{※ 「}団体別」の名称については、平成29年末のものを示している。

第5 暴力団排除条例の施行状況等

1 条例の制定及び施行

23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例(以下「条例」という。)が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、29年末までに44都道府県内の全市町村で制定されている。

2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。29年における実施件数は、勧告が65件、中止命令が17件、再発防止命令が4件、検挙が12件となっている。

【勧告及び命令事例】

- 美術家 (62) が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる情を知りながら、六代目山口組傘下組織等からの依頼により、事始め式に使用する毛筆の書幕を作成する役務を提供したことから、同美術家及び同傘下組織組長 (59) らに対し、勧告を実施した事例 (2月、愛知)
- 浪川会傘下組織幹部(42)が、条例で定める暴力団排除特別強化地域に所在する飲食店において、暴力団員が立ち入ることを禁止する旨を告知する標章が掲示してあるにもかかわらず、同店に立ち入ったため中止命令を発出していたが、他の飲食店に対しても同様の行為を行ったことから、再発防止命令を発出した事例(4月、福岡)
- スポーツ施設運営会社が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、三代目熊本會会長(63)に同スポーツ施設を他の暴力団組織との友好を図るための場所として使用させたことから、同社に対して勧告を実施し、同会長については、勧告を受けていたにもかかわらず、勧告に従わなかったことから、その氏名等を公表した事例(5月、熊本)
- 水産物卸売業経営者(72)が、六代目山口組傘下組織組員が不正に採捕したなまこであることを知りながら、なまこ合計約70キログラム(取引価格約21万円)を譲り受けたことから、同経営者に対し、勧告を実施した事例(6月、北海道)
- 神戸市内に居住する男性が、自己が所有する不動産が暴力団事務所として使用されることとなることを知りながら、神戸山口組傘下組織組長(68)と当該不動産の譲渡に係る契約をしたことから、同男性に対し、勧告を実施した事例(9月、兵庫)
- 内装業者(41)らが、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、六代目山口組傘下組織の事務所における内装外壁等の改修工事を行ったことから、同内装業者ら及び同傘下組織組長(45)に対し、勧告を実施した事例(11月、愛知)

【検挙事例】

○ 住吉会傘下組織組長(63)が、条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力団 事務所を開設し、運営したことから、条例違反として検挙した事例(3月検挙、警視庁) ○ 六代目山口組傘下組織幹部(52)が、条例で定める暴力団排除特別強化区域において、飲食店経営者らに対して用心棒の役務を提供したことから、条例違反として検挙した事例(12月検挙、新潟)

第6 暴力団排除等の推進

1 公共部門における暴力団排除

(1) 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設 業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議(18年12月開催)において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、24年9月までに、警察庁と全ての省庁(1府11省1庁)が、あらゆる公共事業等から 暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。

イ 地方自治体における取組

① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある 者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整 備している。

なお、28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項 の整備が完了している。

② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

【事例】

○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する東京都発注の事業から暴力団等 を排除するため、各競技施設等の整備事業において暴力団等排除協議会を順次設立し、参入事業 者に対し表明確約書の徴求や通報報告制度の遵守を徹底させた事例(警視庁)

(参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

29年12月末現在

	暴力団技	非除条項	下請・再	委託契約	通報報	告制度
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1, 730	47	1, 676	47	1, 479
測量・建設コンサルタント	47	1, 728	47	1, 665	47	1, 477
役務提供	47	1, 652	1	1	47	1, 394
物品・資材調達	47	1, 655	1	1	47	1, 386
公有財産売払い	47	1, 502	1	1	_	_

注:自治体の総数 都道府県:47 市町村:1,741

【事例】

- 建設会社経営者を恐喝で検挙したところ、その捜査の過程で、同経営者が暴力団幹部と社会的 に非難される関係を有していたことが判明したことから、同会社を国等に通報し、公共工事から 排除した事例(2月、福岡)
- 太州会傘下組織組長を詐欺で検挙したところ、その捜査の過程で、同組長が実質的に経営を支配する建設事業者が判明したことから、同事業者を国等に通報し、公共工事から排除した事例 (10月、福岡)

(2) 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部らがあっせんした労働者を除染作業に従事させていた建設会社が、 過去に建設業許可を受けないで建設業を営んでいたとして同会社の実質的な経営者らを建設業法 違反で検挙し、同人の刑が確定したことから、県が建設業許可を取り消した事例(3月、愛知)
- 県からの照会に基づいて解体工事業の登録申請業者を調査したところ、同業者の代表者が元六 代目山口組傘下組織組員であることが判明したことから、その旨を県に回答し、県から同業者に に対し登録することはできない旨を告げたところ、同業者が申請を取り下げた事例(5月、熊 本)
- 不動産会社の役員が、同社に管理業務を委任されていた物件の賃貸借契約の締結に関し、建物 賃貸借契約書から暴力団排除条項を削除した上、物件所有者に賃借人が暴力団組員である事実な どを告げずに契約を締結させた詐欺等で、同役員らを検挙し、その後、同社が法の規定に違反し 賃貸借契約を締結したことが明らかになったことから、県が同社に業務停止処分を命じた事例 (6月、愛知)

(3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【事例】

- 市からの照会に基づいて生活保護受給申請者について調査したところ、六代目山口組傘下組織 幹部であることが判明したことから、その旨を市に回答し、申請が却下された事例(1月、千 葉)
- 県からの照会に基づいて公営住宅の入居予定者について調査したところ、旭琉會傘下組織組員 であることが判明したことから、その旨を県に回答し、公営住宅から排除した事例 (3月、沖 縄)

2 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。)の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則(①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止)の履行に取り組んでいるところである。

(2) 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げ、21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに25年1月には、警察庁のサーバと同協会のサーバを接続し、同協会又はその会員各社に設置された照会端末を利用して、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団構成員等該当性について各社から照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(3) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店 街振興組合連合会)は、23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企 業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。27年4月には、日本商工会議所が、会員か らの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りなが ら暴力団排除を推進している。

(4) 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

【事例】

- 移動商業組合が、祭礼の出店に際し露店商従事者全員に顔写真入り組合員証を発行した上で、 出店を許可していたところ、祭礼当日に組合員証を所持していない露店商従事者らが六代目山口 組傘下組織幹部であることが判明したことから、同幹部らを同祭礼から排除した事例(4月、富山)
- 露天商組合から提出を受けた祭礼の出店申請者について調査したところ、六代目山口組傘下組 織組員が実質的に経営する露店が出店する予定であることが判明したことから、同組員を同祭礼 から排除した事例(8月、愛知)

3 地域・住民による暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)、 弁護士会民事介入暴力対策委員会(以下「民暴委員会」という。)等と連携し、暴力団構成員等 が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2(威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任)の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、29年末現在で26件提起されており、その状況は、勝訴2件、係争中11件、和解等による解決13件となっている。

【事例】

○ 10年8月頃から22年8月頃までの間、六代目山口組傘下組織組長らが飲食店経営者からみかじめ料を徴収していた事案について、同経営者が、同組長に加え、民法第715条及び暴力団対策法第31条の2に基づき、六代目山口組組長に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、29年3月、賠償を命じる判決があり、賠償金が支払われた事例(3月、愛知)

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所 の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

【事例】

○ 会津小鉄会の内部対立により暴力団関係者が大挙するなどした同会本部事務所について、その付近の公共施設の設置者である京都市が警察、都道府県センター、京都府民暴委員会等と連携して事務所使用禁止等仮処分命令を裁判所に申し立て、29年4月、仮処分の決定がなされた事例(4月、京都)

4 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、23年12月及び25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

5 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団に よる被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

29年中の暴力団関係相談の受理件数は4万7,978件であり、このうち警察で1万9,930件、都道府県センターで2万8,048件を受理した(図表2-28)。

図表 2 - 28 暴力団関係相談の受理件数

区	年次 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相	談受理件数	34, 616	35, 127	36, 870	40, 971	46, 351	47, 098	53, 487	52, 619	51, 967	47, 978
	うち警察	16, 371	16, 186	17, 035	19, 472	22, 369	23, 630	24, 183	22, 637	21, 823	19, 930
	うちセンター	18, 245	18, 941	19, 835	21, 499	23, 982	23, 468	29, 304	29, 982	30, 144	28, 048

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任 者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施 している。28年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は2,053回、同講習の受講人 数は延べ8万381人であった。

(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、26年7月までに全て適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けており、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行っている。

【事例】

- 適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターが、 府内所在の会津小鉄会傘下組織事務所について、付近住民から委託を受けて、29年6月、使用禁 止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、9月、暴力団事務所として使用してはならないなど とする仮処分命令が決定された事例(9月、京都)
- 28年2月、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織事務所に対して、拳銃を発砲する 事件が発生したことから、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人福井県暴力追 放センターが、両組織事務所について、付近住民からの委託を受けて、29年8月、使用差止等の 仮処分命令の申立てを行ったところ、10月、暴力団事務所として使用してはならないなどとする 仮処分命令が決定された事例(10月、福井)
- 適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが、県内 所在の神戸山口組本部事務所について、付近住民から委託を受けて、29年10月、使用禁止等の仮 処分命令の申立てを行ったところ、同月、暴力団事務所として使用してはならないなどとする仮 処分命令が決定された事例(10月、兵庫)

(4) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況

29年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数については、約640人となっている(図表2-29)。

【事例】

- 道仁会傘下組織幹部が福岡県警を訪れ、「会費を納めるのがつらく、堅気として生きていきたい。」等と申し立て、さらに遠隔地での就労を希望したことから、離脱支援を行うとともに、「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」に基づき、同協定に加入する他県警察及び関係機関と連携して就労支援を行った結果、離脱及び就労に至った事例(6月、福岡)
- 松葉会傘下組織組員が千葉県警を訪れ、「これ以上ヤクザを続けていても生活していけない。」等と申し立てたことから、脱退妨害に対する中止命令を発出するなど離脱支援を行うとともに、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議と連携して就労支援を行った結果、離脱及び就労

図表2-29 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移(概数)

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
離脱者	780	660	630	690	600	520	490	600	640	640

第3章:薬物・銃器情勢

凡例

- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物 に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法 律(以下「麻薬特例法」という。)違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 平成26年11月25日、薬事法の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下「医薬品医療機器法」という。)に変更された。
- 本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

第1 薬物情勢

29年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

○ 薬物事犯検挙人員は13,542人と、近年横ばいが続いている。

このうち、覚醒剤事犯検挙人員は10,113人と近年わずかな幅での減少が続いている一方で、大麻事犯検挙人員は3,008人と、26年以降増加が続き、過去最多となった。

大麻事犯の人口10万人当たりの検挙人員については、若年層を中心に増加している。

○ 覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は126件と3年ぶりに100件を超え、このうち航空機利用の携帯密輸は84件と大きく増加した。

覚醒剤の密輸入押収量は1,073.4キロと、船舶を利用した大量密輸入事件等の検挙に伴い、前年に引き続き1,000キロを超えた。

- 大麻栽培事犯は191件と近年増加傾向にあり、大麻草押収量(本数)は17,324本と、前年に引き続き1万本を超えた。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は651人と、前年に引き続き減少した。

上記のとおり、覚醒剤の密輸入事犯が増加し、密輸入押収量が2年連続で1,000キロを超えていることなどから、国外の薬物犯罪組織と国内の暴力団等の結節点の解明と密輸・密売事犯の検挙を通じた薬物の供給網の遮断に向けた取締りを推進することとしている。また、大麻事犯検挙人員は過去最多となり、若年層を中心とした増加傾向が継続していることなどから、大麻事犯の取締りの強化及び大麻乱用防止に係る広報啓発活動を推進することとしている。

1 薬物事犯の検挙状況

(1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯(覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。以下同じ。)の検挙人員は13,542人と、近年横ばいが続いている。このうち暴力団構成員等の検挙人員は5,562人と減少傾向にあり、薬物事犯の検挙人員の41.1%を占めている。また、外国人の検挙人員は1,058人と増加傾向にあり、薬物事犯の検挙人員の7.8%を占めている(図表3-1)。

図表3-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分	事犯別検挙件数及ひ検挙入員 年別		H26	H27	H28	H29
<u>运力</u> 覚醒剤事犯	検挙件数	15,232	15,355	15,980	15,219	14,325
元柱列子记	検挙人員	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113
	暴力団構成員等	6,096	6,024	5,712	5,067	4,751
	構成比率(%)	55.9	55.0	51.8	48.5	47.0
	外国人	588	595	591	605	706
	構成比率(%)	5.4	5.4	5.4	5.8	7.0
大麻事犯	<u>検挙件数</u>	2,086	2,362	2,771	3,439	3,965
	検挙人員	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008
	暴力団構成員等	467	484	591	649	742
	構成比率(%)	30.0	27.5	28.1	25.6	24.7
	外国人	94	133	154	181	250
麻薬及び	┃ ┃構成比率(%) ┃検挙件数	6.0	7.6 637	7.3	7.1	8.3
麻楽及び 向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	862 216	129	706 109	784 86	840 107
凹相作采事化	コカイン	97	144	230	364	392
	ヘロイン	33	11	8	304	19
	その他	516	353	359	331	322
	検挙人員	478	378	398	412	409
	暴力団構成員等	150	108	80	65	69
	構成比率(%)	31.4	28.6	20.1	15.8	16.9
	外国人	64	49	71	82	102
	構成比率(%)	13.4	13.0	17.8	19.9	24.9
	MD <u>MA等合成麻薬</u>	105	62	45	38	42
	┃ ┃ ┃ 暴力団構成員等	32	21	11	6	11
	構成比率(%)	30.5	33.9	24.4	15.8	26.2
		9	6	6	7	5
	構成比率(%)	8.6	9.7 61	13.3	18.4 142	11.9
	コカイン 暴力団構成員等	46 5	14	86 14	34	177 38
		10.9	23.0	16.3	23.9	21.5
	外国人	20	14	32	50	70
	構成比率(%)	43.5	23.0	37.2	35.2	39.5
	ヘロイン	20	5	3	0	9
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	19	1	3	0	9
	構成比率(%)	95.0	20.0	100.0	0.0	100.0
	その他	307	250	264	232	181
		113	73	55	25	20
	構成比率(%) 外国人	36.8 16	29.2 28	20.8 30	10.8 25	11.0 18
		5.2	11.2	11.4	∠5 10.8	9.9
あへん事犯		11	24	6	11	12
U) .U - 10	検挙人員	9	24	3	6	12
	暴力団構成員等	0	1	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0
	外国人	2	1	1	0	0
	構成比率(%)	22.2	4.2	33.3	0.0	0.0
合計	検挙件数	18,191	18,378	19,463	19,453	19,142
	検挙人員	12,951	13,121	13,524	13,411	13,542
	暴力団構成員等	6,713	6,617	6,383	5,781	5,562
	構成比率(%)	51.8	50.4	47.2	43.1	41.1
	外国人	748	778	817	868	1,058
	構成比率(%)	5.8	5.9	6.0	6.5	7.8

注1:本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2:本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の74.7%を占めている。また、大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の22.2%を占め、その割合は25年以降増加している(図表3-2)。

図表3-2 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

年別 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤事犯(%)	77.2	78.0	82.5	86.1	86.0	84.2	83.5	81.5	78.0	74.7
大麻事犯(%)	19.3	19.5	15.3	12.0	11.9	12.0	13.4	15.5	18.9	22.2
その他(%)	3.5	2.5	2.2	1.9	2.1	3.8	3.1	3.0	3.1	3.1

(2) 薬物の押収状況

薬物種類別でみると、覚醒剤が1,118.1kgと、前年に引き続き1,000kgを超えた。

乾燥大麻は176.3kg、大麻樹脂は20.7kgであり、大麻草は17,324本と、前年に引き続き1万本を超えた。

また、ヘロインは漂流による大量押収事案により、70.3kgと過去最多を記録した(図表3-3)。

図表3-3 薬物種類別押収量の推移

———— 種類	年別	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤	(kg)	831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1
兄胜刑	(錠)	178	51	741	138	5
乾燥大麻	(kg)	161.5	165.0	101.0	133.1	176.3
大麻樹脂	(kg)	1.1	36.7	3.9	0.9	20.7
大麻草	(本)	3,850	5,195	3,355	13,660	17,324
八州平	(kg)	39.0	120.1	87.6	42.3	67.5
合成麻薬	(錠)	2,135	479	1,055	5,021	3,181
MDMA	(錠)	1,886	471	981	5,019	3,109
コカイン	(kg)	119.6	2.2	18.5	18.3	9.6
ヘロイン	(kg)	3.8	0.0	2.0	0.0	70.3
あへん	(kg)	0.2	0.2	0.0	0.7	0.0

注1: 覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2:大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3:合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

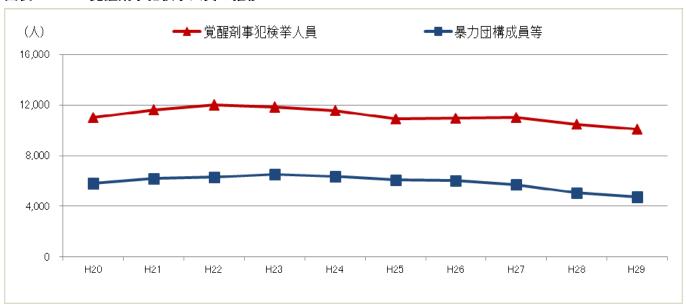
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は10,113人と、第三次覚醒剤乱用期のピークである9年以降、長期的に は減少傾向にあるが、依然として1万人を超えている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は4,751人と検挙人員の47.0%、外国人は706人と検挙人員の7.0%を占めている(**図表3-4**)。

図表3-4 覚醒剤事犯検挙人員の推移

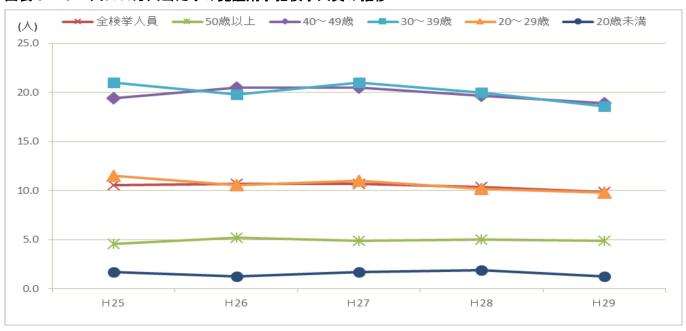


年別 区別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤事犯検挙人員	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113
暴力団構成員等	5,801	6,201	6,322	6,553	6,373	6,096	6,024	5,712	5,067	4,751
構成比率(%)	52.6	53.2	52.7	55.3	55.0	55.9	55.0	51.8	48.5	47.0

(7) 年齢層別の検挙状況

29年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が1.3人、20歳代が9.8人、30歳代が18.6人、40歳代が18.9人、50歳以上が4.9人であり、最も多い年齢層は40歳代、次いで30歳代となっている(図表3-5、3-6)。

図表3-5 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表3-6 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

区分		71 7 70 - F M	年別	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤事犯	検挙人	、員		10,909	10,958	11,022	10,457	10,113
	人口10	万人当たりの	検挙人員	10.6	10.7	10.7	10.4	9.9
	年齢別	50歳以上		2,206	2,486	2,324	2,353	2,347
		人口10万人当た	りの検挙人員	4.6	5.2	4.9	5.0	4.9
		構成比率(%)	20.2	22.7	21.1	22.5	23.2
		40~49歳		3,430	3,697	3,779	3,592	3,587
		人口10万人当た	りの検挙人員	19.4	20.5	20.5	19.7	18.9
		構成比率(%)	31.4	33.7	34.3	34.4	35.5
		30~39歳		3,619	3,301	3,383	3,089	2,862
		人口10万人当た	りの検挙人員	21.0	19.8	21.0	20.0	18.6
		構成比率(%)	33.2	30.1	30.7	29.5	28.3
		20~29歳		1,530	1,382	1,417	1,287	1,226
		人口10万人当た	りの検挙人員	11.5	10.6	11.0	10.2	9.8
		構成比率(%)	14.0	12.6	12.9	12.3	12.1
		20歳未満		124	92	119	136	91
		人口10万人当た	りの検挙人員	1.7	1.3	1.7	1.9	1.3
		構成比率(%)	1.1	0.8	1.1	1.3	0.9
			うち中学生	1	2	1	7	0
			うち高校生	15	11	14	18	8
				•				
		大学	生	22	11	18	8	19

注1:算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2:20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(化) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は、19年以降11年連続で増加しており、29年は65.7%となっている(**図表3-7**)。

図表3-7 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分	_	_	年別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤事犯	検挙.	人員		11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113
		再犯	者数	6,188	6,765	7,114	7,038	7,116	6,899	7,067	7,147	6,804	6,647
		再犯	者率(%)	56.1	58.0	59.3	59.4	61.5	63.2	64.5	64.8	65.1	65.7
		年齢別	50歳以上	79.3	82.1	81.2	81.5	81.3	79.8	80.2	83.1	82.3	82.4
		再犯者率	40~49歳	70.6	69.6	72.2	70.4	70.0	69.7	71.2	72.2	72.1	72.1
			30~39歳	54.0	55.3	56.2	56.1	56.8	58.9	57.3	57.9	56.9	58.5
			20~29歳	34.2	35.8	35.3	32.9	37.6	39.0	39.2	36.0	38.9	35.6
			20歳未満	15.3	18.7	12.7	12.0	14.9	15.3	5.4	16.0	12.5	16.5

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が5,822人、所持事犯が3,285人、譲渡事犯が463人、譲受事犯が173人、密輸入事犯が153人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の90.1%を占めている。

(エ) 覚醒剤事犯の主な特徴

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の74.7%を占めており、依然として我が国の

薬物対策における最重要課題となっている。

その主な特徴としては、暴力団構成員等が検挙人員の約半数を占めていることや、30歳代及 び40歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ他の年齢層に比べて多いことが挙げられる。 また、再犯者率が他の薬物に比べて高いことから、覚醒剤がとりわけ強い依存性を有してお り、一旦乱用が開始されてしまうと継続的な乱用に陥る傾向があることがうかがわれる。

イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、過去10年(20年~29年)をみると、21年をピークに減少傾向にあったが、26年に増加に転じ、29年の大麻事犯の検挙人員は3,008人と、過去最多となった**(図表3-8、3-9)**。

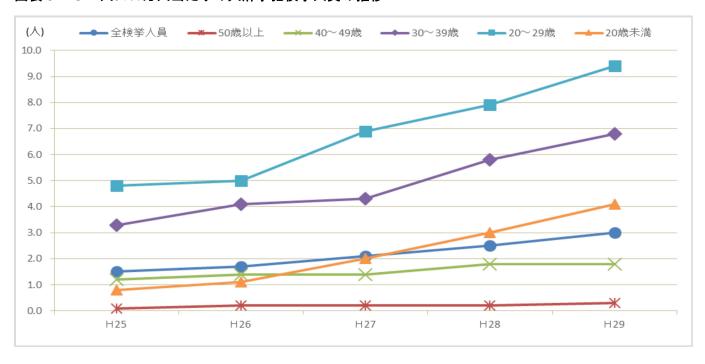
また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は742人と検挙人員の24.7%、外国人は250 人と検挙人員の8.3%を占めている。

(7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別でみると、近年、人口10万人当たりの検挙人員が50歳以上においては、近年横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては、増加傾向にあり、特に若年層を中心とした増加が顕著である。

29年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が4.1人、20歳代が9.4人、30歳代が6.8人、40歳代が1.8人、50歳以上が0.3人であり、最も多い年齢層は20歳代、次いで30歳代となっている(図表3-8、3-9)。

図表3-8 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



図表3-9 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		事化平图"为	年別	H25	H26	H27	H28	H29
大麻事犯	検挙人員			1,555	1,761	2,101	2,536	3,008
	人口10	万人当たりの	検挙人員	1.5	1.7	2.1	2.5	3.0
	年齡別	50歳以上		67	88	104	113	152
		人口10万人当た	りの検挙人員	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
		構成比率(%)	4.3	5.0	5.0	4.5	5.1
		40~49歳		218	257	263	326	347
		人口10万人当た	りの検挙人員	1.2	1.4	1.4	1.8	1.8
		構成比率(%)	14.0	14.6	12.5	12.9	11.5
	30~39歳			574	678	700	899	1,038
		人口10万人当た	りの検挙人員	3.3	4.1	4.3	5.8	6.8
		構成比率(%)	36.9	38.5	33.3	35.4	34.5
		20~29歳		637	658	890	988	1,174
		人口10万人当た	りの検挙人員	4.8	5.0	6.9	7.9	9.4
		構成比率(%)	41.0	37.4	42.4	39.0	39.0
		20歳未満		59	80	144	210	297
		人口10万人当た		0.8	1.1	2.0	3.0	4.1
		構成比率(%)	3.8	4.5	6.9	8.3	9.9
			うち中学生	0	3	3	2	2
			うち高校生	10	18	24	32	53
		大学	生	23	27	31	40	55

注1:算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2:20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は76.3%と、近年減少傾向にある(図表3-10)。

図表3-10 大麻事犯の初犯者率の推移

区分				H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大麻事犯	検挙.	人員		2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008
		初犯者	数	2,359	2,475	1,803	1,323	1,292	1,208	1,385	1,613	1,962	2,294
		初犯者	率(%)	85.5	84.8	81.4	80.3	80.6	77.7	78.6	76.8	77.4	76.3
		年齢別	50歳以上	63.4	63.2	65.5	62.7	62.0	46.3	71.6	57.7	66.4	60.5
			40~49歳	72.9	78.1	64.2	74.1	71.0	71.1	69.3	66.5	70.6	66.0
			30~39歳	84.0	82.0	82.0	77.8	79.2	78.0	79.4	75.1	74.6	70.9
			20~29歳	88.6	88.0	84.0	83.6	85.0	81.5	81.0	80.9	80.5	82.6
			20歳未満	93.0	87.7	89.6	91.4	93.9	93.2	91.3	91.7	91.0	89.9

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、所持事犯が2,505人、譲渡事犯が168人、譲受事犯が73人、密輸入事犯が67人、栽培事犯が138人(図表3-11)となっており、所持事犯が検挙人員の83.3%を占めている。

また、栽培事犯の検挙件数は191件と、近年増加傾向にある。

図表3-11 大麻栽培事犯検挙状況の推移

年別 区分	H25	H26	H27	H28	H29
検挙件数	110	130	115	144	191
検挙人員	91	116	107	116	138

(エ) 大麻事犯の主な特徴

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の22.2%を占めており、その割合は覚醒剤事犯 に次いで多くなっている。

その主な特徴としては、初犯者率が高いことのほか、特に20歳未満、20歳代及び30歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ増加しており、若年層を中心に乱用傾向が増大していることが挙げられる。

大麻乱用者の実態に関する調査結果

警察庁では、大麻乱用者の実態を把握するため、平成29年10月1日から同年11月30日までの間に 大麻取締法違反で検挙された者のうち、違反態様が単純所持のものを対象に調査を行い、都道府県 警察から回答を得た535人分のデータを集約した結果は次のとおりであった。

〇 大麻を初めて使用した年齢

対象者が大麻を初めて使用した年齢は、「20歳未満」が195人(36.4%)、「20歳代」が211人(39.4%)、30歳代が45人(8.4%)、40歳代が12人(2.2%)であった(図1)。

なお、平均年齢は21.9歳、最年少は12歳(3人)、 最高齢は59歳(1人)であった。

50歳代 1人 0.2% 不明 71人 12人 2.2% 30歳代 195人 45人 8.4% 20歳代 211人

図1:大麻の初回使用年齢層構成比率(対象者535人)

○ 大麻を初めて使用した経緯・動機

大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」341人(63.7%)が、「自分から求めて」121人(22.6%)を上回った。初めて使用した年齢が若いほど、誘われて使用する比率が高かった(図2)。

また、その時の動機については、「好奇心・興味本位」が全体の54.9%を占めた。年齢層別では、20歳未満及び20歳代は「その場の雰囲気」、「クラブ・音楽イベント等の高揚感」、「パーティー感覚」を動機とする割合が高く、周囲に影響される傾向がうかがわれる。30歳代、40歳代は「ストレス発散・現実逃避」の割合が高い(図3)。

図2:初めて大麻を使用した経緯(対象者535人)

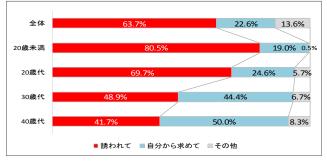


図3:初めて大麻を使用した動機(対象者535人)(複数回答)

初回使用年齢層別 区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	66.3%	59.2%	43.5%	42.9%	54.9%
その場の雰囲気	18.6%	12.4%	8.7%	7.1%	13.4%
クラブ・音楽イベント等の高 揚感	4.9%	8.9%	4.3%	0.0%	6.1%
パーティー感覚	2.7%	2.8%	1.4%	0.0%	2.4%
ストレス発散・現実逃避	2.3%	5.0%	20.3%	42.9%	5.9%
多幸感・陶酔効果を求めて	3.4%	6.4%	14.5%	7.1%	5.9%
その他	1.9%	5.3%	7.2%	0.0%	11.4%

○ 大麻に対する危険(有害)性の認識

大麻に対する危険(有害)性の認識は「あり(大いにあり・あり)」が30.8%であり、覚醒剤に対する危険(有害)性の認識は「あり(大いにあり・あり)」が72.7%であることと比較して、大麻の危険(有害)性の認識率が低いことが明らかになった(図4)。

年齢層別で最も危険(有害)性の認識が低いのは、20歳代(「なし」が70.8%)であった(図5)。

図4:大麻及び覚醒剤に対する危険(有害)性の認識の比較(対象者535人)

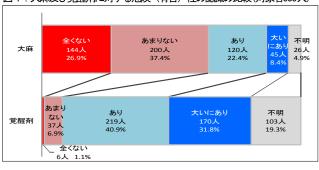
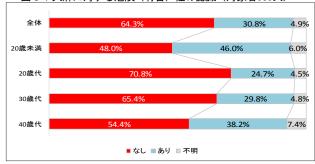


図5:大麻に対する危険(有害)性の認識(対象者535人)



大麻には依存性があり、乱用すると記憶障害を引き起こしたり、精神病を発症したりするおそれがあることが確認されている。しかし、今回の調査により大麻の危険(有害)性を軽視している者が多いことが判明しており、若年層を中心に大麻乱用防止の広報啓発を徹底していく必要がある。

2 薬物密輸入事犯の検挙状況

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は、近年200件台で増減を繰り返しているところ、302件と増加した。 薬物事犯別でみると、覚醒剤事犯は126件と3年ぶりに100件を超え、大麻事犯は81件と増加傾向に ある(図表3-12)。

図表3-12 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移

区分	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	別密輸人検挙件数及び 年別	H25	H26	H27	H28	H29
党醒剂事犯	検挙件数		119	150	73	82	126
	検挙人員		160	176	96	97	153
	暴力	団構成員等	30	25	19	11	14
	構成」	七率(%)	18.8	14.2	19.8	11.3	9.2
	外国.	人	119	135	72	73	120
	構成」	七率(%)	74.4	76.7	75.0	75.3	78.4
大麻事犯	検挙件数		42	40	65	42	81
	検挙人員		43	40	59	42	67
	暴力	団構成員等	5	4	2	3	8
	構成」	北率(%)	11.6	10.0	3.4	7.1	11.9
	外国。		8	23	21	21	36
	構成」	七率(%)	18.6	57.5	35.6	50.0	53.7
麻薬及び	検挙件数		59	55	102	77	95
向精神薬事犯		A等合成麻薬	14	8	16	14	27
	コカイ		7	9	6	7	10
	<u>^_</u>		3	1	2	1	6
	その作		35	37	78	55	52
	検挙人員		48	63	94	78	69
		団構成員等	1	9	21	5	3
		北率(%) ·	2.1	14.3	22.3	6.4	4.3
	外国.		19	30	26	28	27
		七率(%)	39.6	47.6	27.7	35.9	39.1
	MDM.	A等合成麻薬	8	10	13	13	10
		暴力団構成員等	0	3	6	0	1
		構成比率(%)	0.0	30.0	46.2	0.0	10.0
		外国人	3	3	3	3	2
		構成比率(%)	37.5	30.0	23.1	23.1	20.0
	コカイ		7	10	6	12	10
		暴力団構成員等	0	2	2	25.0	100
		構成比率(%) 外国人	0.0	20.0	33.3		10.0
		構成比率(%)	6 85.7	6 60.0	3 50.0	8 66.7	90.0
	<u> </u>		3	2	0	00.7	2
		暴力団構成員等	0	0	0	0	0
		構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		外国人	3	0.0	0.0	0.0	2
		構成比率(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	その作		30	41	75	53	47
		 暴力団構成員等	1	4	13	2	1
		構成比率(%)	3.3	9.8	17.3	3.8	2.1
		外国人	7	21	20	17	14
		構成比率(%)	23.3	51.2	26.7	32.1	29.8
あへん事犯	検挙件数		1	0	0	0	0
	検挙人員		1	0	0	0	0
	暴力	団構成員等	0	0	0	0	0
	構成」	北率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国.		1	0	0	0	0
	構成」	北率(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数		221	245	240	201	302
	検挙人員		252	279	249	217	289
	暴力	団構成員等	36	38	42	19	25
	構成」	北率(%)	14.3	13.6	16.9	8.8	8.7
	外国。	人	147	188	119	122	183
	構成」	北率(%)	58.3	67.4	47.8	56.2	63.3

注:本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収は1,073.4kgと、前年に引き続き1,000kgを超えた。乾燥大麻は5.6kg、大麻樹脂は7.6kgであった。

また、ヘロインは漂流による大量押収事案により、70.3kgと、過去最多を記録した**(図表3-13)**。

図表3-13 薬物種類別密輸入押収量の推移

	年別	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤	(kg)	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4
見旺別	(錠)	49	5	497	113	0
乾燥大麻	(kg)	13.7	28.0	16.0	3.9	5.6
大麻樹脂	(kg)	0.5	36.4	2.7	0.1	7.6
合成麻薬	(錠)	12	28	5	1,595	826
MDMA	(錠)	12	28	3	1,595	826
コカイン	(kg)	118.6	1.9	18.0	13.9	8.3
ヘロイン	(kg)	3.7	0.0	2.0	0.0	70.3
あへん	(kg)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

注1: 覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

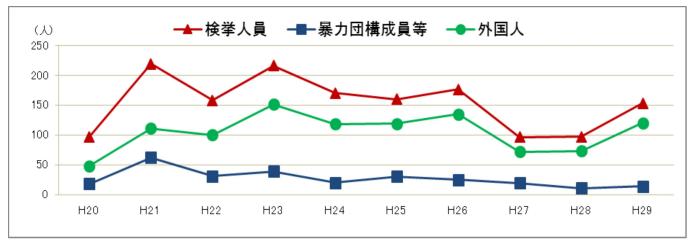
注2:合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

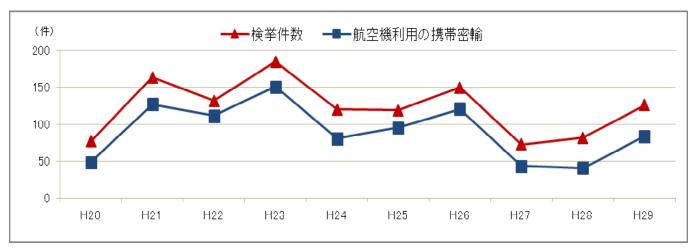
ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は、126件と3年ぶりに100件を超えた。検挙人員については、 暴力団構成員等は近年減少傾向、外国人は増加傾向にある(**図表3-14**)。また、国籍・地域 別でみると、日本が33人と最も多く、次いでタイ及び台湾が16人となっている。

図表3-14 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



	年別 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検	学人員	97	219	158	216	170	160	176	96	97	153
	暴力団構成員等	18	62	31	39	20	30	25	19	11	14
	外国人	48	111	100	151	118	119	135	72	73	120



	年別 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検	学件数	77	164	132	185	120	119	150	73	82	126
	航空機利用の携帯密輸	49	127	112	151	81	96	121	44	41	84

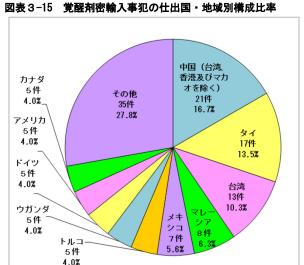
(7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機利用の携帯密輸による密輸入事犯の検挙件数は84件と3年ぶりに増加し、密輸入事犯全体の66.7%を占めている。その手口は、二重底にしたスーツケースや着衣・下着の内部に隠匿したり、身体に巻きつけたりして、数百グラムから数キログラムを密輸するものがある。

このほか、国際宅配便が20件、郵便物が17件、事業用貨物が2件、洋上取引が1件となっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、中国(台湾、香港及びマカオを除く。以下同じ。)が21件(構成比率16.7%)と最も多く、次いでタイが17件(構成比率13.5%)、以下、台湾が13件(構成比率10.3%)、マレーシアが8件(構成比率6.3%)、メキシコが7件(構成比率5.6%)となっている(図表3-15)。



(ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は増加し、26年以降3年ぶりに100件を超え、いわゆる運び 屋による密輸入事犯の検挙が相次いだため、前年比で大幅に増加した。

押収量は前年比で減少したものの、洋上取引や船舶コンテナ貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙に伴い、前年に引き続いて1,000kgを超えた。

こうした状況の背景には、我が国に根強い薬物需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認される。

イ 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙件数は、81件と増加傾向にある。

(7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、主なものは、郵便物が33件、航空機利用の携帯密輸が27件、国際宅配便が20件となっている。覚醒剤事犯と比べると、航空機利用の携帯密輸によるものの割合は低く、郵便物や国際宅配便を利用したものの占める割合は高くなっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、アメリカが26件と最も多く、次いでカナダが 11件、中国及びオランダが6件となっている。

覚醒剤密輸入事犯における航空機利用の携帯密輸の現状

〇 航空機利用の携帯密輸の現状

航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯の検挙件数は、平成26年(121件)以降減少傾向にあったが、29年は84件(前年比+43件)と大幅に増加した。手口としては密輸入全体の約67%を占めており、覚醒剤密輸入の主要な手口となっている(57頁、図表3-14)。

同手口は、ほとんどがいわゆる「運び屋」*による事件であり、29年の検挙人員は90人、うち84人は外国人であることから、同手口による密輸入事犯には海外の薬物犯罪組織の関与がうかがわれる。

* 航空機等を利用して薬物を密輸する役割を担う者をいい、薬物犯罪組織とつながりの薄い者がこれに当たることが多い。

〇 仕出国·地域

仕出国・地域別の検挙件数は、タイ15件、中国11件、台湾7件、マレーシア6件の順に多くなっている(図表1)。

過去5年間の推移をみると、一定の仕出国・地域 からの密輸入が多数発生している一方、その中でも 年により変遷が見られる(図表2)。

特にタイについては、26年に19件(前年比+18件)と急増し、28年には1件(前年比-8件)となったが、29年に再び15件(前年比+14件)と大幅に増加しており、そのほとんどがタイ人女性の運び屋によるものであった。

図表 1 : 仕出国・地域別構成比率

FONE
26 件
31.0%

中国(台湾、香港
及びマカオを除く)
11 件 13.1%

「大学
4件
4.8% メキシコ
5件 ウガンダ 6.0% 5件
6.0% 5件
6.0% 7.196

海外の薬物犯罪組織は、我が国における水際での取締り等の情勢に応じて、密輸ルートを変化させながら運び屋をリクルートしている可能性があり、同手口による密輸入事犯の動向に引き続き警戒するとともに、関係国の捜査当局と連携する必要がある。

図表2: 仕出上位3カ国・地域別の検挙件数

無位 無位	H25		H26		H27		H28		H29		
1	インド	16	中国	36	タイ 中国	各9	中国	13	タイ	15	
2	メキシコ	14	タイ 香港	各19	香港	7	アメリカ	8	中国	11	
3	中国	12	ウガンダ メキシコ	各5	メキシコ	4	ウガンダ	3	台湾	7	

〇 隠匿方法

29年中に検挙した84件の隠匿方法は、スーツケース 等を二重底に工作するなどして隠匿する方法が35件 (41.7%) と最多であった。

次いで、土産物やその他の物品等への隠匿が29件 (34.5%)、着衣等への隠匿が15件(17.9%)であっ た。

また、生命に危険を及ぼす可能性がある嚥下等の 体内隠匿が5件(6.0%)あった(図表3)。

海外の薬物犯罪組織は、国内の覚醒剤密売に深く関与している暴力団とネットワークを構築して 覚醒剤を我が国に密輸しているとみられることから、外国捜査機関との国際的な連携も推進しなが ら、海外薬物犯罪組織の実態と、これら組織と暴力団との結節点の解明に努める必要がある。

3 薬物犯罪組織の動向

(1) 薬物密売の概要

薬物の密売関連事犯(営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。)の検挙人員は600 人であり、このうち、暴力団構成員等は346人(構成比率57.7%)、外国人は71人(構成比率11.8%)となっている。

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は458人であり、このうち暴力団構成員等は290人(構成比率63.3%)と、依然として覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している状況が続いている。また、外国人は49人(構成比率10.7%)となっている(**図表3-16**)。

大麻の密売関連事犯の検挙人員は127人であり、このうち暴力団構成員等が50人(構成比率39.4%)と、その割合は覚醒剤事犯に比べ低くなっている。また、外国人は19人(構成比率15.0%)となっている。

図表3-16 覚醒剤の密売関連事犯検挙人員の推移

区分	_	年別	H25	H26	H27	H28	H29
密売関連事犯	,		417	413	445	492	458
暑	暴力	力団構成員等	301	303	318	322	290
	冓厄	 比率(%)	72.2	73.4	71.5	65.4	63.3
		国人	36	30	34	57	49
[禄	冓反	艾比率(%)	8.6	7.3	7.6	11.6	10.7
		イラン	18	14	10	21	15
		インドネシア	0	0	0	0	1
	L	韓国•朝鮮	7	8	13	13	15
I -	国[ベトナム	0	1	0	0	2
第		タイ	2	1	1	1	1
		台湾	0	0	1	5	1
		中国(台湾及び香港等を除く)	3	0	1	8	0
		香港等	2	0	0	0	0
月	别[フィリピン	0	0	3	3	3
	ļ	ブラジル	2	2	2	1	4
		イギリス	0	1	0	0	1
		その他	2	3	3	5	6

注:香港等は香港及びマカオをいう。

(2) 暴力団の関与

暴力団構成員等に係る全刑法犯及び特別法犯検挙人員は17,737人であり、このうち、薬物事犯検 挙人員は5,562人(構成比率31.4%)と、暴力団による不法行為に占める薬物事犯の割合は高い。

ア暴力団構成員等の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

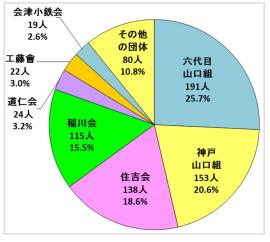
暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、 六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会の 構成員等は3,689人と、これらで覚醒剤事犯に係る 暴力団構成員等の検挙人員全体の77.6%を占めて いる(図表3-17)。

図表 3-17 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率 東組 極東会 57人 96人 その他 1.2% 2.0% 道仁会 の団体 140人 465人 六代目 2.9% 9.8% 山口組 1,227人 松葉会 25.8% 147人 3.1% 工藤會 稲川会 157人 697人 神戸 3.3% 14.7% 山口組 926人 住吉会 19.5% 839人 17.7%

(イ) 大麻事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、 六代目山口組、神戸山口組、稲川会及び住吉会の 構成員等は597人と、これらで大麻事犯に係る暴力 団構成員等の検挙人員全体の80.5%を占めている (図表3-18)。

図表3-18 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



イ 違反態様別の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別にみると、使用事犯が2,782人、所持事犯が1,581人、譲渡事犯が258人、譲受事犯が57人、密輸入事犯が14人となっている。また、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は303人と、全営利犯検挙人員(586人)の51.7%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

(イ) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯の検挙人員は87人と、全営利犯検挙人員(193人) の45.1%を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。

(3) 外国人の営利犯

ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は152人と、全営利犯検挙人員(586人)の25.9%を占めており、このうち密輸入事犯は103人(構成比率67.8%)となっている。

国籍・地域別でみると、タイ及びイランが17人と最も多く、このうち、タイは密輸入事犯が16人、密売関連事犯が1人となっており、イランは密売関連事犯が15人、密輸入事犯が2人、韓国・朝鮮が15人で、全て密売関連事犯、香港が13人で、全て密輸入事犯、台湾が12人で、密輸入事犯が11人、密売関連事犯が1人となっており、以下、ドイツが8人、中国が7人、アメリカが7人、マレーシアが6人、メキシコが6人となっている。

イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯の検挙人員は35人と、全営利犯検挙人員(193人)の18.1% を占めている。

国籍・地域別でみると、ベトナムが16人と最も多く、このうち、栽培事犯が8人、所持事犯が7人、密輸入事犯が1人となっている。次いでアメリカが4人で、このうち、密輸入事犯が2人、所持事犯が2人となっている。

4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

(1) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別でみると、韓国・朝鮮が214人と最も多く、次いでブラジルが161人、フィリピンが121人、以下、ベトナムが82人、アメリカが70人、タイが67人、中国が47人、ペルーが35人、台湾が26人、イランが26人となっている。

(2) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が185人と最も多く、次いでフィリピンが116人、以下、ブラジルが98人、タイが62人、ベトナムが39人、中国が34人、イランが21人、台湾が20人、香港が16人、ペルーが12人となっている。

(3) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが57人と最も多く、次いでアメリカが39人、ベトナムが35人となっている(図表3-19)。

図表3-19 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

図表3-19 外	総		覚醒剤		大麻					薬及び向					あへん	も 事犯
										/A等		イン	^_	1イン		Ι
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29
計	868	1,058	605	706	181	250	82	102	7	5	50	70	0	9	0	0
イラン	32	26	31	21	1	2		3		1		2				
トルコ	4	9	3	5	1	3		1				1				
インドネシア	3	2	1	2	2											
韓国・朝鮮	211	214	180	185	23	26	8	3	1		4	3				
スリランカ	7	7	1	3	4	3	2	1			2	1				
タイ	26	67	25	62		4	1	1				1				
台湾	41	26	31	20	2	1	8	5	2					1		
中国(台湾・香港等を除く)	43	47	35	34	6	8	2	5				1				
ネパール	0	4				4										
パキスタン	4	3	3	2	1	1										
フィリピン	109	121	99	116	9	5	1									
ベトナム	36	82	27	39	9	35		8		2				6		
香港等	9	18	9	16		2										
マレーシア	2	10	1	10	1											
ラオス	2	3	2	3												
アメリカ	65	70	13	11	40	39	12	20	2	1	7	15		1		
カナダ	7	10	1	2	2	6	4	2	1		2	2				
キューバ	3	2					3	2			2	2	_			
コロンビア	4	4	2	2	2	1		1				1				
ジャマイカ	3	1			3	1										
ブラジル	136	161	92	98	36	57	8	6			7	4				
ペルー	28	35	11	12	9	13	8	10			7	10				
ボリビア	6	7	4	3	2	4										
メキシコ	8	10	7	7		1	1	2				2				
イギリス	9	10	3	3		4	6	3			4	2				
オランダ	1	4	1	1		2		1				1				
スウエーデン	0	2				2										
スペイン	2	1	1				1	1			1	1				
ドイツ	4	11	1	10	3	1										
フランス	5	12	1	2	2	4	2	6	1			6				
ベルギー	0	4		2		1		1				1				
リトアニア	1	1	1					1				1				
ルーマニア	1	2	1	2												
ロシア	3	2		2	1		2				2					
ウガンダ	2	4	2	2		2										
ガーナ	4	5	2	3		2	2				2					
ケニア	2	1	1		1			1				1				
チュニジア	2	6	1	4		1	1	1			1	1				
ナイジェリア	7	8	4	5	3	2		1				1				
オーストラリア	8	7	2	2	1		5	5			5	4		1		
ニュージーランド	1	4		1	1	1		2				2				
その他	27	35	6	14	16	12	5	9	0	1	4	4	0	0	0	0

注:香港等は香港及びマカオをいう。

5 危険ドラッグ事犯の検挙状況

(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ※事犯の検挙状況は、628事件、651人と前年に引き続き減少した**(図表3-20)**。 適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、交 通関係法令違反のいずれも前年に引き続き減少した**(図表3-20)**。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等に係る事犯は92事件、95人、外国人に係る事犯は46事件、47人、少年に係る事犯は2事件、2人となっている。

- ※ 危険ドラッグとは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下同じ。)又は指定薬物 (医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬 理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を 含有する物品を含む。
- ※ 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計(警察庁において調査等により集計する数値)による。

図表3-20 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

年別	H25		H26		H27		H28		H29	
区分	事 件 数	人員	事 件 数	人員	事 件 数	人員	事 件 数	人員	事 件 数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反		27	401	492	895	960	713	758	555	578
乱用者による単純所持・使用等	21	37	312	326	671	695	495	519	390	404
麻薬及び向精神薬取締法違反	57	89	80	98	133	148	115	126	56	56
交通関係法令違反	38	40	157	160	36	36	8	7	1	1
その他法令違反	9	10	68	90	36	52	28	29	16	16
合計	125	176	706	840	1,100	1,196	864	920	628	651

- 注1: 同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。
- 注2: 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。
- 注3: 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。
- 注4: 麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。
- 注5: 交通関係法令違反は、刑法(危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷)、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反 (危険運転致死傷、過失運転致死傷)、道路交通法違反をいう。
- 注6: 適用法令(罪名)は、検挙時点を基準として計上(交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり)。
- 注7: 乱用者による単純所持・使用等とは、26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、 販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。
- 注8: 交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。
- 注9: 26年から指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者※の検挙人員は605人(構成比率92.9%)となっ

ている。

※ 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別の構成比率をみると、20歳未満及び20歳代は減少傾向であり、30歳代は横ばいであり、40歳代、及び50歳以上は増加傾向となっている(図表3-21)。

図表3-21 危険ドラッグ乱用者の年齢層別検挙人員の推移

区分		年別	H26	H27	H28	H29
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		631	966	838	605
	年齢層別	50歳以上	44	75	125	105
		構成比率(%)	7.0	7.8	14.9	17.4
		40~49歳	121	236	293	208
		構成比率(%)	19.2	24.4	35.0	34.4
		30~39歳	204	330	261	196
		構成比率(%)	32.3	34.2	31.1	32.4
		20~29歳	236	297	145	94
		構成比率(%)	37.4	30.7	17.3	15.5
		20歳未満	26	28	14	2
		構成比率(%)	4.1	2.9	1.7	0.3

イ薬物経験別の検挙状況

薬物経験別でみると、薬物犯罪の初犯者が347人(構成比率57.4%)、薬物犯罪の再犯者が258 人(構成比率42.6%)となっている。

ウ 危険ドラッグの入手状況

入手先別でみると、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が最も高くなっており、危険ドラッグの流通ルートの潜在化がみられる**(図表3-22)**。

図表3-22 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年別	H26	H27	H28	H29
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		631	966	838	605
	入手先別	街頭店舗	366	265	130	84
		構成比率(%)	58.0	27.4	15.5	13.9
		インターネット	124	336	353	227
		構成比率(%)	19.7	34.8	42.1	37.5
		友人·知人	43	110	93	77
		構成比率(%)	6.8	11.4	11.1	12.7
		密売人	36	109	71	55
		構成比率(%)	5.7	11.3	8.5	9.1
		その他・不明	62	146	191	162
		構成比率(%)	9.8	15.1	22.8	26.8

エ 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は3人と減少傾向にある(図表3-23)。

図表3-23 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移

年別 区分	H26	H27	H28	H29
死者数	112	11	6	3

注1:29年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注2:発生日ではなく、認知日を基準として計上。

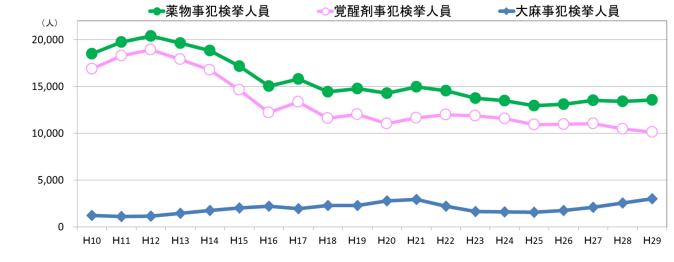
(3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は150事件、153人と前年に比べ減少した。

仕出国・地域別でみると、中国が76事件と最も多く、次いでアメリカが13事件となっている。

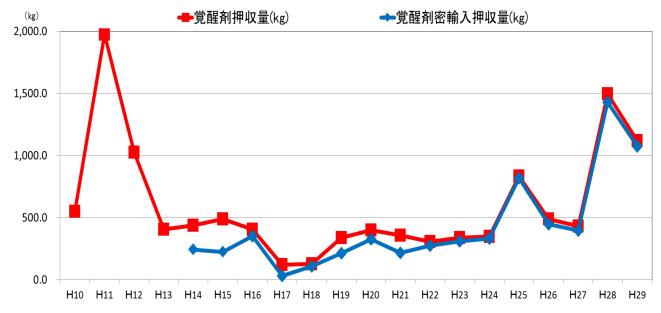
6 参考資料

(1) 薬物事犯検挙状況の推移(10~29年)



区分	年別	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
薬物	事犯検挙人員	18,499	19,764	20,382	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524	13,411	13,542
	覚醒剤事犯検挙人員	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113
	大麻事犯検挙人員	1,236	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008

(2) 覚醒剤押収量の推移(10~29年)



×	年別:分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
隽	醒剤押収量(kg)	549.0	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1
	覚醒剤密輸入押収量(kg)	1	-	-	1	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4

7 薬物事犯の検挙事例

(1) 覚醒剤事犯

【覚醒剤密輸入事犯】

○ 台湾人による旅客船を利用した台湾来覚醒剤密輸入事件(1月、沖縄)

29年1月までに、台湾から旅客船に搭乗し、身体に覚醒剤を巻き付けて隠匿し、密輸入した事件において、台湾人の男6人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、覚醒剤約17.3 キログラムを押収した。

〇 メキシコ人らによる海上貨物を利用したメキシコ来覚醒剤密輸入事件(3月、神奈川・埼玉・千葉・愛知)

29年3月までに、メキシコから海上貨物を利用し、鉄スクラップの中に覚醒剤を隠匿して密輸入したメキシコ人の男女ら6人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、覚醒剤約230.4キログラムを押収した。

○ タイ人の運び屋によるタイ来覚醒剤密輸入事件(4月、千葉)

タイから航空機に搭乗し、ネックピロー内に覚醒剤を隠匿し、スーツケースに収納して密輸入 したタイ人の女を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、覚醒剤約4.8キログラムを 押収した。

○ 中国人による航空貨物を利用した香港来覚醒剤密輸入事件(5月、大阪)

香港から航空貨物を利用し、物干し竿掛け棒の内部に覚醒剤を隠匿して密輸入した中国人の男を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で検挙し、覚醒剤約5.2キログラムを押収した。

〇 稲川会傘下組織組員らによる海上貨物を利用した中国来覚醒剤密輸入事件(7月、神奈川・埼玉・千葉・静岡)

中国から海上貨物を利用し、ペット用品に覚醒剤を隠匿して密輸入した稲川会傘下組織組員 ら4人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、覚醒剤約350.9キログラムを押収し た。

○ 住吉会傘下組織幹部らによる漁船を利用した中国来覚醒剤密輸入事件(8月、茨城ほか)

海上において、別の船舶から覚醒剤を漁船に積み替えるなどし、茨城県所在の港に陸揚げして密輸入等した住吉会傘下組織幹部ら21人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で検挙し、覚醒剤約474.7キログラムを押収した。

【覚醒剤密売事犯】

〇 覚醒剤密売所の摘発(1月、大阪)

マンションの店舗を密売所として覚醒剤を密売していた無職の男女5人を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡等)で逮捕し、ポリ袋約100袋に小分けされた覚醒剤約12グラムを押収した。

〇 イラン人による覚醒剤等密売事件(6月、静岡・愛知)

29年6月までに、静岡、愛知県内を中心に覚醒剤等を密売していたイラン人の男2人を覚せい 剤取締法違反 (営利目的所持)等で逮捕し、同人らから覚醒剤等を購入するなどした密売客60人 を覚せい剤取締法違反 (使用)等で逮捕した。

〇 稲川会傘下組織組員らによる覚醒剤密売事件(6月、埼玉)

29年6月までに、インターネット掲示板に覚醒剤を譲渡する内容の投稿を行うなどし、覚醒剤を密売していた稲川会傘下組織組員ら2人を麻薬特例法違反(あおり、唆し)等で逮捕し、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客42人を覚せい剤取締法違反(使用等)で検挙した。

〇 工藤會傘下組織組長らによる覚醒剤営利目的所持等事件(7月、福岡)

29年7月までに、北九州市内の駅において、覚醒剤約198グラムを所持していた工藤會傘下組織組長ら2人を覚せい剤取締法違反(営利目的所持)で逮捕するとともに、同人らに対し、覚醒剤を譲り渡した無職の男を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡)で逮捕した。

〇 イラン人による覚醒剤等密売事件(8月、埼玉)

29年8月までに、関東を中心に広域的に覚醒剤等を密売していたイラン人の男3人を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡)等で逮捕し、同人らから覚醒剤等を購入するなどした密売客47人を覚せい剤取締法違反(使用)等で逮捕した。

〇 イラン人による覚醒剤等密売事件(10月、岐阜)

29年10月までに、東海を中心に広域的に覚醒剤等を密売していたイラン人の男2人を覚せい剤 取締法違反(営利目的譲渡)等で逮捕し、自宅等に隠匿していた覚醒剤約516グラム、コカイン 約4グラム等を押収した。

○ 暴力団組員らによる覚醒剤密売事件(10月、福岡)

福岡県内の空港において覚醒剤約398グラムを所持していた暴力団組員を覚せい剤取締法違反 (営利目的所持)等で逮捕し、同組員から覚醒剤として規制薬物を譲り受けた道仁会傘下組織幹 部を麻薬特例法違反(規制薬物としての譲受け)で逮捕した。

(2) 大麻事犯

【大麻密輸入事犯】

○ アメリカ人による国際郵便を利用したアメリカ来大麻密輸入事件(1月、神奈川・長野)

29年1月までに、アメリカから国際郵便を利用し、乾燥大麻等を密輸入したアメリカ人の男を大麻取締法違反(輸入)等で逮捕し、乾燥大麻約8グラム及び大麻を含有するキャンディー約1.5キログラムを押収した。

○ ネパール人による航空貨物を利用したインド来大麻密輸入事件(1月、警視庁)

インドから航空貨物を利用し、太鼓内に大麻樹脂を隠匿して密輸入したネパール人の男女2人を大麻取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、大麻樹脂約18.6キログラムを押収した。

〇 日本人による国際郵便を利用したベルギー来大麻密輸入事件(3月、福岡)

ベルギーから国際郵便を利用し、靴内に乾燥大麻を隠匿して密輸入した日本人の男3人を大麻 取締法違反(輸入)等で逮捕し、乾燥大麻約49グラムを押収した。

〇 六代目山口組傘下組織組員によるアメリカ来大麻密輸入事件(5月、警視庁)

アメリカから航空機に搭乗し、スキー靴内に乾燥大麻を隠匿して密輸入した六代目山口組傘 下組織組員を大麻取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、乾燥大麻約1.4キログラムを押収し た。

【大麻栽培・密売事犯】

〇 東組傘下組織幹部らによる大麻栽培事件(2月、岐阜・奈良)

倉庫において大麻草を栽培していた東組傘下組織幹部ら5人を大麻取締法違反(営利目的栽培等)で逮捕し、大麻草約1万800本、乾燥大麻約4.1キログラムを押収した。

〇 会津小鉄会傘下組織組長らによる大麻栽培及び密売事件(4月、京都)

29年4月までに、ビルや民家で大麻草を栽培し、密売人に乾燥大麻を譲渡するなどした会津小鉄会傘下組織組長ら6人を大麻取締法違反(営利目的栽培等)で逮捕し、大麻草253本、乾燥大麻約18.9キログラムを押収した。

〇 松葉会傘下組織幹部らによる大麻栽培及び密売事件(7月、埼玉)

一戸建て住宅において大麻草を栽培し、大麻を密売していた松葉会傘下組織幹部ら2人を大麻 取締法違反(営利目的所持等)で逮捕し、同人らから大麻を購入するなどした密売客2人を同法 違反(所持)等で逮捕した。

〇 ビニールハウスにおける大麻栽培事件(8月、静岡)

ビニールハウス内で大麻草を栽培していた農業の男2人を大麻取締法違反(営利目的栽培等)で逮捕し、大麻草107本、乾燥大麻約13.3キログラムを押収した。

〇 一戸建て住宅における大麻栽培事件(11月、栃木)

一戸建て住宅2棟において大麻草を栽培していた運転代行業の男ら2人を大麻取締法違反(営利目的栽培等)で逮捕し、大麻草92本、乾燥大麻約5.9キログラムを押収した。

○ 別荘地における大麻栽培事件(11月、静岡)

29年11月までに、別荘地の一戸建て住宅において大麻草を栽培していた電気工事士の男ら4人を大麻取締法違反(営利目的栽培等)で逮捕し、大麻草405本、乾燥大麻約14.0キログラムを押収した。

〇 六代目山口組傘下組織組員らによる大麻栽培事件(11月、熊本)

民家やアパートにおいて大麻草を栽培していた六代目山口組傘下組織組員ら2人を大麻取締法 違反(営利目的栽培等)で逮捕し、大麻草57本、乾燥大麻約6.6キログラムを押収した。

【大麻所持事犯】

〇 高校生らによる大麻所持等事件(2月、岐阜)

乾燥大麻を所持していた男子高校生を大麻取締法違反(所持)で逮捕し、同人に乾燥大麻を譲り渡した男子専門学校生を同法違反(譲渡)で逮捕した。

○ 少年らグループによる大麻所持等事件(3月、長崎)

29年3月までに、乾燥大麻を所持、譲り渡すなどした無職の少年ら3人を大麻取締法違反(所

持等)で逮捕するとともに、同少年らと共同して乾燥大麻を所持していた男子高校生7人を書類 送検した。

〇 高校生らによる大麻所持等事件(3月、沖縄)

自宅において乾燥大麻を所持していた解体工の少年ら2人を大麻取締法違反(所持)で逮捕 し、同人らに乾燥大麻を譲り渡した男子高校生ら2人を同法違反(譲渡)で検挙した。

(3) 危険ドラッグ事犯

〇 危険ドラッグ製造等事件(6月、警視庁)

自宅において、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を製造し、販売していた会社 員の男を医薬品医療機器法違反(製造等)で逮捕した。

○ 国際郵便を利用したアメリカ来危険ドラッグ密輸入等事件(8月、石川)

ウェブサイトで注文しアメリカから国際郵便を利用して、麻薬である通称MDPVを密輸入したほか、自宅において、指定薬物である一酸化二窒素を含む気体の入った小型ガスボンベを所持した会社員の男を麻薬及び向精神薬取締法違反(輸入)等で逮捕した。

第2 銃器情勢

29年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は、20年に年間50事件を下回って以降、低水準で推移しており、29年は、銃器発砲を伴う暴力団の対立抗争事件が発生しなかったこともあり、22事件と前年に比べ減少した。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、29年は360丁で、このうち暴力団からの押収丁数は79丁と、いずれも前年に比べ増加した。

依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団の 組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化がみられることから、暴力団の 組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化することとしている。

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件の発生状況

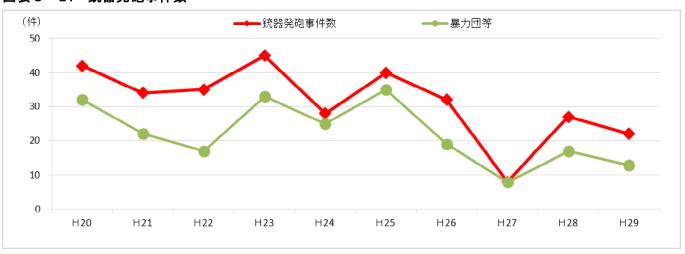
ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件%の発生事件数は22事件、このうち暴力団等によるとみられるものは13事件であり、暴力団による対立抗争の発生はなかった(図表3-24、3-25)。

銃器発砲事件による死傷者数は8人であり、このうち暴力団構成員等は3人となっている。 死傷者数のうち、死者数は3人、負傷者数は5人である(**図表3-26**)。

- ※ 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう(過失及び自殺を除く)。
- ※ 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計(警察庁において調査等により集計する数値)による。

図表3-24 銃器発砲事件数



図表3-25 銃器発砲事件数の推移

区分	年別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
銃暑	器発砲事件数	42	34	35	45	28	40	32	8	27	22
	暴力団等	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13
	対立抗争	3	1	0	9	7	20	9	0	6	0
	その他・不明	10	12	18	12	3	5	13	0	10	9

注: 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表3-26 銃器発砲事件による死傷者数の推移

人 区分	<u>/</u>	年別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死條	易者	·数	19	20	17	18	16	8	10	4	11	8
	死	者数	10	7	11	8	4	6	6	1	5	3
		暴力団構成員等	8	4	3	2	3	1	0	1	2	1
	負	傷者数	9	13	6	10	12	2	4	3	6	5
		暴力団構成員等	4	5	3	5	7	2	3	3	1	2

イ 銃種別の発生状況

銃種別でみると、銃器発砲事件(22事件)のうち、拳銃が使用されたものは20事件と多数を占め、猟銃等の使用が2事件、その他・不明が0事件となっている(図表3-27)。

図表3-27 銃器発砲事件の銃種別内訳

	年別	H25	H26	H27	H28	H29
銃器	·発砲事件数	40	32	8	27	22
	拳銃	39	27	8	23	20
	猟銃等	1	5	0	3	2
	小銃等	0	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	0	1	0

注1:「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2:「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件※の認知件数は104件と近年減少傾向にある。

罪種別でみると、殺人が9件、強盗が19件、その他が76件となっている(**図表3-28**)。

※ 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。

図表3-28 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	H25	H26	H27	H28	H29
認知	件数	127	147	110	112	104
	拳銃及び拳銃様のもの	73	82	58	71	60
殺	:人	13	15	5	13	9
	拳銃及び拳銃様のもの	11	12	5	12	9
強	ì盗	16	26	17	25	19
	拳銃及び拳銃様のもの	14	26	16	24	19
そ	の他	98	106	88	74	76
	拳銃及び拳銃様のもの	48	44	37	35	32

注:殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

2 銃器事犯取締状況

(1) 拳銃の押収状況

ア 拳銃の押収状況

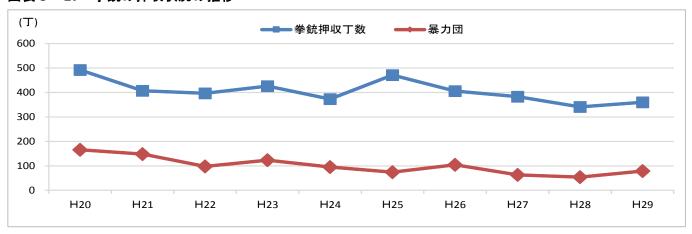
拳銃の押収丁数※は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあるが、29年は360 丁と前年比で増加し、このうち、真正拳銃は320丁(うち密造拳銃15丁)、改造拳銃は40丁となっている。

暴力団から押収した拳銃は79丁であり、組織別でみると、六代目山口組が18丁(構成比率22.8%)、神戸山口組が18丁(構成比率22.8%)、稲川会が9丁(構成比率11.4%)、住吉会が14丁(構成比率17.7%)、その他が20丁(構成比率25.3%)となっている(図表3-29、3-30)。これまでに押収された拳銃の隠匿場所をみると、暴力団構成員等ではない知人宅のほか、自動車、土中に隠匿するものなどがみられ、隠匿の巧妙化・分散化がみられる。

暴力団以外から押収した拳銃281丁のうち、真正拳銃は252丁であり、このうち旧軍用拳銃が50丁(構成比率19.8%)となっている。

※ 拳銃の押収丁数は、実務統計(警察庁において調査等により集計する数値)による。

図表3-29 拳銃の押収状況の推移



図表3-30 拳銃の押収状況の推移

凶么	7 00 子剪	1077年4又1人71107日										
 区分		年別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
押収	丁数		492	407	397	426	373	471	406	383	341	360
	暴力団		166	148	98	123	95	74	104	63	54	79
	構成比率	£(%)	33.7	36.4	24.7	28.9	25.5	15.7	25.6	16.4	15.8	21.9
	(組織別)	六代目山口組	84	69	45	55	58	37	31	16	20	18
		構成比率(%)	50.6	46.6	45.9	44.7	61.1	50.0	29.8	25.4	37.0	22.8
		神戸山口組	_	_	_	_	_		_	4	6	18
		構成比率(%)								6.3	11.1	22.8
		稲川会	22	13	13	17	4	9	11	8	6	9
		構成比率(%)	13.3	8.8	13.3	13.8	4.2	12.2	10.6	12.7	11.1	11.4
		住吉会	23	29	19	13	14	11	12	10	9	14
		構成比率(%)	13.9	19.6	19.4	10.6	14.7	14.9	11.5	15.9	16.7	17.7
		その他	37	37	21	38	19	17	50	25	13	20
		構成比率(%)	22.3	25.0	21.4	30.9	20.0	23.0	48.1	39.7	24.1	25.3
	その他・フ	下明	326	259	299	303	278	397	302	320	287	281
	構成比率	(%)	66.3	63.6	75.3	71.1	74.5	84.3	74.4	83.6	84.2	78.1

注:「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃320丁を製造国別でみると、アメリカ製が112丁 (構成比率35.0%) と最も多く、次いで日本製が64丁 (構成比率20.0%)、以下、ベルギー製が46丁 (構成比率14.4%)、ドイツ製が20丁 (構成比率6.3%)、ロシア (旧ソ連を含む。) 製が9丁 (構成比率2.8%) となっている (図表3-31)。

また、真正拳銃の名称別でみると、ブローニングが37丁 (構成比率11.6%)、S&Wが29丁 (構成比率9.1%)、トカレフが8丁 (構成比率2.5%)となっている (図表3-32)。

図表3-31 押収拳銃の真正・改造別内訳

 区分		年別	H25	H26	H27	H28	H29
押収	丁数		471	406	383	341	360
	真正拳銃		332	379	340	313	320
	構成比率(%	ó)	70.5	93.3	88.8	91.8	88.9
		アメリカ	109	142	112	118	112
		中国	6	8	6	7	6
		フィリピン	8	10	8	6	6
		ロシア(旧ソ連)	9	10	9	12	9
		ブラジル	8	9	8	6	7
	(製造国別)	ベルギー	32	30	27	33	46
		イタリア	5	8	6	5	6
		ドイツ	22	13	13	12	20
		スペイン	7	9	4	5	6
		日本	72	76	66	69	64
		その他	7	9	9	8	1
		不明	47	55	72	32	37
	改造拳銃		139	27	43	28	40
	構成比率(%	ó)	29.5	6.7	11.2	8.2	11.1

注1:「真正拳銃」とは、拳銃機能(金属性弾丸を発射する機能)を有する目的で製造されたものをいう。 注2:「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表3-32 押収した真正拳銃の名称別内訳

 区分		年別	H25	H26	H27	H28	H29
真正	拳銃の押収丁	数	332	379	340	313	320
	トカレフ型	主に中国製	11	12	9	8	8
	S&W	主にアメリカ製	28	32	35	23	29
	パルティック	フィリピン製	9	6	3	11	4
	ブローニング	主にベルギー製	25	22	19	30	37
	マカロフ型	主にロシア製	8	11	6	8	4
	ロッシ	ブラジル製	3	4	2	2	1
	その他	- 1 1	248	292	266	231	237

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は37丁と、近年減少傾向にある(**図表3-33**)。

図表3-33 インターネット関連の拳銃押収状況

年別 区分	H25	H26	H27	H28	H29
押収丁数	132	49	58	46	37

エ 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」により受理した通報件数は1,622件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収はない。

(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は146件、検挙人員は157人であり、このうち、暴力団構成員等の検挙件数は63件、検挙人員は83人となっている(図表3-34)。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が22人(構成比率26.5%)、神戸山口組が20人(構成比率24.1%)、稲川会が13人(構成比率15.7%)、住吉会が6人(構成比率7.2%)となっており、これらで全体の73.5%を占めている。

図表3-34 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H25	H26	H27	H28	H29
検挙	件数		175	186	144	121	146
検挙	人員		146	183	147	142	157
	暴力団	構成員等	66	80	60	67	83
	構成比	率(%)	45.2	43.7	40.8	47.2	52.9
		六代目山口組	35	32	23	31	22
		構成比率(%)	53.0	40.0	38.3	46.3	26.5
		神戸山口組	_		3	18	20
		構成比率(%)	_		5.0	26.9	24.1
		稲川会	5	12	7	5	13
		構成比率(%)	7.6	15.0	11.7	7.5	15.7
		住吉会	9	6	11	4	6
		構成比率(%)	13.6	7.5	18.3	6.0	7.2
		その他	17	30	16	9	22
		構成比率(%)	25.8	37.5	26.7	13.4	26.5

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件※の検挙事件数は2事件、検挙人員は2人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収丁数は0丁となっている(図表3-35)。

※ 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数、人員及び押収丁数は、実務統計(警察庁において調査等により集計 する数値)による。

図表3-35 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

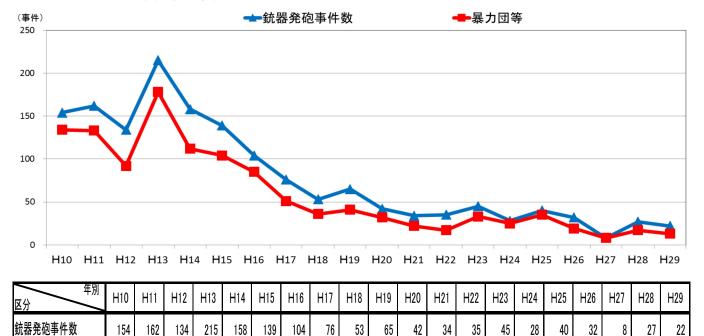
区分	年別	H25	H26	H27	H28	H29
検挙事件数	ζ	4	6	7	3	2
拳銃		1	4	5	3	0
検挙人員		5	9	7	3	2
暴力団	団構成員等	0	0	0	0	0
拳銃		2	5	5	3	0
拳銃押収丁	数	1	8	5	3	0
暴力包	Ī	0	0	0	0	0

注:検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

3 参考資料

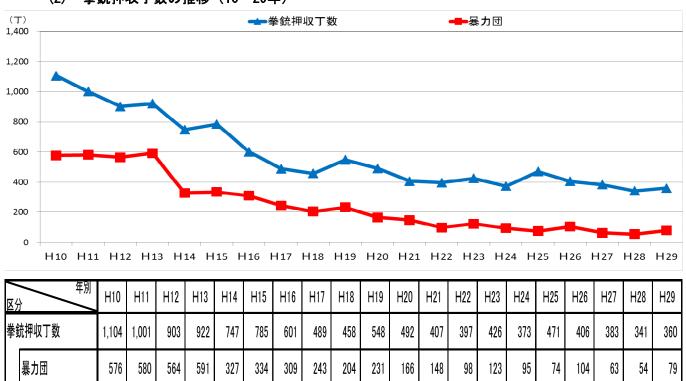
暴力団等

(1) 銃器発砲事件数の推移 (10~29年)



注:「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

(2) 拳銃押収丁数の推移 (10~29年)



注:「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

4 銃器事犯の検挙事例

(1) 拳銃発砲事件

【事例】

〇 飲食店駐車場における拳銃使用の殺人未遂等事件(6月、神奈川)

座間市内の飲食店駐車場において、知人男性を拳銃で撃った男を殺人未遂等で逮捕した。

〇 会社役員らによる拳銃使用の殺人等事件(6月、大阪)

大阪市内の路上を走行中の自動車内において、知人男性を拳銃で撃って殺害した事件で、会社 役員ら3人を逮捕した。

〇 道仁会傘下組織幹部らによる拳銃使用の殺人未遂等事件(9月、福岡)

福岡市内の路上において、暴力団関係者の男を拳銃で撃った道仁会傘下組織幹部ら8人を殺人 未遂等で逮捕した。

〇 六代目山口組傘下組織組員による拳銃発砲事件(11月、徳島)

徳島市内の喫茶店内において、口論となった知人男性を拳銃で撃った六代目山口組傘下組織組 員を殺人未遂で逮捕した。

(2) 拳銃所持事件

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員による拳銃所持事件(3月、新潟)

六代目山口組傘下組織組員の自宅を捜索したところ、拳銃1丁及び実包9個を押収し、同組員 を銃刀法違反(拳銃所持)で逮捕した。

○ 稲川会傘下組織組長らによる拳銃所持事件(4月、千葉・茨城)

稲川会傘下組織組長の知人宅を捜索したところ、拳銃3丁及び実包51個を押収し、同組長ら7 人を銃刀法違反(拳銃加重所持)等で逮捕した。

〇 合田一家傘下組織組長らによる拳銃所持事件(5月、山口)

合田一家傘下組織の関係先を捜索したところ、拳銃1丁及び実包15個を押収し、同組織組長ら 2人を銃刀法違反(拳銃加重所持)等で逮捕した。

〇 稲川会傘下組織組長による組織的拳銃所持事件(5月、群馬・埼玉)

稲川会傘下組織の組事務所において、組織的に拳銃1丁を所持していた同組織組長を銃刀法違 反(組織的拳銃所持)で逮捕した。

○ 神戸山口組傘下組織幹部らによる拳銃所持事件(6月、愛知・長野)

神戸山口組傘下組織幹部の知人宅を捜索したところ、拳銃1丁及び実包10個を押収し、同幹部 ら3人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

〇 神戸山口組傘下組織幹部らによる拳銃所持事件(7月、大阪)

神戸山口組傘下組織幹部らが乗車する車両内を捜索したところ、拳銃1丁及び実包9個を押収 し、同幹部を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

○ 浪川会傘下組織組長らによる拳銃所持事件(7月、福岡)

浪川会傘下組織の関係者の男が経営していた自動車整備工場を捜索したところ、敷地内から拳銃1丁及び実包10個を押収し、同組織組長ら4人を銃刀法違反(拳銃加重所持)等で逮捕した。

O 住吉会傘下組織組長による拳銃等所持事件(9月、警視庁·群馬)

リゾートマンション駐車場に止めていた自動二輪車座席下の収納部に拳銃等を保管していた住 吉会傘下組織組長を銃刀法違反(拳銃加重所持)等で逮捕し、拳銃5丁及び実包62個を押収し た。

第 4 章:来日外国人犯罪情勢

凡例

- 本資料中の「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住者、 永住者の配偶者等及び特別永住者)、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 本資料中の特別法犯に係る「検挙件数」、「検挙人員」は、それぞれ送致件数、送致人員である。
- ▶○ 本資料中の「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 【○ 本資料中の「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 本資料中の「中国(香港等)」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府(シンガポール、マレーシア等)が発給した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 本資料中の犯罪統計における在留資格について、平成22年7月1日に「就学」の在留資格が「留学」の在留資格に一本化されたことに伴い、それ以前の在留資格についても「留学」の在留資格に合算している。
- 本資料中の犯罪統計における在留資格について、22年7月1日に新設された「技能実習」の在留資格は、22年及び23年は「研修」の在留資格に含まれる。
- 本資料中の「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、 「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 〇 本資料中の刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、 「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。

凶悪犯 ------ 殺人、強盗、放火、強制性交等

粗暴犯 ------ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

窃盗犯 ----- 窃盗

その他の刑法犯 --- 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に 掲げるもの以外の刑法犯

- 本資料中の「入管法違反検挙状況等(第2の2の(4)関係)」の数値は警察庁(外事課)、「雇用関係事犯検挙状況(第2の2の(5)関係)」及び「売春事犯検挙状況(第2の2の(6)関係)」の数値は警察庁(保安課)、「薬物事犯検挙状況(第2の2の(7)関係)」の数値は警察庁(薬物銃器対策課)において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合 がある。

第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等

来日外国人犯罪は、検挙件数については平成17年を、検挙人員については平成16年をピークにそれぞれ減少傾向が続いていたが、近年はほぼ横ばい状態で推移している。

来日外国人犯罪の特徴として、日本人によるものと比べて共犯事件の割合が高く、組織的に敢行される傾向がうかがわれる。出身の国・地域別に組織化されている場合がある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものがあるほか、暴力団と連携する例もみられる。

近年は、海外で調達した不正資金を我が国で資金洗浄・現金化する犯罪やインターネットバンキングやスマートフォンの電子決済機能といった新たな情報通信技術を悪用した犯罪が目立っている一方で、依然として短期滞在の在留資格により来日し、偽造クレジットカードを使用して高級ブランド品等をだまし取り、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪も多数みられる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を控え、外国人入国者数及び在留者数の更なる増加が予想されるところ、これに乗じて国際犯罪組織の日本国内への浸透や犯罪行為の世界的展開といった犯罪のグローバル化が一層進展するおそれがあることなどを踏まえると、来日外国人犯罪対策は我が国の治安対策を考える上で重要な課題であり、引き続き注視していかなければならない。

29年中の来日外国人犯罪は、

- 近年、外国人入国者数が大幅に増加する中、検挙人員はほぼ横ばい状態で推移している**(図 表4-1)**。
- 特に、観光客らを中心とする「短期滞在」については、入国者数が最近5年間で約920万人から約2,400万人へと急増しているのに比べ、「短期滞在」の総検挙人員は約1,000人から約1,800人の増加にとどまっている(図表4-9)。
- 刑法犯では、国籍等別でみると中国の検挙人員は減少傾向だが、引き続き最多となっている。 ベトナムの検挙人員は25年から27年まで3年連続して増加していたが28年及び29年は減少している(**図表4-5**)。
- 特別法犯では、国籍等別で中国、違反法令別で入管法違反が最多となっている**(図表4- 6、4-8)**。

などの特徴がある。

以下、来日外国人犯罪情勢について、その長期的・短期的推移のほか、犯罪インフラ事犯や来日 外国人犯罪組織等の動向に関し、29年中の事件検挙等を踏まえて概説する。

1 平成29年中の検挙状況の概要

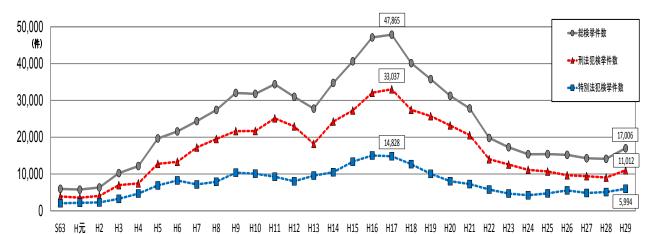
(1) 総検挙状況

平成29年中の来日外国人犯罪の総検挙(刑法犯及び特別法犯の検挙をいう。以下同じ。)状況をみると、検挙件数は17,006件、検挙人員は10,828人となっており、検挙件数のピークであった17年、検挙人員のピークであった16年と比べると、いずれも低い水準で推移している(図表4-1)。

刑法犯の検挙件数は11,012件、検挙人員は6,113人となっており、特別法犯の検挙件数は5,994件、検挙人員は4,715人と、いずれも近年はほぼ横ばい状態で推移している(**図表4-1**)。

図表 4-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

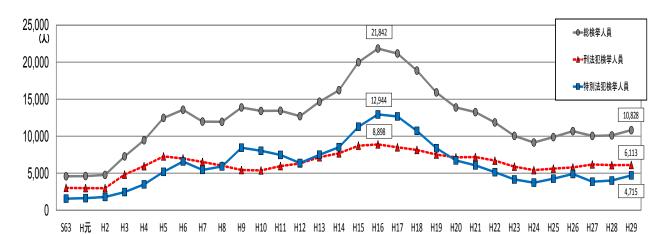
【検挙件数】



	S63	H元	H2	НЗ	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
総検挙件数	5,963	5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746
刑法犯検挙件数	3,906	3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258
特別法犯検挙件数	2,057	2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
総検挙件数	40,615	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	2,873	20.3%
刑法犯検挙件数	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	1,969	21.8%
特別法犯検挙件数	13,357	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	904	17.8%

【検挙人員】



	S63	H元	H2	НЗ	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
総検挙人員	4,586	4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212
刑法犯検挙人員	3,020	2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690
特別法犯検挙人員	1,566	1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
総検挙人員	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	719	7.1%
刑法犯検挙人員	8,725	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	16	0.3%
特別法犯検挙人員	11,282	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	703	17.5%

29年中の刑法犯検挙(日本人等の検挙を含む。)に占める来日外国人犯罪の割合は、検挙件数が3.4%、検挙人員が2.8%となっている(図表4-2)。

6.0%
- 刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合
- 加法犯検挙人員に占める来日外国人の割合
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0%
- 1.0

図表4-2 刑法犯検挙(日本人等の検挙を含む。)に占める来日外国人犯罪の割合の推移

H3

刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	0.4%	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	1.8%	1.7%	2.3%	2.7%	2.9%	2.8%	3.4%	4.0%	3.4%	4.1%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	0.8%	1.0%	1.0%	1.6%	2.1%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.2%
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29

H5 H6

H7

H8

H4

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	4.2%	4.8%	5.1%	4.3%	4.3%	4.0%	3.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	3.4%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.3%	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.1%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%

(2) 国籍等別検挙状況

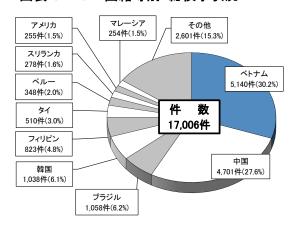
29年中の総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれも中国及びベトナムの2か国で全体の50%以上を占めている(図表4-3、4-4、4-5、4-6)。

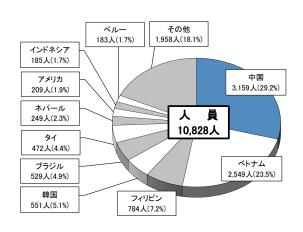
図表 4 - 3 国籍等別 検挙状況

	_				総検挙	≛件数	
			_	刑法犯	特別法犯		構成比
総			数	11,012	5,994	17,006	100.0%
ベ	7	ナ	ム	3,591	1,549	5,140	30.2%
中			玉	2,682	2,019	4,701	27.6%
ブ	ラ	ジ	ル	839	219	1,058	6.2%
韓			玉	853	185	1,038	6.1%
フ・	イ!	ノピ	ン	418	405	823	4.8%
タ			1	68	442	510	3.0%
~	J	レ	_	301	47	348	2.0%
ス	リラ	ラン	カ	216	62	278	1.6%
ア	メ	IJ	カ	148	107	255	1.5%
マ	レ -	- シ	ア	222	32	254	1.5%
そ	0	0	他	1,674	927	2,601	15.3%

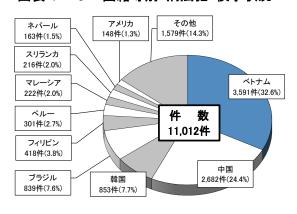
		総検╡	人員	
	刑法犯	特別法犯		構成比
総数	6,113	4,715	10,828	100.0%
中 国	1,623	1,536	3,159	29.2%
ベトナム	1,443	1,106	2,549	23.5%
フィリピン	422	362	784	7.2%
韓国	389	162	551	5.1%
ブ ラ ジ ル	362	167	529	4.9%
タイ	61	411	472	4.4%
ネ パ ー ル	166	83	249	2.3%
アメリカ	124	85	209	1.9%
インドネシア	59	126	185	1.7%
ペルー	139	44	183	1.7%
そ の 他	1,325	633	1,958	18.1%

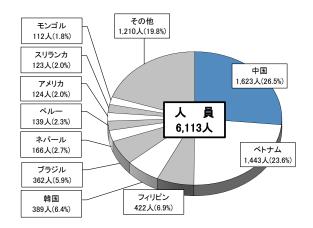
図表 4 - 4 国籍等別 総検挙状況



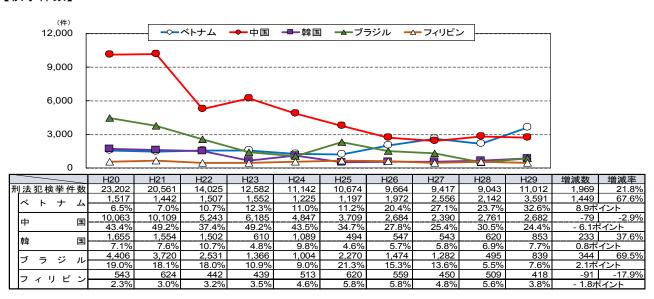


図表 4 - 5 国籍等別 刑法犯 検挙状況

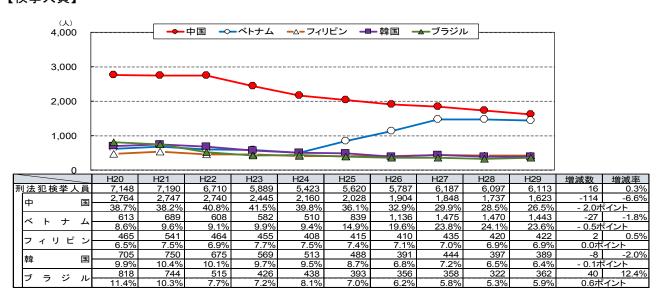




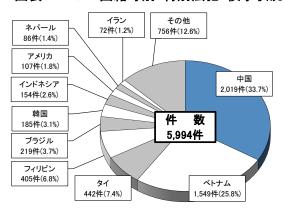
【検挙件数】

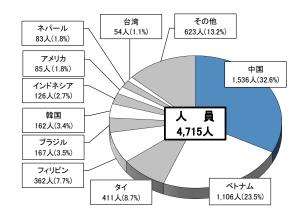


【検挙人員】

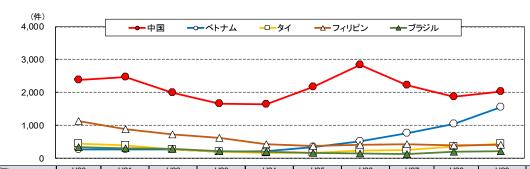


図表 4 - 6 国籍等別 特別法犯 検挙状況



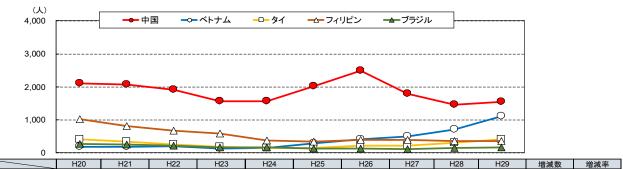


【検挙件数】



				H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
特	別法	犯検挙件	数	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	904	17.8%
Ιſ	Н		国.	2,367	2,463	1,988	1,654	1,636	2,167	2,825	2,225	1,859	2,019	160	8.6%
	Ψ		픠	29.4%	33.9%	34.4%	35.3%	38.7%	45.7%	50.9%	45.9%	36.5%	33.7%	-2.8#	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
Ιſ	~ 1		,	272	272	257	197	205	343	516	759	1,035	1,549	514	49.7%
П	^	г).	^[3.4%	3.7%	4.4%	4.2%	4.9%	7.2%	9.3%	15.6%	20.3%	25.8%	5.5ホ	° <mark>ተ</mark> ント
Ιſ	h		$\overline{}$	446	383	265	198	168	160	235	246	351	442	91	25.9%
	У.		٦ [5.5%	5.3%	4.6%	4.2%	4.0%	3.4%	4.2%	5.1%	6.9%	7.4%	0.5ホ	[°] イント
lf		, 11 12	、.	1,130	879	717	619	425	368	399	416	387	405	18	4.7%
H	<i>)</i>	1 7 L	_[14.0%	12.1%	12.4%	13.2%	10.1%	7.8%	7.2%	8.6%	7.6%	6.8%	-0.8#	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ιſ	→	= 21]	344	293	288	206	201	155	145	128	192	219	27	14.1%
Ш	_) v	V	4.3%	4.0%	5.0%	4.4%	4.8%	3.3%	2.6%	2.6%	3.8%	3.7%	-0.1‡	[°]

【検挙人員】



特別	引法	犯検挙	人員	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	703	17.5%
			王	2,100	2,065	1,917	1,565	1,559	2,019	2,478	1,789	1,456	1,536	80	5.5%
4	-		国	31.2%	34.0%	37.2%	37.6%	41.8%	47.3%	50.6%	46.4%	36.3%	32.6%	-3.7#	: [°] イント
			,	176	187	191	134	151	279	412	492	709	1,106	397	56.0%
^	`	r 7		2.6%	3.1%	3.7%	3.2%	4.1%	6.5%	8.4%	12.8%	17.7%	23.5%	5.8ホ	゚゚イント
F			,	399	343	253	179	154	140	209	215	307	411	104	33.9%
2			1	5.9%	5.7%	4.9%	4.3%	4.1%	3.3%	4.3%	5.6%	7.7%	8.7%	1.0#	゚イント
F	,	, 11	٠٠.	1,025	816	664	580	381	345	393	398	352	362	10	2.8%
Ľ		1 ')		15.2%	13.4%	12.9%	13.9%	10.2%	8.1%	8.0%	10.3%	8.8%	7.7%	-1.1#	[°]
	Ť	= 2		273	244	215	167	161	126	126	103	147	167	20	13.6%
-	,	フ ン	, ,,,	4.1%	4.0%	4.2%	4.0%	4.3%	3.0%	2.6%	2.7%	3.7%	3.5%	-0.2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				11.170	1.070	1.1270	1.070	1.070	0.070	2.070	2.770	070	0.070	0.24	171

(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

29年中の刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、検挙件数では特に窃盗犯及び知能犯が増加し、検挙人員では特に知能犯が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が63.2%、検挙人員が46.9%と、最も高い状態が続いている(図表4-7)。

イ 特別法犯検挙状況

29年中の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、特に入管法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している一方、風営適正化法違反及び売春防止法違反の検挙件数・人員は減少している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が66.6%、検挙人員が63.6%と、最も高い状態が続いている(図表4-8)。

図表 4 - 7 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

図表4-8 違反法令別 特別法犯 検挙状況

				刊 法 犯										別法犯			
	_	_	H28	H	29	増減数	増減率			_	_	H2	28	H	29	増減数	増減率
Til 2+ XD	件	数	9,04	3	11,012	1,969	21.8%	Г	#± 0:12+ XD	件	数		5,090		5,994	904	17.8%
刑法犯	人	員	6,09	7	6,113	16	0.3%		特別法犯	人	員		4,012		4,715	703	17.5%
	<i>u</i> +	数	14	6	138	-8	-5.5%			件	米什		3,343		3,992	649	19.4%
凶悪犯	1+	奴	構成比 1.6	構成比	1.3%	þ	3.5 70		入管法	1+	奴	構成比	65.7%	構成比	66.6%	043	13.470
四志化		ā	16	1	147	-14	-8.7%		八官法	人	П		2,520		3,000	480	19.0%
		貝	構成比 2.6	梯成比	2.4%	-	-0.7 70			^	貝	構成比	62.8%	構成比	63.6%	400	13.070
	件	数	1,08		1,152	71	6.6%			件	数		190		153	-37	-19.5%
粗暴犯	1+	奴	構成比 12.0	構成比	10.5%		0.070		風営適	17	奴	構成比	3.7%	構成比	2.6%	o,	10.070
祖泰化	l.	員	1,22	5	1,233	8	0.7%		正化法	人	8		220		211	-9	-4.1%
	_^	貝	構成比 20.1	11777420	20.2%		0.1 70			^	貝	構成比	5.5%	構成比	4.5%	Ů	1.170
	件	数	5,45		6,955	1,503	27.6%			件	数		49		30	-19	-38.8%
窃盗犯	1+	奴	構成比 60.3	11777420	63.2%	1,000	21.070		売春防止法	17	奴	構成比	1.0%	構成比	0.5%	10	00.070
切血化	l ,	ē	3,03		2,868	-162	-5.3%)	人	昌		36		18	-18	-50.0%
	<u> </u>	只	構成比 49.7	11777020	46.9%		0.070			^	只	構成比	0.9%	構成比	0.4%		00.070
	件	数	86		1,214	349	40.3%			件	数		135		143	8	5.9%
知能犯		**	構成比 9.6	1111111	11.0%		101071		銃刀法	"	**	構成比	2.7%	構成比	2.4%		
AL RESIG	l ,	員	43		598	161	36.8%		別しノゴルム	ı	員		116		120	4	3.4%
	<u> </u>	只	構成比 7.2	11777420	9.8%		00.070			^	只	構成比	2.9%	構成比	2.5%		0.170
	件	数	16		134	-35	-20.7%			件	数		641		838	197	30.7%
風俗犯		200	構成比 1.9	11777420	1.2%				薬物事犯	-	*	構成比	12.6%	構成比	14.0%	_	
J.M. 10 70	٦	ē	12		131	4	3.1%		米加于 范	人	昌		465		617	152	32.7%
	Ľ	~	構成比 2.1	11777420	2.1%					^	~	構成比	11.6%	構成比	13.1%		
	件	数	1,33		1,419	89	6.7%			件	数		732		838	106	14.5%
その他の		**	構成比 14.7	11777420	12.9%		• , .		その他	-	**	構成比	14.4%	構成比	14.0%		
刑法犯	, ا	員	1,11		1,136	19	1.7%	1	(0)	人	昌		655		749	94	14.4%
	l^	灵	構成比 18.3	構成比	18.6%		,0	L			只	構成比	16.3%	構成比	15.9%	٠.	, , , , , ,

(4) 在留資格別検挙状況

29年中の総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、正規滞在が全体の73.8%を占めている。過去10年間の推移をみると、20年から26年までは正規滞在の割合が上昇していたが、27年からは不法滞在の割合が上昇している。

在留資格別に20年と29年を比較すると、「短期滞在」(正規滞在に加え、不法残留となった者を含む。以下この項において「技能実習」及び「留学」について述べる場合に同じ。)の総検挙人員は、20年は2,947人であったが、29年は1,829人まで減少している。「技能実習」の総検挙人員は、検挙数値の確認が可能となった24年から27年まで毎年約300人ずつ増加し、28年はわずかな増加にとどまっていたが、29年は1,642人となっている。「留学」の総検挙人員は、20年は1,665人であったが、25年に2,000人を超えた以降、ほぼ横ばい状態で推移している。「日本人の配偶者等」の総検挙人員は21年以降減少傾向にあり、また、「定住者」の総検挙人員は20年以降減少傾向となっている(図表4-9)。

図表4-9 在留資格別検挙人員の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
総 検 挙 人 員合 計 (A)	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	719	7.1%
小計	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	16	0.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員 正.規.滞.在(B)	6,534	6,569	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	15	0.3%
	614	621	467	388	321	307	283	358	398	399	1 7	0.3%
	328 6,737	426 6,067	315 5,148	278 4,159	225 3,726	232 4.264	4.902	293 3,855	331 4,012	338 4,715	703	2.1% 17.5%
正担滞在(E)	2.047	2.184	2,404	2.328	2,303	2.814	3,303	1,999	2.019	2.274	255	12.6%
特別法犯検挙人員 二 然 	4.690	3,883	2.744	1.831	1,423	1,450	1.599	1.856	1.993	2,441	448	22.5%
うち不法残留(G)	3,169	2,698	2,018	1,365	1,113	1,168	1,403	1,685	1,877	2,322	445	23.7%
正規滞在の総検挙人員 (B) + (E)	8,581	8,753	8,647	7,829	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718	7,988	270	3.5%
構成比 (B)+(E)/(A)	61.8%	66.0%	72.9%	77.9%	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%	73.8%	-2.5ポ	イント
不 法 滞 在 の 総 検 挙 <u>人 員 (C)+ (F)</u>	5,304	4,504	3,211	2,219	1,744	1,757	1,882	2,214	2,391	2,840	449	18.8%
構成比 (C)+(F)/(A)	38.2%	34.0%	27.1%	22.1%	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%	26.2%	2.5ポ	
うち不法残留の総検挙人員(D)+(G)	3,497	3,124	2,333	1,643	1,338	1,400	1,630	1,978	2,208	2,660	452	20.5%
構成比 (D)+(G)/(A)	25.2%	23.6%	19.7%	16.4%	14.6%	14.2%	15.2%	19.7%	21.8%	24.6%	2.8ポ	イント
短_期滞在合計	2,947	2,372	1,824	1,270	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413	1,829	416	29.4%
小計	570	456	464	317	367	356	420	474	526	628	102	19.4%
刑 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在 (A)	437	316	363	254	317	321	373	435	475	587	112	23.6%
不 法 残 留 (B)	133	140	101	63	50	35	47	39	51	41	-10	-19.6%
小 計 計	2,377	1,916	1,360	953	770	699	778	628	887	1,201	314	35.4%
特別法犯検挙人員 <u>正規滞在 (C)</u>	259	290	217	247	224	255	289	187	252	353	101	40.1%
不 法 残 留 (D) 正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)	2,118 696	1,626 606	1,143 580	706 501	546 541	444 576	489 662	441 622	635 727	848 940	213 213	33.5% 29.3%
正	2.251	1.766	1.244	769	596	479	536	480	686	889	203	29.6%
	2,201	1,700	1,277	703	330	413	550	400	000	000]	200	23.070
技 能 実 習合 計	_	_	_	_	331	643	961	1,352	1,387	1,642	255	18.4%
小 計	_	_	_	_	237	411	507	604	678	736	58	8.6%
刑 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在 (A)					218	384	453	524	562	623	61	10.9%
不 法 残 留 (B) 小 計	_				19 94	27 232	54 454	80 748	116 709	113 906	-3 197	-2.6% 27.8%
特別法犯検挙人員正規滞在 (C)	-				50	54	133	135	117	146	29	24.8%
不法残留(D)					44	178	321	613	592	760	168	28.4%
正規滞在の総検挙人員 (A) + (C)	_	_	_	_	268	438	586	659	679	769	90	13.3%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)	_	_	_	_	63	205	375	693	708	873	165	23.3%
rm мч v = 1	4.005	4.075	4 000	4.740	4.500	0.405	0.470	0.475	0.000	0.044	00	4.00/
留 学合 計	1,665 1,170	1,675 1,139	1,839 1,268	1,740 1,142	1,562 914	2,125 1,130	2,476 1,274	2,175 1,548	2,269 1,506	2,241 1,403	-28 -103	-1.2% -6.8%
刑法犯検挙人員正規滞在(A)	1,170	1,139	1,200	1,142	853	1,130	1,214	1,436	1,306	1,403	-103	-8.9%
不法残留(B)	83	123	66	91	61	68	64	112	109	130	21	19.3%
小計	495	536	571	598	648	995	1,202	627	763	838	75	9.8%
特別法犯検挙人員正規滞在(C)	184	210	327	414	469	778	943	321	381	397	16	4.2%
不 法 残 留 (D)	311	326	244	184	179	217	259	306	382	441	59	15.4%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)	1,271	1,226	1,529	1,465	1,322	1,840	2,153	1,757	1,778	1,670	-108	-6.1%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B)+ (D)	394	449	310	275	240	285	323	418	491	571	80	16.3%
日本人の配偶者等合計	1,154	2,244	2,237	1,956	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280	1,097	-183	-14.3%
刑法犯検挙人員正規滞在	1,154	1,405	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	-158	-17.8%
特別法犯検挙人員正 規 滞 在		839	940	745	674	611	664	488	391	366	-25	-6.4%
定 住 者合 計	2,242	2,179	1,855	1,751	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461	1,512	51	3.5%
刑法犯検挙人員正規滞在	1,781	1,754	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	6	0.6%
特別法犯検挙人員正 規 滞 在	461	425	431	416	406	391	420	353	374	419	45	12.0%

[※] 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について、検挙時の在留資格の状態別(正規滞在、不法滞在 (うち不法残留))に計上した数。

国際組織犯罪の動向

人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国際的に分担することで犯罪が巧妙かつ 潜在化している実態がみられる。

【主要検挙事例】

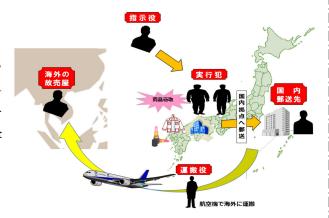
O 中国人によるスマートフォンの電子決済機能を悪用した詐欺等事件

中国人の男女らが、SNS等で他人名義の クレジットカード情報を不正に入手し、日本 国内のコンビニエンスストアにおいて、同ク レジットカード情報を登録したスマートフォ ンを使用して電子決済を行い、タバコ等をだったのでである。 まし取っていた事件



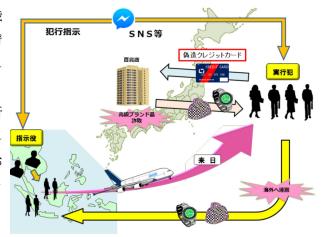
〇 ベトナム人による万引き事件

ベトナム人の男女らが、指示役、実行犯、 運搬役等と役割を分担し、自国の指示役から の指示により、実行犯が衣料品等を万引きし て、日本国内のマンションの一室に被害品を 郵送した後、運搬役が航空機を利用して被害 品を海外へ運搬していた事件



○ マレーシア人らによる偽造クレジットカード輸入・詐欺等事件

マレーシア人の男女らが、自国の犯罪組織から、日本国内において他人名義のカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用して高級ブランド品等を詐取することを指示され、「短期滞在」の在留資格で来日する際、所持品に同偽造クレジットカードを隠すなどして輸入し、その後、日本国内の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等高級ブランド品をだまし取っていた事件。



第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況

1 刑法犯検挙状況

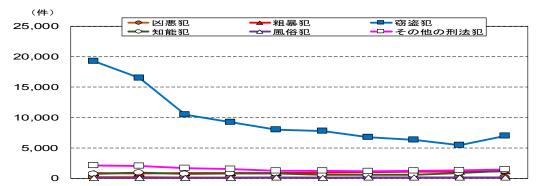
(1) 包括罪種等別検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

29年中の刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、粗暴犯及び知能犯は検挙件数・人員とも 増加している一方、凶悪犯は検挙件数・人員とも減少している。また、窃盗犯は検挙件数が 増加している一方、検挙人員は減少している(図表 4 - 10)。

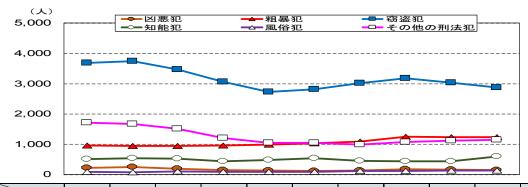
図表 4-10 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



	\	_	/	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
Ħ]法	犯 件	- 数	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	1,969	21.8%
	M	悪	犯	177	195	168	138	130	128	133	142	146	138	-8	-5.5%
	粗	暴	犯	855	822	846	829	884	920	990	1,094	1,081	1,152	71	6.6%
	窃	盗	犯	19,266	16,450	10,474	9,210	7,969	7,744	6,716	6,303	5,452	6,955	1,503	27.6%
	知	能	犯	735	965	747	771	819	595	566	565	865	1,214	349	40.3%
	風	俗	犯	80	77	96	88	103	97	137	121	169	134	-35	-20.7%
	そり刑	の 他 法	の犯	2,089	2,052	1,694	1,546	1,237	1,190	1,122	1,192	1,330	1,419	89	6.7%

【検挙人員】



			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	增減数	増減率
开I	法犯	2人員	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	16	0.3%
	M ;	悪 犯	213	239	191	147	133	120	131	167	161	147	-14	-8.7%
	粗	暴犯	950	938	938	960	978	1,033	1,082	1,238	1,225	1,233	8	0.7%
	窃	盗 犯	3,674	3,736	3,457	3,060	2,721	2,812	3,012	3,168	3,030	2,868	-162	-5.3%
	知 1	能犯	506	542	522	432	470	539	454	429	437	598	161	36.8%
	風(俗犯	91	76	103	84	83	81	122	120	127	131	4	3.1%
		他の 法 犯		1,659	1,499	1,206	1,038	1,035	986	1,065	1,117	1,136	19	1.7%

イ 凶悪犯検挙状況

29年中の凶悪犯の検挙件数は138件、検挙人員は147人となっており、近年は横ばい状態で推移している。

ウ 粗暴犯検挙状況

29年中の粗暴犯の検挙件数は1,152件、検挙人員は1,233人となっており、検挙件数・人員とも、わずかではあるものの上昇傾向となっている。

工 窃盗犯検挙状況

29年中の窃盗犯の検挙件数は6,955件、検挙人員は2,868人となっており、検挙件数は増加し、検挙人員は減少している。検挙件数が増加した主な要因としては、侵入窃盗のほか、万引き、自動車盗及び自転車盗が増加したこと、検挙人員が減少した主な要因としては、万引きが減少したことが挙げられる。

才 知能犯検挙状況

29年中の知能犯の検挙件数は1,214件、検挙人員は598人となっており、検挙件数・人員とも増加している。主な要因としては、中国及びマレーシアによる詐欺及び支払用カード偽造が増加したことが挙げられる。

力 風俗犯検挙状況

29年中の風俗犯の検挙件数は134件、検挙人員は131人と、近年はほぼ横ばい状態で推移している。

キ 財産犯被害状況

29年中に検挙した財産犯の被害総額は約24億円に上り、このうち約19億7,000万円(構成比82.2%)が窃盗犯被害、約3億8,000万円(同15.8%)が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約8億3,000万円(同34.6%)、乗り物盗被害が約7億5,000万円(同31.2%)となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約3億4,500万円(同14.4%)となっている。

(2) 国籍等別検挙状況

ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

29年中の国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、検挙件数・人員ともに中国 及びベトナムで全体の50%以上を占めている。検挙件数ではベトナムが、検挙人員では中国 が最多となっている。ベトナムの検挙件数が増加した主な要因として、侵入窃盗、万引き、 オートバイ盗及び自転車盗が増加したことが挙げられる(図表 4 - 11)。

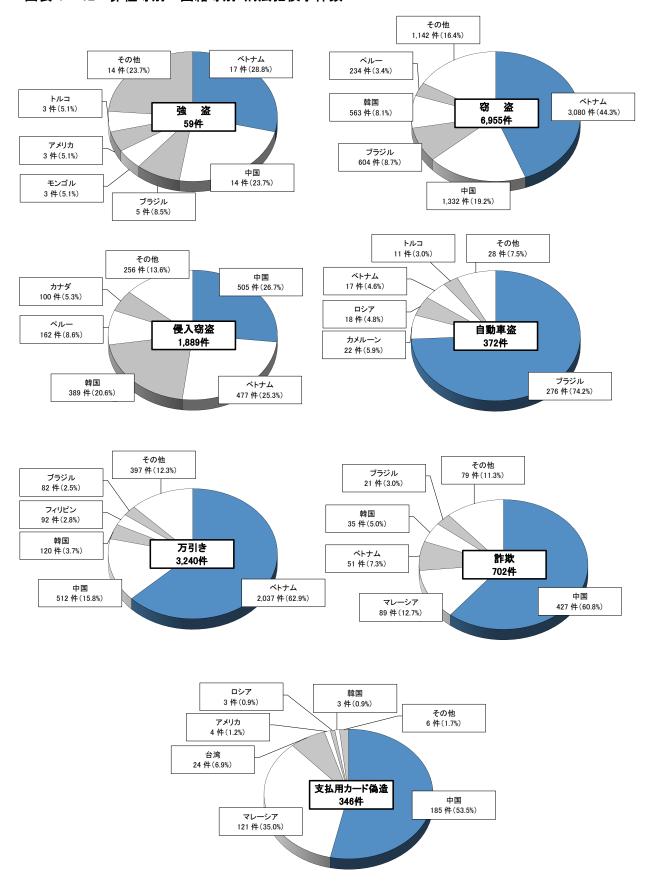
図表 4-11 国籍等別·包括罪種等別 刑法犯検挙状況

	\	_				総数		_														
			_						ちベトナ			うち中国			うち韓国			ちブラジ			フィリヒ	
					H28	H29	増減数	H28	H29	増減数	H28	H29	増減数	H28	H29	増減数	H28	H29	増減数	H28	H29	増減数
刑		法	犯	件数	9,043	11,012	1,969	2,142	3,591	1,449	2,761	2,682	-79	620	853	233	495	839	344	509	418	-91
-			-	人員	6,097	6,113	16	1,470	1,443	-27	1,737	1,623	-114	397	389	-8	322	362	40	420	422	2
Ш	XI	悪	犯	件数	146	138	-8	44	27	-17	23	32	9	8	9	1	10	9	-1	9	6	-3
Ш	_			人員	161	147	-14	46	29	-17	25	39	14	8	11	3	18	11	-7	9	6	-3
	殺	ţ	人	件数	32	35	3	9	6	-3	10	13	3	3	3	0	0	0	0	2	2	0
	L			人員	35	35	0	9	7	-2	9	13	4	4	3	-1	0	0	0	1	1	0
	強	ì	盗	件数	78	59	-19	31	17	-14	9	14	5	4	2	-2	7	5	-2	3	1	-2
	_			人員	87	71	-16	33	19	-14	11	21	10	3	4	1	14	7	-7	4	2	-2
	放	Ţ	火	件数	3	4	1	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0	1	0	-1
		`		人員	3	5	2	0	0	0	1	2	1	0	2	2	0	0	0	1	0	-1
	強	制性交	等	件数	33	40	7	4	4	0	3	4	1	1	2	1	3	4	1	3	3	0
۱L	,,,,,		, ,	人員	36	36	0	4	3	-1	4	3	-1	1	2	1	4	4	0	3	3	0
1,	組	暴	犯	件数	1,081	1,152	71	44	76	32	271	272	1	100	96	-4	97	117	20	92	109	17
ΙĽ	111	340	,,,	人員	1,225	1,233	8	45	75	30	317	306	-11	113	103	-10	112	120	8	121	128	7
11,	窃	盗	犯	件数	5,452	6,955	1,503	1,694	3,080	1,386	1,606	1,332	-274	382	563	181	295	604	309	307	194	-113
			,,,	人員	3,030	2,868	-162	1,059	988	-71	868	749	-119	166	164	-2	124	159	35	168	159	-9
	侵	と入 窃	次	件数	972	1,889	917	43	477	434	405	505	100	77	389	312	51	59	8	13	26	13
	ľ			人員	150	180	30	21	44	23	35	44	9	14	15	1	21	13	-8	14	11	-3
	П	う	ち	件数	766	1,438	672	14	341	327	300	439	139	72	356	284	29	27	-2	9	15	6
		住宅対	象	人員	103	110	7	11	34	23	23	29	6	13	9	-4	13	9	-4	10	8	-2
	非		入	件数	3,998	4,144	146	1,531	2,213	682	1,144	782	-362	288	156	-132	211	242	31	265	145	-120
	窃	; 	盗	人員	2,586	2,402	-184	967	886	-81	779	656	-123	137	133	-4	83	107	24	125	125	0
	П		ち	件数	2,711	3,240	529	1,412	2,037	625	598	512	-86	119	120	1	51	82	31	120	92	-28
	Ш	万 引	き	人員	2,107	1,903	-204	872	757	-115	573	481	-92	102	114	12	51	82	31	97	92	-5
	 	きり物	盗	件数	482	922	440	120	390	270	57	45	-12	17	18	1	33	303	270	29	23	-6
	*	: 7 19J	<u>m</u>	人員	294	286	-8	71	58	-13	54	49	-5	15	16	1	20	39	19	29	23	-6
	П	う	ち	件数	118	372	254	41	17	-24	3	6	3	2	3	1	15	276	261	0	4	4
١L		自動車	盗	人員	45	63	18	8	6	-2	2	9	7	1	0	-1	6	15	9	0	3	3
	囙	能	犯	件数	865	1,214	349	65	81	16	464	688	224	34	48	14	17	23	6	22	26	4
П	ν μ	ĦĒ	16	人員	437	598	161	61	76	15	217	260	43	34	29	-5	11	13	2	50	46	-4
Ш	虱	俗	犯	件数	169	134	-35	9	9	0	36	25	-11	8	10	2	3	2	-1	13	8	-5
П	H()	111	16	人員	127	131	4	6	8	2	18	22	4	9	18	9	3	2	-1	5	10	5
l [-	F	の他	の	件数	1,330	1,419	89	286	318	32	361	333	-28	88	127	39	73	84	11	66	75	9
	FIJ	法	犯	人員	1,117	1,136	19	253	267	14	292	247	-45	67	64	-3	54	57	3	67	73	6

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

29年中の罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗は中国、ベトナム及び韓国、自動車盗はブラジル、万引きはベトナム及び中国が高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別にみると、詐欺及び支払用カード偽造は中国とマレーシアが高い割合を占めている(図表4-12)。

図表 4-12 罪種等別·国籍等別 刑法犯検挙件数

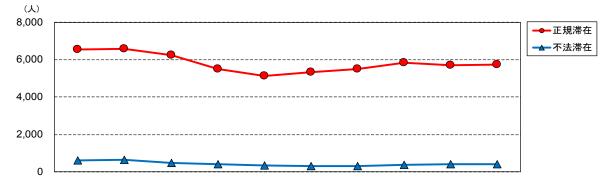


(3) 在留資格別検挙状況

ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

29年中の刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、正規滞在は5,714人、不法滞在は399人となっており、過去10年間、正規滞在の構成比が90%以上で推移している (図表 4 - 13)。

図表 4-13 正規滞在・不法滞在別 刑法犯検挙人員の推移



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	16	0.3%
正規滞在	6,534	6,569	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	15	0.3%
構成比	91.4%	91.4%	93.0%	93.4%	94.1%	94.5%	95.1%	94.2%	93.5%	93.5%	0.0ポノ	イント
不法滞在	614	621	467	388	321	307	283	358	398	399	1	0.3%
構成比	8.6%	8.6%	7.0%	6.6%	5.9%	5.5%	4.9%	5.8%	6.5%	6.5%	0.0ポノ	イント

イ 包括罪種等別・在留資格別検挙状況

29年中の包括罪種等別の構成比を正規滞在・不法滞在別にみると、いずれの包括罪種等でも正規滞在が不法滞在を上回っている(図表4-14)。

図表 4-14 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

								刑法犯						
		1						// /A 10						
		総数	凶悪犯	殺人	強盗	うち 侵入強盗	放火	強制性交等	粗暴犯	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯
包	検挙人員	6,113	147	35	71	16	5	36	1,233	2,868	180	598	131	1,136
括 構 m	正規滞在	5,714	129	30	60	14	5	34	1,198	2,603	155	549	128	1,107
成舞	構成比	100%	2.3%	0.5%	1.1%	0.2%	0.1%	0.6%	21.0%	45.6%	2.7%	9.6%	2.2%	19.4%
比等	不法滞在	399	18	5	11	2	0	2	35	265	25	49	3	29
別	構成比	100%	4.5%	1.3%	2.8%	0.5%	0.0%	0.5%	8.8%	66.4%	6.3%	12.3%	0.8%	7.3%
	正規滞在	5,714	129	30	60	14	5	34	1,198	2,603	155	549	128	1,107
	構成比	93.5%	87.8%	85.7%	84.5%	87.5%	100.0%	94.4%	97.2%	90.8%	86.1%	91.8%	97.7%	97.4%
	短期滞在	587	16	2	9	5	1	4	66	286	15	109	15	95
	技能実習	623	17	15	1	0	0	1	43	429	11	38	5	91
	興行	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1
	留学	1,273	20	4	11	2	0	5	174	556	42	111	22	390
在	研修	43	3	1	1	1	0	1	7	21	3	4	2	6
留	日本人の配偶者等	731	12	1	5	1	2	4	248	249	11	118	17	87
資	定住者	1,093	25	2	13	4	2	8	341	485	39	60	19	163
格格	その他	1,360	36	5	20	1	0	11	317	577	34	108	48	274
別	不法滞在	399	18	5	11	2	0	2	35	265	25	49	3	29
構	構成比	6.5%	12.2%	14.3%	15.5%	12.5%	0.0%	5.6%	2.8%	9.2%	13.9%	8.2%	2.3%	2.6%
成	不法入国·上陸	10	1	0	1	0	0	0	1	3	2	3	1	1
比比	不法在留	51	4	2	2	1	0	0	6	30	5	9	0	2
-	不法残留	338	13	3	8	1	0	2	28	232	18	37	2	26
	短期滞在	41	2	1	1	0	0	0	6	23	0	8	0	2
	技能実習	113	4	1	3	0	0	0	7	80	4	9	0	13
	興行	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	留学	130	3	0	3	0	0	0	6	99	9	14	0	8
	研修	3	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
	その他	50	4	1	1	1	0	2	8	27	4	6	2	3

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

29年中の在留資格別刑法犯検挙人員を国籍等別にみると、「短期滞在」では中国、マレーシア及び韓国、「技能実習」ではベトナム及び中国、「留学」ではベトナム及び中国、「日本人の配偶者等」では中国、「定住者」ではブラジル及びフィリピンの割合が高くなっている(図表4-15)。

図表4-15 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移

【短期滞在】

	_	/	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
á	忩	数	570	456	464	317	367	356	420	474	526	628	102	19.4%
l	中	国	107	74	71	74	82	85	91	107	104	125	21	20.2%
l	マレ	ノーシア	6	0	2	2	0	1	4	7	4	83	79	1975.0%
l	韓	国	123	103	107	58	73	62	51	82	70	75	5	7.1%
l	台	湾	23	14	25	11	11	16	27	31	32	47	15	46.9%
l	ア	メリカ	39	29	29	19	20	23	28	23	49	31	-18	-36.7%
L	そ	の他	272	236	230	153	181	169	219	224	267	267	0	0.0%

【技能実習】

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
1	総 数	_	-	-	_	237	411	507	604	678	736	58	8.6%
ı	ベトナム	_	-	-	_	85	158	181	253	328	398	70	21.3%
ı	中 国	_	_	_	_	130	219	278	300	295	263	-32	-10.8%
	フィリピン	_	_	_	_	4	3	2	2	10	17	7	70.0%
ı	インドネシア	_	-	-	_	2	1	1	8	15	17	2	13.3%
	モンゴル	_	_	_	_	6	16	19	14	9	14	5	55.6%
1	その他	_	_	_	_	10	14	26	27	21	27	6	28.6%

【留学】

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
総	数	1,170	1,139	1,268	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	-103	-6.8%
Ш	ベトナム	58	71	71	90	104	365	641	888	794	690	-104	-13.1%
Ш	中 国	770	712	841	778	610	530	407	379	356	334	-22	-6.2%
	ネパール	9	8	14	21	12	24	20	35	91	75	-16	-17.6%
	スリランカ	27	16	12	19	16	6	11	27	32	74	42	131.3%
	モンゴル	31	38	34	25	24	34	33	71	69	52	-17	-24.6%
Ш	その他	275	294	296	209	148	171	162	148	164	178	14	8.5%

【日本人の配偶者等】

Γ		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
ŕ	爸 数	1,154	1,405	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	-158	-17.8%
l	中 国	346	476	479	443	420	353	346	306	277	202	-75	-27.1%
ı	フィリピン	139	187	177	129	144	153	132	163	139	117	-22	-15.8%
l	韓国	147	177	118	149	127	121	102	88	97	80	-17	-17.5%
ı	アメリカ	34	44	36	61	39	37	52	35	48	42	-6	-12.5%
l	ブラジル	. 99	111	90	70	69	53	53	52	57	41	-16	-28.1%
ı	その他	389	410	397	359	289	291	292	284	271	249	-22	-8.1%

【定住者】

		/	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
á	忩	数	1,781	1,754	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	6	0.6%
l	ブラミ	ブル	654	586	384	333	338	311	282	282	238	294	56	23.5%
ı	フィリ	ピン	228	264	192	240	203	209	228	225	226	219	-7	-3.1%
l	中	国	222	204	189	175	171	174	127	142	142	125	-17	-12.0%
ı	韓	国	120	154	134	142	122	106	112	113	98	109	11	11.2%
l	ペル	_	228	238	214	176	139	150	145	153	119	105	-14	-11.8%
	その	他	329	308	311	269	279	277	304	292	264	241	-23	-8.7%

- ※ 「短期滞在」、「技能実習」及び「留学」の検挙人員については、正規滞在、不法滞在を合算した数
- ※ 「日本人の配偶者」及び「定住者」の検挙人員については、正規滞在のみの数

(4) 共犯事件検挙状況

29年中の刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人別にみると、日本人は11.0%、来日外国人は37.8%と日本人の約3.4倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別にみると、2人組は17.5%、3人組は16.0%、4人組以上は4.3%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では、日本人は11.4%、来日外国人は74.6%と日本人の約6.5倍となっている(図表4-16、4-17)。

図表4-16 刑法犯の共犯形態別 構成比





※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上

図表 4-17 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	\					来	日外国人						日本人		
				総数	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	総数	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上
[#	二注	犯性	- 粉	11,012	6,854	4,158	1,927	1,758	473	299,256	266,433	32,823	21,961	6,610	4,252
ľ.	1 14	. 1C -	ᄗᅑ	構成比	62.2%	37.8%	17.5%	16.0%	4.3%	構成比	89.0%	11.0%	7.3%	2.2%	1.4%
	凶	悪	犯	138	120	18	11	4	3	3,766	3,399	367	192	86	89
	<u>~~~</u>	7 <u>U</u>	نار	構成比	87.0%	13.0%	8.0%	2.9%	2.2%	構成比	90.3%	9.7%	5.1%	2.3%	2.4%
	う	ち竜	1 盗	59	47	12	7	2	3	1,394	1,136	258	129	64	65
		つ 1:	H 100	構成比	79.7%	20.3%	11.9%	3.4%	5.1%	構成比	81.5%	18.5%	9.3%	4.6%	4.7%
	窃	盗	犯	6,955	3,656	3,299	1,438	1,464	397	185,552	165,409	20,143	14,227	4,409	1,507
		imi	اناو	構成比	52.6%	47.4%	20.7%	21.0%	5.7%	構成比	89.1%	10.9%	7.7%	2.4%	0.8%
	う		ち	1,889	457	1,432	381	778	273	38,347	32,361	5,986	3,921	1,615	450
	侵	入署	资盗	構成比	24.2%	75.8%	20.2%	41.2%	14.5%	構成比	84.4%	15.6%	10.2%	4.2%	1.2%
	113	5	ち	1,438	365	1,073	290	591	192	18,945	16,792	2,153	1,378	644	131
		主宅文	寸象	構成比	25.4%	74.6%	20.2%	41.1%	13.4%	構成比	88.6%	11.4%	7.3%	3.4%	0.7%
	う		ち	66	60	6	3	1	2	12,454	10,002	2,452	2,130	283	39
	車	上ね	らい	構成比	90.9%	9.1%	4.5%	1.5%	3.0%	構成比	80.3%	19.7%	17.1%	2.3%	0.3%
	う		ち	3,240	2,289	951	521	349	81	70,016	67,394	2,622	2,102	379	141
Ш	万	引	き	構成比	70.6%	29.4%	16.1%	10.8%	2.5%	構成比	96.3%	3.7%	3.0%	0.5%	0.2%
	う		ち	372	41	331	62	247	22	4,244	2,121	2,123	1,235	490	398
	自	動耳	蓝盗	構成比	11.0%	89.0%	16.7%	66.4%	5.9%	構成比	50.0%	50.0%	29.1%	11.5%	9.4%
	そ	თ	他	3,919	3,078	841	478	290	73	109,938	97,625	12,313	7,542	2,115	2,656
Ш	- (U)	ᄪ	構成比	78.5%	21.5%	12.2%	7.4%	1.9%	構成比	88.8%	11.2%	6.9%	1.9%	2.4%

※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上

(5) 発生地域(管区等)別検挙状況

ア 発生地域(管区等)別検挙状況

刑法犯検挙件数の推移を発生地域(管区等)別にみると、近年、関東管区が最も多い状態が続いている。

イ 包括罪種等別検挙状況

包括罪種等別の刑法犯検挙件数を発生地域(管区等)別にみると、近年、窃盗は関東管区 が最も多い状態が続いており、また、知能犯は東京都、関東管区、中部管区及び近畿管区が 増加傾向となっている。

2 特別法犯検挙状況

(1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反の検挙件数・人員とも最も高い状態が続いている。また、近年、銃刀法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員とも増加傾向となっている一方、風営適正化法違反及び売春防止法違反の検挙件数・人員は減少傾向となっている(図表4-18)。

図表 4-18 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

	_		_		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
特	別	法		件 数	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	904	17.8%
1ন্য	ניכל	14	10	人員	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	703	17.5%
	7	管	法-	件 数	5,616	4,737	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	649	19.4%
		В	14	人員	4,775	4,050	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	480	19.0%
	用岩	適正化	注	件 数	331	336	327	261	228	192	241	239	190	153	-37	-19.5%
	風。	i we it it	- /4	人員	411	431	517	421	307	299	289	277	220	211	-9	-4.1%
	売 看	\$防止	法	件 数	226	273	144	79	101	94	86	64	49	30	-19	-38.8%
	7C 1	1 12 11	. 75	人員	80	98	90	63	68	50	51	40	36	18	-18	-50.0%
	銃	л	法	件 数	105	116	80	94	95	88	98	123	135	143	8	5.9%
	现じ	71	冱	人員	83	90	68	76	76	83	80	99	116	120	4	3.4%
	薬物	物事		件 数	898	782	738	698	600	513	527	560	641	838	197	30.7%
	米	彻事	16	人員	622	577	538	497	436	411	427	410	465	617	152	32.7%
	z	そ の 他に	Ш	件 数	874	1,031	823	739	766	626	744	710	732	838	106	14.5%
	٦,		人員	766	821	746	667	673	596	681	638	655	749	94	14.4%	

(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、上位5か国(中国、ベトナム、タイ、フィリピン、ブラジル)とも検挙件数・人員が増加している。このうちベトナムは、検挙件数・人員とも、上位5か国の中で最も増加している(図表4-19)。

図表 4-19 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

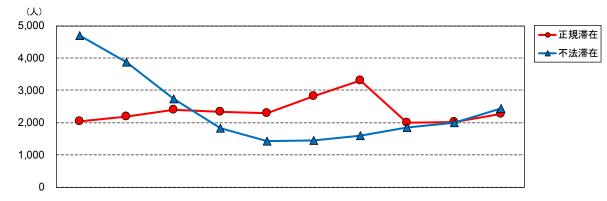
_	/					4/\\ \ \ \ \ \																
				L		総数		,	5 ち中国	E	うち	<u>らべト:</u>	ナム	,,	うちタ-	1	うち	フィリ	ピン	うす	<u> </u>	ジル
			_	\	H28	H29	増減数	H28	H29	増減数	H28	H29	増減数	H28	H29	增減数	H28	H29	增減数	H28	H29	増減数
#	寺 另	小法 :	30 F	件数	5,090	5,994	904	1,859	2,019	160	1,035	1,549	514	351	442	91	387	405	18	192	219	27
1	1 /1	1) /조	ا خار	人員	4,012	4,715	703	1,456	1,536	80	709	1,106	397	307	411	104	352	362	10	147	167	20
Ш	入	管	法	件数	3,343	3,992	649	1,286	1,456	170	879	1,290	411	295	355	60	259	270	11	20	29	9
Ш		В.	, '	人員	2,520	3,000	480	936	1,072	136	571	848	277	262	326	64	235	248	13	17	15	-2
П	日世	適正化	. +	件数	190	153	-37	130	107	-23	0	2	2	6	7	1	10	8	-2	0	1	1
Ш	風 呂	通止化	, 法	人員	220	211	-9	167	145	-22	0	5	5	8	20	12	8	7	-1	0	1	1
П	+ *	下防止	,+	件数	49	30	-19	27	20	-7	0	0	0	3	4	1	0	1	1	0	0	0
Ш	元1	דע לעויד	法	人員	36	18	-18	22	13	-9	0	0	0	4	3	-1	0	0	0	0	0	0
П	銃	л	法	件数	135	143	8	41	40	-1	26	24	-2	2	5	3	10	8	-2	13	10	-3
Ш	郠	<i>)</i> .	运	人員	116	120	4	35	32	-3	24	20	-4	2	4	2	10	7	-3	8	9	1
П	薬 :	物 事	ăГ	件数	641	838	197	33	46	13	37	90	53	31	63	32	79	83	4	116	140	24
Ш	*	炒事	ייוני	人員	465	617	152	22	33	11	30	69	39	17	52	35	61	61	0	83	98	15
П	そ	თ ·	他	件数	732	838	106	342	350	8	93	143	50	14	8	-6	29	35	6	43	39	-4
Ш	-ر	٠, رن		人員	655	749	94	274	241	-33	84	164	80	14	6	-8	38	39	1	39	44	5

(3) 在留資格別検挙状況

ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

29年中の特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、正規滞在は2,274人、不法滞在は2,441人となっており、近年、不法滞在の構成比が増加傾向となっている(**図表 4 - 20**)。

図表 4-20 正規滞在・不法滞在別 特別法犯検挙人員の推移



		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
特	別法犯検挙人員	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	703	17.5%
	正規滞在	2,047	2,184	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	255	12.6%
	構成比	30.4%	36.0%	46.7%	56.0%	61.8%	66.0%	67.4%	51.9%	50.3%	48.2%	-2.1ポ <i>-</i>	イント
П	不法滞在	4,690	3,883	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	448	22.5%
Ш	構成比	69.6%	64.0%	53.3%	44.0%	38.2%	34.0%	32.6%	48.1%	49.7%	51.8%	2.1ポィ	イント

イ 違反法令別・在留資格別検挙状況

29年中の違反法令別の構成比を正規滞在・不法滞在別にみると、入管法違反のみ、正規滞在より不法滞在の割合が高くなっている(図表 4-21)。

図表 4-21 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	/					特	別法	犯				
		総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開錠 用具所持	迷惑防 止条例	その他
違	検挙人員	4,715	3,000	211	18	617	30	120	93	8	196	422
構反	正規滞在	2,274	667	198	18	550	29	116	92	8	191	405
成 法	構成比	100%	29.3%	8.7%	0.8%	24.2%	1.3%	5.1%	4.0%	0.4%	8.4%	17.8%
比令別	不法滞在	2,441	2,333	13	0	67	1	4	1	0	5	17
נימ	構成比	100%	95.6%	0.5%	0.0%	2.7%	0.04%	0.2%	0.04%	0.0%	0.2%	0.7%
	正規滞在	2,274	667	198	18	550	29	116	92	8	191	405
	構成比	48.2%	22.2%	93.8%	100.0%	89.1%	96.7%	96.7%	98.9%	100.0%	97.4%	96.0%
	興行	15	11	0	0	3	0	0	0	0	0	1
	短期滞在	353	85	30	2	155	2	19	1	0	11	48
	留学	397	196	7	1	44	0	22	22	0	20	85
	研修	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	技能実習	146	74	2	0	10	0	10	11	1	2	36
在留	定住者	419	40	28	1	188	4	25	29	3	33	68
資	日本人の配偶者等	366	30	100	13	84	7	11	10	2	68	41
格格	その他	574	231	30	1	66	16	28	19	2	57	124
別	不法滞在	2,441	2,333	13	0	67	1	4	1	0	5	17
構	構成比	51.8%	77.8%	6.2%	0.0%	10.9%	3.3%	3.3%	1.1%	0.0%	2.6%	4.0%
成	不法入国·上陸	23	17	0	0	6	0	0	0	0	0	0
比	不法在留	96	76	0	0	16	0	0	0	0	1	3
	不法残留	2,322	2,240	13	0	45	1	4	1	0	4	14
	興行	12	11	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	短期滞在	848	820	5	0	19	0	0	0	0	1	3
	留学	441	418	2	0	7	1	2	1	0	1	9
	研修	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	技能実習	760	752	5	0	2	0	1	0	0	0	0
	その他	241	219	1	0	16	0	1	0	0	2	2

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

29年中の在留資格別特別法犯検挙人員を国籍等別にみると、「短期滞在」ではタイ及び中国、「技能実習」では中国及びベトナム、「留学」ではベトナム及び中国、「日本人の配偶者等」では中国、「定住者」ではブラジルの割合が高くなっている(図表4-22)。

図表 4-22 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移

【短期滞在】

	/	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
総	数	2,377	1,916	1,360	953	770	699	778	628	887	1,201	314	35.4%
タ	1	146	125	96	68	48	32	119	145	229	326	97	42.4%
中	田	308	271	186	95	99	129	133	100	115	318	203	176.5%
7.	ィリピン	417	319	225	177	126	94	116	103	145	134	-11	-7.6%
韓	国	503	465	303	186	176	166	141	78	84	56	-28	-33.3%
イン	バネシア	64	40	25	6	9	9	14	16	52	51	-1	-1.9%
そ	の他	939	696	525	421	312	269	255	186	262	316	54	20.6%

【技能実習】

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
á	8 数	_	_	-	_	94	232	454	748	709	906	197	27.8%
l	中 国	_	_	_	_	67	152	330	554	464	472	8	1.7%
ı	ベトナム	_	_	-	_	12	56	93	144	177	372	195	110.2%
ı	インドネシア	_	_	_	_	7	8	9	19	31	23	-8	-25.8%
l	フィリピン	_	_	_	_	3	5	6	6	14	16	2	14.3%
l	タイ	_	_	-	_	0	2	3	8	7	9	2	28.6%
L	その他	_	_	_	_	5	9	13	17	16	14	-2	-12.5%

【留学】

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
á	総 数	495	536	571	598	648	995	1,202	627	763	838	75	9.8%
ı	ベトナム	20	24	26	24	39	134	228	224	414	521	107	25.8%
ı	中 国	382	425	449	427	495	695	799	346	250	192	-58	-23.2%
ı	ネパール	1	6	2	7	11	20	30	7	19	30	11	57.9%
ı	スリランカ	16	14	6	8	7	4	2	3	10	17	7	70.0%
ı	韓 国	41	24	50	48	47	44	53	17	22	15	-7	-31.8%
L	その他	35	43	38	84	49	98	90	30	48	63	15	31.3%

【日本人の配偶者等】

	_	/	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
á	忩	数	-	839	940	745	674	611	664	488	391	366	-25	-6.4%
ı	中	国	-	399	463	411	347	330	349	251	189	163	-26	-13.8%
ı	フ.	ィリピン	_	59	97	72	58	50	74	59	46	37	-9	-19.6%
ı	韓	国	_	141	144	95	79	65	73	52	37	33	-4	-10.8%
ı	タ	1	_	45	50	24	39	23	27	19	12	20	8	66.7%
ı	ブ	ラジル	_	41	31	21	28	20	18	16	15	19	4	26.7%
L	そ	の他	_	154	155	122	123	123	123	91	92	94	2	2.2%

【定住者】

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
1	8 数	461	425	431	416	406	391	420	353	374	419	45	12.0%
	ブラジル	201	164	146	116	109	90	87	68	110	122	12	10.9%
	フィリピン	48	57	52	70	51	64	76	91	65	75	10	15.4%
	中 国	78	68	57	77	70	73	108	61	71	72	1	1.4%
	ベトナム	16	22	25	23	38	27	22	22	10	36	26	260.0%
1	韓 国	22	39	60	35	50	48	41	42	37	24	-13	-35.1%
L	その他	96	75	91	95	88	89	86	69	81	90	9	11.1%

- ※ 「短期滞在」、「技能実習」及び「留学」の検挙人員については、正規滞在、不法滞在を合算した数
- ※ 「日本人の配偶者」及び「定住者」の検挙人員については、正規滞在のみの数

(4) 入管法違反検挙状況等

ア 入管法違反検挙状況

29年中の検挙件数は3,992件、検挙人員は3,000人となっており、特に不法残留の検挙件数・人員が、ともに高い状態が続いている(図表4-23)。

図表4-23 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

/		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
ス	管 法 違 反 件 数	5,616	4,737	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	649	19.4%
	不法入国・上陸	123	71	58	43	42	29	18	14	16	17	1	6.3%
	不 法 在 留	1,390	1,132	680	423	283	241	170	153	114	86	-28	-24.6%
	不 法 残 留	3,201	2,816	2,085	1,423	1,156	1,219	1,445	1,793	2,030	2,426	396	19.5%
	旅券等不携带 提示拒否	625	454	550	546	625	1,200	1,521	307	325	442	117	36.0%
	資格外活動	189	163	222	301	244	337	389	351	351	396	45	12.8%
	偽造在留カード 所 持 等	_	_	_	_	_	108	192	369	304	390	86	28.3%
	そ の 他	88	101	77	83	86	98	120	167	203	235	32	15.8%

【検挙人員】

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
ᆺ	管 法 違 反 人 員	4,775	4,050	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	480	19.0%
	不法入国・上陸	85	52	47	28	29	22	12	11	9	13	4	44.4%
	不 法 在 留	1,226	1,002	601	373	242	201	149	127	82	71	-11	-13.4%
	不 法 残 留	2,888	2,498	1,856	1,242	1,028	1,020	1,229	1,412	1,610	1,987	377	23.4%
	旅券等不携带 提示拒否	325	264	407	438	553	1,118	1,409	153	112	126	14	12.5%
	資格外活動	185	146	208	291	231	309	357	322	321	358	37	11.5%
	偽造在留カード 所 持 等	_	_	-	_	-	78	122	250	219	266	47	21.5%
	そ の 他	66	88	70	63	83	77	96	116	167	179	12	7.2%

^{※ 「}旅券等不携帯・提示拒否」には、H25年から在留カード不携帯・提示拒否を、H29年から特定登録者 カード不携帯・提示拒否を含む。

イ 国籍等別検挙状況

29年中の入管法違反検挙人員を国籍等別にみると、中国が1,072人で全体の35.7%を占め、 次いで、ベトナム848人 (構成比28.3%)、タイ326人 (同10.9%)、フィリピン248人 (同8.3%)、インドネシア115人 (同3.8%) となっている。

ウ 入管法第65条措置状況

29年中に入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は642人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は3,642人となっている。

エ 偽変造旅券等行使による不法入国等事犯の検挙状況

29年中の偽変造旅券等行使による不法入国事犯の検挙人員は44人となっている。国籍等別にみると、フィリピンが17人と最も多くなっており、次いで、中国6人、イラン4人、ペルー4人となっている。

^{※ 「}偽造在留カード所持等」はH25年から計上が開始され、H24年は「その他」に計上されている。

^{※ 「}偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・収受を含む。

(5) 雇用関係事犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

29年中の外国人労働者(「永住者」等のその他の外国人を含む。)に係る雇用関係事犯の検挙件数は404件、検挙人員は462人となっており、違反法令別にみると、その全てが、入管法に規定する不法就労助長罪となっている。

イ 暴力団員及びブローカー検挙状況

29年中の雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は10人、ブローカーは11人となっている。

ウ 国籍等別被雇用外国人

29年中の雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた外国人(「永住者」等のその他の外国人を含む。以下「被雇用外国人」という。)は906人となっている。性別では、男性が517人(構成比57.1%)、女性が389人(同42.9%)となっている。国籍等別にみると、ベトナムが199人、中国が195人、フィリピンが133人となっている。ベトナム、中国及びフィリピンの3か国で527人と全体の58.2%を占めている。

工 在留資格別被雇用外国人

29年中の被雇用外国人を入国時の在留資格別にみると、「短期滞在」が314人(構成比34.7%)と最も多く、次いで、「留学」が194人(同21.4%)、「技能実習」が178人(同19.6%)となっている。

(6) 売春事犯検挙状況

29年中の売春防止法違反の検挙件数は30件、検挙人員は18人となっている。検挙人員を違反 態様別にみると、勧誘等が9人(構成比50.0%)と最も多く、国籍等別にみると、中国が13人 (同72.2%)と最も多くなっている。

(7) 薬物事犯検挙状況

ア 事犯別検挙状況

29年中の薬物事犯の検挙人員は617人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は379人、大麻事犯は156人となっている。

イ 国籍等別検挙状況

29年中の薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、上位5か国では、ブラジルが98人、ベトナムが69人、フィリピンが61人、タイが52人、アメリカが49人となっている。

3 国外逃亡被疑者等の状況

(1) 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、29年中に国外に逃亡した被疑者は168人で、このうち外国人被疑者は 116人となっている。

(2) 国外逃亡被疑者等の状況

29年末現在の国外逃亡被疑者等は668人で、このうち外国人被疑者は538人となっている。

(3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

29年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、 刑法犯では、凶悪犯が189人と最も多く、次いで、窃盗犯が95人、知能犯が64人となっている。 特別法犯では、薬物事犯が72人と最も多くなっている。

(4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

29年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が197人(構成比29.5%)、次いで日本が130人(同19.5%)となっている。

(5) 推定逃亡先国·地域別国外逃亡被疑者等数

29年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が223人(構成比33.4%)と最も多く、次いで、ブラジルが67人(同10.0%)、フィリピンが41人(同6.1%)となっている。

(6) 国外逃亡被疑者等検挙状況

29年中に検挙した国外逃亡被疑者は124人(うち外国人被疑者77人)である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は23人(うち外国人被疑者23人)となっている。

(7) 国外犯処罰規定適用状況

29年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたものは2件2人となっている。

第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向

1 中国人犯罪組織等の動向

(1) 概要

29年中の中国人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の27.6%、総検挙人員の29.2%(刑法犯については検挙件数の24.4%、検挙人員の26.5%)を占め、総検挙件数ではベトナムに次いで多く、総検挙人員では最も多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

29年中の中国の包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである(図表 4-24)。

図表 4-24 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数

_																				
		総数																		
		(件数)	凶悪犯				粗暴犯	窃盗犯	侵入		非侵入			知能犯		文書	支払用	風俗犯	その他の	
				殺人	強盗	侵入 強盗			窃盗	住宅 対象	窃盗	車上 ねらい	万引き	払出盗		詐欺	偽造	カード偽造		刑法犯
来日全	外国人 体	11,012	138	35	59	14	1,152	6,955	1,889	1,438	4,144	66	3,240	136	1,214	702	124	346	134	1,419
4	田	2,682	32	13	14	2	272	1,332	505	439	782	5	512	80	688	427	51	185	25	333
	構成比	24.4%	23.2%	37.1%	23.7%	14.3%	23.6%	19.2%	26.7%	30.5%	18.9%	7.6%	15.8%	58.8%	56.7%	60.8%	41.1%	53.5%	18.7%	23.5%

29年中の来日外国人全体に占める中国の割合を包括罪種等別にみると、詐欺が60.8%、払出盗が58.8%、支払用カード偽造が53.5%、文書偽造が41.1%、侵入窃盗が26.7%等となっている。

過去10年間の中国の刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は20年及び21年は約1万件で推移していたが、22年に半減して以降は減少傾向となり、26年からは2,600件前後で推移している。一方、検挙人員は減少傾向にあり、26年以降は2,000人を下回っている。包括罪種等別では、特に窃盗犯の検挙件数が8,576件から1,332件へと84.5%減少し、検挙人員が1,566人から749人へと52.2%減少している。

(3) 在留資格別検挙状況

29年中の中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」(構成比19.2%)が最も多く、 次いで、「技能実習」(同14.3%)、「日本人の配偶者等」(同12.4%)となっている。

(4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成する場合が多い。中国人の在留者は、「技能実習」や「留学」の在留資格で入国するケースが多く、来日に伴う借金の返済、家族への仕送り、生活費等で金銭的に困窮し、必要な資金調達のため、実習先から失踪する者や留学先の学校等を中途退学する者もおり、その後、不法就労や不法滞在を続けるうちに、その他の犯罪に加担する者も少なくない。

過去には、ピッキング等の開錠用具を使用した侵入窃盗のほか、侵入強盗・緊縛強盗などの凶悪犯がみられた。近年は、精巧な偽造クレジットカードを使用して大量の商品をだまし取る犯罪が目立っているほか、インターネットバンキングで不正送金された現金を払い出して窃取したり、スマートフォンの電子決済システムを悪用し、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報をスマートフォンに取り込み、コンビニ等で大量のタバコ等をだまし取るなどといった、情報通信技術を悪用した犯罪を敢行している事例もみられる。

29年中における中国人の刑法犯検挙件数の49.7%は窃盗犯で、窃盗犯の38.4%が万引き、37.9%が侵入窃盗となっている。また、刑法犯検挙件数の25.7%が知能犯で、知能犯の62.1%が詐欺、26.9%が支払用カード偽造となっている。刑法犯検挙件数に占める窃盗犯の割合の推移をみると、21年までは全体の80%以上を占めていたが、侵入窃盗の減少により、22年からは減少傾向にあり、29年は全体の50%を下回っている。

このほか、中国は、偽装結婚、旅券・在留カード等偽造などの犯罪インフラ事犯の検挙が他の国籍等に比べて多い。また、中国人による犯罪では、インターネットのメッセンジャーソフトである「QQチャット」や、「陌陌 (MOMO)」と呼ばれるスマートフォンアプリ等を通信手段として使用している場合が多く、犯罪の匿名性、広域性を強めている。

(5) 日本人犯罪者 (暴力団員等) との関係

中国人犯罪組織は、前述のとおり、地縁、血縁等を利用するなどしてグループを形成する場合が多いが、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、 暴力団と共存あるいは結託し、犯罪に関与している事例もみられる。

29年中は、暴力団員が、不法滞在して農業を営む中国人に農作物出荷時の生産者として名義を貸すほか、車両を貸し与え、不法就労を幇助していた事例や、チャイニーズドラゴン関係者による監禁・傷害の事例がみられる。

【事例】

〇 不法営農中国人らによる入管法違反(不法就労助長等)事件(5月、茨城)

不法滞在して農業を営む中国人の男は、「技能実習」の在留資格で入国した後に不法残留となった中国人の男女らを、農作業員として働かせていた。29年5月までに、農業を営む中国人の男1人(不法残留)、名義貸しをするなどしていた暴力団員の日本人の男1人及び自営業の日本人の男1人を入管法違反(不法就労助長)及び同幇助で、農作業員の中国人の男女5人(技能実習、不法残留、不法在留)を同違反(不法残留等)で逮捕した。

O チャイニーズドラゴン関係者らによる傷害事件(6月、警視庁)

中国人の男らは、29年2月、飲食店において同席した中国人の男性らに対し、瓶で殴るなどの暴行を加え、傷害を負わせた。同年6月、中国人の男2人(定住者)を傷害罪で逮捕した。

O チャイニーズドラゴン関係者による監禁等事件(9月、警視庁)

中国人及び日本人の男女らは、29年7月、カラオケ店に日本人女性を呼び出して監禁し、頭部等を殴打するなどの暴行を加えて現金を脅し取ろうとした。同年9月、中国人の男女5人(永住者、日本人の配偶者等、定住者、技能)及び日本人の女1人を監禁罪、傷害罪及び恐喝未遂罪で逮捕した。

○ チャイニーズドラゴン関係者による監禁等事件(10月、警視庁)

中国人の男は、他の者と共謀の上、29年8月、カラオケ店に中国人男性を呼び出して監禁し、顔面や頭部等を殴打するなどの暴行を加えて現金を脅し取ろうとした。同年10月、中国人の男1人(特定活動)を監禁罪、傷害罪及び恐喝未遂罪で逮捕した。

(6) 代表的な検挙事例

ア殺人

29年中の殺人の検挙件数は13件で、来日外国人全体に占める割合は37.1%となっている。

【事例】

〇 中国人による殺人事件(1月、愛知)

中国人の男は、29年1月、ホテル客室において、交際相手の中国人女性の首を絞め殺害した。同月、中国人の男1人(技能実習)を殺人罪で逮捕した。

イ 支払用カード偽造

29年中の来日外国人全体の支払用カード偽造の検挙件数は346件となっている。このうち中国は185件であり、来日外国人全体の53.5%を占めている。

中国の支払用カード偽造の検挙件数を過去5年間でみると、25年及び26年は減少していたが、27年から増加に転じている。犯行形態としては、偽造クレジットカードを使用してコンビニエンスストア等から商品をだまし取るもののほか、スマートフォンの電子決済機能を悪用し、不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を登録したスマートフォンを使用して商品をだまし取る事例もみられる。

【事例】

〇 中国人によるスマートフォンの電子決済機能を悪用した詐欺事件(5月、埼玉)

中国人の男女らは、29年3月、コンビニエンスストアにおいて、他人名義のクレジットカード情報を登録したスマートフォンを使用して電子決済を行い、タバコ等をだまし取っていた。同年5月までに、中国人の男女4人(永住者、家族滞在、経営・管理、留学)を詐欺罪及び詐欺未遂罪で逮捕した。

○ 中国人によるスマートフォンの電子決済機能を悪用した詐欺等事件(8月、宮城・北海道)

中国人の男らは、29年2月から同年3月にかけて、コンビニエンスストア等において、偽造クレジットカードを使用し、又は他人名義のクレジットカード情報を登録したスマートフォンを使用して電子決済を行い、タバコ等をだまし取っていた。同年8月までに、中国人の男3人(投資・経営、技術・人文知識・国際業務、留学)を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪及び詐欺罪で逮捕した。

ウ 詐欺

29年中の来日外国人全体の詐欺の検挙件数は702件となっている。このうち中国は427件であり、来日外国人全体の60.8%を占めている。犯行形態としては、携帯電話販売店員と共謀して、不正に売買契約を結び、スマートフォンをだまし取るなどした事例がみられる。

【事例】

〇 中国人らによる携帯電話機詐欺事件(5月、群馬・岐阜・警視庁)

中国人の男は、携帯電話機販売店に勤務する中国人の男と共謀し、客を装って販売店に来店し、本人確認をしないまま不正に売買契約を結び、スマートフォンをだまし取っていた。29年5月、販売店員の中国人の男1人(技術・人文知識・国際業務)及び客を装って来店していた中国人の男1人(不法残留)を詐欺罪で逮捕した。

2 ベトナム人犯罪組織等の動向

(1) 概要

29年中のベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の30.2%、総検挙人員の23.5%(刑法犯については検挙件数の32.6%、検挙人員の23.6%)を占め、総検挙件数では最も多く、総検挙人員では中国に次いで多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

29年中のベトナムの包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである(図表 4-25)。

図表 4-25 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数

\																	
	総数															1	
	(件数)	凶悪犯				粗暴犯	窃盗犯	侵入	非侵入					知能犯		風俗犯	その他の
	(IT XX)		殺人	強盗	事後強盗		如血化	窃盗	窃盗	部品 ねらい	万引き	乗り物盗	自動車盗	AH RESIG	詐欺	/5% IE 3L	刑法犯
来日外国人	11,012	138	35	59	17	1,152	6,955	1,889	4,144	56	3,240	922	372	1,214	702	134	1,419
ベトナム	3,591	27	6	17	7	76	3,080	477	2,213	12	2,037	390	17	81	51	9	318
構成比	32.6%	19.6%	17.1%	28.8%	41.2%	6.6%	44.3%	25.3%	53.4%	21.4%	62.9%	42.3%	4.6%	6.7%	7.3%	6.7%	22.4%

29年中の来日外国人全体に占めるベトナムの割合を包括罪種等別にみると、窃盗犯が44.3%、 万引きが62.9%、強盗が28.8%、侵入窃盗が25.3%等となっている。

過去10年間のベトナムの刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は20年から26年までは おおむね1,200件から1,900件の間で推移し、27年から2,000件を超え、29年は3,591件へと前年比 67.6%増加している。一方、検挙人員は20年から25年まではおおむね500人から800人までの間で 推移していたが、26年に1,000人を超え、27年以降は1,500人近くでほぼ横ばい状態で推移している。

(3) 在留資格別検挙状況

29年中のベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」(構成比40.9%) が最も 多く、次いで、「技能実習」(同22.5%)、「定住者」(同5.8%)となっている。

(4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、ベトナム戦争終結後にインドシナ難民として出国した一部のベトナム人に対して定住許可が与えられたことを契機として増加し、その後の入管法改正により日系人と同様に就労制限のない「定住者」の在留資格を取得するなどして、関東・近畿地方を中心にコミュニティを形成している。最近では、「留学」や「技能実習」の在留資格で入国するケースが増加しており、一部の素行不良者が犯罪グループを形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高いが、近年は農耕用トラクター等を対象とした自動車盗もみられる。29年中、ベトナム人の刑法犯検挙件数の85.8%は窃盗で、窃盗の66.1%は万引き、15.5%は侵入窃盗となっている。万引きの犯行形態としては、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、一度に大量の商品を万引きし、これを連続的に敢行するなど組織性、計画性が認められ、盗んだ商品を航空機を利用して海外へ運搬する事例がみられる。空き巣の犯行形態も万引き同様に数人のグループで、見張り役や侵入役など役割分担して、一般住宅の窓ガラスを割って侵入し、現金、指輪、ネックレス等の貴金属を窃取し、これを広域的、連続的に敢行していた事例がみられる。

(5) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 ベトナム人による窃盗等事件(7月、佐賀)

ベトナム人の男女らは、28年10月から同年11月にかけて、佐賀県、熊本県及び福岡県の衣料品販売店において衣料品を窃取し、東京都のマンションの一室に郵送し、航空機を利用して海外へ運搬していた。29年7月までに、ベトナム人の男3人(不法残留)を窃盗罪で逮捕し、盗品を海外へ運搬していたベトナム人の女2人(短期滞在)を盗品等運搬罪で逮捕した。

〇 ベトナム人らによる空き巣等事件(9月、警視庁)

ベトナム人の男らは、28年6月から29年7月にかけて、1都1府15県下の一般住宅に侵入し、現金や貴金属等を窃取していた。同年9月までに、ベトナム人の男12人(不法残留、技能実習、留学)を住居侵入罪、窃盗罪等で逮捕した。

〇 ベトナム人らによる入管法違反(偽造在留カード提供未遂)事件(12月、岡山)

ベトナム人の男らは、SNSを利用して依頼を募り、ベトナム人技能実習生に中国から国際宅急便で偽造在留カード(「定住者」の表記)を提供しようとした。29年12月、ベトナム人の男女2人 (技術・人文知識・国際業務、短期滞在)を入管法違反(偽造在留カード提供未遂)で逮捕した。

3 韓国人犯罪組織等の動向

(1) 概要

29年中の韓国人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の6.1%、総検挙人員の5.1% (刑法犯については検挙件数の7.7%、検挙人員の6.4%)を占め、総検挙件数ではベトナム、中国、ブラジルに次いで多く、総検挙人員では中国、ベトナム、フィリピンに次いで多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

29年中の韓国の包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである(図表 4-26)。

図表 4-26 韓国の包括罪種等別刑法犯検挙件数

\																	
		総数	IVI #E XIII					侵入	+-/= 1			to 4t YO					その他の
		(件数)	凶悪犯	強盗	侵入強盗		窃盗犯	窃盗	非侵入 窃盗	万引き	すり	乗り物盗	知能犯	詐欺	文書 偽造	風俗犯	刑法犯
 来日 全	外国人 体	11,012	138	59	14	1,152	6,955	1,889	4,144	3,240	31	922	1,214	702	124	134	1,419
韓	量	853	9	2	1	96	563	389	156	120	2	18	48	35	9	10	127
1	構成比	7.7%	6.5%	3.4%	7.1%	8.3%	8.1%	20.6%	3.8%	3.7%	6.5%	2.0%	4.0%	5.0%	7.3%	7.5%	8.9%

29年中の来日外国人全体に占める韓国の割合を包括罪種等別にみると、侵入窃盗が20.6%となっており、中国、ベトナムに次いで高くなっている。

過去10年間の韓国の刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は22年まで1,500件前後で推移していたが、23年から29年までは、24年を除き、おおむね500件から850件までの間で推移している。一方、検挙人員は24年までは、おおむね500人から700人までの間で推移していたが、25年に500人を割り込み、28年から2年連続で400人を下回っている。

(3) 在留資格別検挙状況

29年中の韓国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「定住者」(構成比28.0%)が最も多く、次いで、「日本人の配偶者等」(同20.6%)、「短期滞在」(同18.8%)、「留学」(同8.7%)となっている。中国の「短期滞在」の構成比(7.3%)、ベトナムの「短期滞在」の構成比(1.1%)と比較すると、韓国の「短期滞在」の構成比は高くなっている。

(4) 特徴的な動向

韓国人犯罪組織は、日本と地理的に近いなどの条件から、あらかじめ往復航空券を用意するなどした上で来日し、短期間のうちに入出国を繰り返しながら犯行を重ねるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪を敢行することが多い。

過去には、通貨の偽変造、武装すり団や組織的な集団密航事件等の検挙がみられたが、29年 中は、複数都府県にまたがる広域的かつ連続的な空き巣の検挙が目立っている。

(5) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 韓国人らによる空き巣事件(5月、京都)

韓国人の男らは、28年8月から29年3月にかけて、1都1府4県下の一般住宅に侵入し、現金や 貴金属等を窃取していた。同年5月までに、韓国人の男2人(短期滞在)を住居侵入罪、窃盗罪等 で逮捕した。

〇 韓国人らによる空き巣事件(10月、警視庁)

韓国人の男女らは、29年1月から同年10月にかけて、1都2府4県下の一般住宅に侵入し、現金 や貴金属等を窃取していた。同年10月、韓国人の男女4人(不法在留)を邸宅侵入罪及び窃盗罪で 逮捕した。

4 ブラジル人犯罪組織等の動向

(1) 概要

29年中のブラジル人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の6.2%、総検挙人員の4.9%(刑法犯については検挙件数の7.6%、検挙人員の5.9%)を占め、総検挙件数ではベトナム、中国に次いで多く、総検挙人員では中国、ベトナム、フィリピン、韓国に次いで多い。

(2) 刑法犯検挙状況

29年中のブラジルの包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである(図表4-27)。

図表 4-27 ブラジルの包括罪種等別刑法犯検挙件数

		総数 (件数)	凶悪犯	NEX		粗暴犯	窃盗犯	/3 -1-/3 2							知能犯		風俗犯	その他の
		(計数)	四志化	強盗	侵入強盗	祖泰化	切监化	侵入 窃盗	非侵入 窃盗	部品 ねらい	車上 ねらい	万引き	乗り物盗	自動車盗	和能化	詐欺	黑竹子	刑法犯
37	日外国人	11,012	138	59	14	1,152	6,955	1,889	4,144	56	66	3,240	922	372	1,214	702	134	1,419
	ブラジル	839	9	5	3	117	604	59	242	27	52	82	303	276	23	21	2	84
	構成比	7.6%	6.5%	8.5%	21.4%	10.2%	8.7%	3.1%	5.8%	48.2%	78.8%	2.5%	32.9%	74.2%	1.9%	3.0%	1.5%	5.9%

ブラジルの刑法犯検挙件数全体の72.0%を窃盗が占めている。また、車上ねらいは来日外国 人全体の78.8%、自動車盗は全体の74.2%をブラジルが占めている。

過去10年間のブラジルの刑法犯検挙状況の推移をみると、検挙件数は20年から28年まではおおむね4,400件から500件へと減少し、29年は839件となっている。検挙人員は20年から28年まではおおむね800人から320人へと減少し、29年は362人となっている。包括罪種等別では、窃盗犯の検挙件数が3,894件から604件へと84.5%減少し、検挙人員は384人から159人へと58.6%減少している。しかし、自動車盗、車上ねらい及び部品ねらいといった自動車に関連する窃盗が高い割合で推移している。

(3) 在留資格別検挙状況

29年中のブラジルの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「定住者」(構成比81.2%)が最も多く、次いで、「日本人の配偶者等」(同11.3%)となっている。

(4) 特徴的な動向

平成2年に施行された改正入管法により、就業活動に制限のない「定住者」の在留資格が新たに創設されたことに伴い、日系ブラジル人三世等に対して「定住者」の在留資格が付与された。これを契機としてブラジル人の入国が増加し、19年末には、ブラジル人の外国人登録者数は約32万人に上り、その約半数を「定住者」が占めていた。その後、本邦の経済状態の悪化により帰国者が増加したことで、20年以降のブラジル人在留者数(23年までは外国人登録者数)は減少傾向であったが、28年末で増加に転じている。また、「定住者」の割合はブラジル人全体の約3割で推移している。

ブラジル人犯罪グループは、金銭的に困窮した者や日本の生活に適応できない一部の素行不良者が中心となって少人数で構成され、首魁を頂点としたピラミッド型ではなく、日本人を含むその他の外国人等で利害関係が一致する者と離合集散を繰り返しながら犯行に及ぶという特徴を有している。

ブラジル人による主要犯罪については、前述のとおり、自動車に関連する窃盗が高い割合で推移しており、近年の手口では、イモビカッター(盗難防止装置を無効にする装置)や、スマートキーの機能を悪用してエンジンを始動する装置を使用して、短時間で車両を盗み、搬送する際には偽造ナンバープレートを取り付けて追跡捜査を困難にするなど、その手口は悪質かつ巧妙化している。29年中も、複数県にまたがる広域的かつ連続的なスポーツタイプの普通乗用車を対象とした自動車を窃取する事例がみられる。

(5) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 ブラジル人による自動車盗事件(7月、栃木・埼玉・群馬)

ブラジル人の男は、28年9月から29年1月にかけて、3県下において、駐車場に駐車中のスポーツタイプの普通乗用自動車を窃取していた。29年7月、ブラジル人の男1人(定住者)を窃盗罪で逮捕した。

5 その他の犯罪組織等の動向

(1) マレーシア人犯罪組織等の動向

ア概要

29年中のマレーシア人による刑法犯の検挙件数は222件、検挙人員は92人となっており、検挙件数・人員とも増加している。増加している主な要因としては、詐欺の検挙件数が89件、検挙人員が41人となっており、また、支払用カード偽造の検挙件数が121件、検挙人員が40人となっていることが挙げられる。

イ 在留資格別検挙状況

29年中のマレーシアの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「短期滞在」(構成比84.8%)が大半を占めている。

ウ特徴的な動向

クレジットカードの偽造及びその行使を典型とするカード犯罪は、犯罪組織の綿密な役割分 担及び計画に基づき、国境をまたいで犯罪が敢行されている点において、いわば国際組織犯罪 の典型とも言える。

マレーシア人による犯罪は、来日外国人全体に占める割合は高くはないが、29年中は自国の 犯罪組織から指示され、「短期滞在」の在留資格で来日し、日本国内の百貨店等において、偽造 クレジットカードを使用してバッグ等高級ブランド品をだまし取っていた事例が多数みられる。

エ 代表的な検挙事例

【事例】

O マレーシア人による偽造クレジットカード所持・詐欺等事件(12月、警視庁)

マレーシア人の男女らは、28年11月から29年12月にかけて、百貨店でバッグ等の高級ブランド品を買うため、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを複数枚所持するなどし、東京都の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等をだまし取っていた。29年12月までに、マレーシア人の男女39人(短期滞在)を不正電磁的記録カード所持罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺罪等で逮捕した。

〇 マレーシア人らによる偽造クレジットカード輸入・詐欺等事件(12月、大阪)

マレーシア人の男女らは、29年2月から同年10月にかけて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを輸入し、大阪府等の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等をだまし取っていた。29年12月までに、マレーシア人の男女25人(短期滞在)及びイギリス人の男1人(在留資格なし)を不正電磁的記録カード輸入罪、詐欺罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。また、だまし取ったバッグ等の郵送を受け、保管していた中国(香港等)人の男1人(永住者)を盗品等保管罪で逮捕した。

(2) ナイジェリア人犯罪組織等の動向

ア 概要

29年中のナイジェリア人による刑法犯の検挙件数は68件、検挙人員は25人となっている。

イ 在留資格別検挙状況

29年中のナイジェリアの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「日本人の配偶者等」(構成比 28.0%)が最も多く、「定住者」(8.0%)、「短期滞在」(4.0%)、「留学」(4.0%)となっている。

ウ 特徴的な動向

ナイジェリア人の在留者は、既に在留している同国人等を頼りに「短期滞在」等の在留資格で来日した後、日本人との結婚により「日本人の配偶者等」の在留資格を取得し、さらに「永住者」等の就労制限のない在留資格を取得するなどして、日本での生活基盤を構築し、定着していくケースが多い。

ナイジェリア人による犯罪は、来日外国人犯罪全体に占める割合は高くはないが、同国人のコミュニティ等を足場としてグループを形成し、犯罪を敢行する傾向がみられ、これまでに、国際的なマネー・ローンダリング事犯、海外への不正輸出を目的とした組織的な自動車盗事件等、海外の犯罪組織の関与がうかがわれる事例がみられる。

エ 代表的な検挙事例

【事例】

- 〇 ナイジェリア人らによる国際的なマネー・ローンダリング事件(2月、大阪・兵庫・滋賀・新潟) ナイジェリア人の男らは、日本国内の金融機関口座に送金された、アメリカ等において発生した 詐欺事件の被害金約16億1,400万円を、正当な振込送金であるかのように装って引き出し、だまし 取るなどしていた。29年2月までに、ナイジェリア人の男6人(永住者、日本人の配偶者等)及び 日本人の男女9人を詐欺罪及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で逮捕した。
- O ナイジェリア人による盗品等保管事件(7月、千葉) ナイジェリア人の男らは、経営するヤード内において、盗難貨物自動車を保管していた。29年7 月までに、ナイジェリア人の男3人(仮放免、永住者)を盗品等保管罪等で逮捕した。

第4 犯罪インフラ事犯等の現状

1 犯罪インフラ事犯

(1) 概要

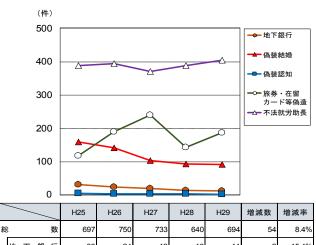
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。外国人に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長のほか、携帯電話不正取得、偽造在留カード所持等が挙げられる。偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長には、相当数の日本人や永住者等の定着居住者が深く関わっており、不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられる。

(2) 検挙状況

犯罪インフラ事犯の検挙件数の推移をみると、地下銀行は25年以降減少傾向となっている。 偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を 取得するための手段であるが、ブローカー等への報酬等として数百万円の費用がかかるとされ ていることなどから減少傾向にある。偽装認知は3件前後で推移している。旅券・在留カード 等偽造は、24年の入管法改正による在留カードの導入以降増加していたところ、28年に減少に 転じるも29年は再び増加している。在留カードは、外国人が不動産賃貸や口座開設等各種契約 を行う際の身分証明に使用されており、就労するために正規滞在を装ったり、就労可能な在留 資格を偽装したりするために利用されている。また、近年、国外から偽造された在留カードが 国際郵便等で送られてくる事例がみられる。不法就労助長はおおむね370件から400件までの間 で推移している(図表4-28)。

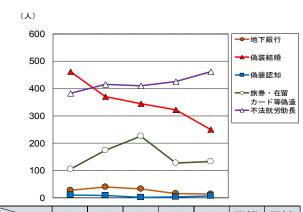
図表 4-28 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



		_	\	_	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
彩	ŝ			数	697	750	733	640	694	54	8.4%
	地	下	銀	行	30	24	19	13	11	-2	-15.4%
	偽	装	結	婚	158	141	102	93	91	-2	-2.2%
	偽	装	認	知	4	3	3	3	2	-1	-33.3%
	旅 カ-	券 ード	· 在 等倍		117	189	239	143	186	43	30.1%
		去就				393	370	388	404	16	4.1%

【検挙人員】



		_	\	_	H25	H26	H27	H28	H29	増減数	増減率
終	,	人		員	992	1,009	1,019	898	869	-29	-3.2%
	地	下	銀	行	29	40	34	17	15	-2	-11.8%
	偽	装	結	婚	462	371	345	322	251	-71	-22.0%
	偽	装	認	知	12	9	3	5	8	3	60.0%
		券・ ード		留造	106	174	227	129	133	4	3.1%
	不	法就	労助	長	383	415	410	425	462	37	8.7%

※ 警察庁(国際捜査管理官)における5つの類型に関する集計(日本人を含む)

ア 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

(7) 29年中の検挙状況

29年中における検挙件数は11件、検挙人員は15人で、検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム7人、フィリピン6人、モンゴル2人となっている。

(イ) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 モンゴル人らによる地下銀行事件(2月、群馬・静岡)

モンゴル人の男は、25年12月から28年11月にかけて、関東地方等に居住するモンゴル人から送金 依頼を受けて、約5,450万円をモンゴルへ不正送金していた。29年2月までに、モンゴル人の男1 人(永住者)を銀行法違反(無免許営業)、詐欺罪及び組織的犯罪処罰法違反(不法収益等による 法人等の事業経営の支配を目的とする行為)で、受任口座を提供したモンゴル人の女1人(日本人 の配偶者等)を詐欺罪で逮捕した。

〇 フィリピン人らによる地下銀行事件(7月、千葉)

フィリピン人の男女らは、26年9月から29年3月にかけて、経営するフィリピン雑貨店において、 千葉県に居住するフィリピン人から送金依頼を受けて、約10億円をフィリピンへ不正送金していた。 29年7月、フィリピン人の男女5人(不法残留、永住者、永住者の配偶者等)を銀行法違反(無免 許営業)等で逮捕した。

〇 ベトナム人らによる地下銀行事件(10月、愛知)

貿易会社を経営するベトナム人の女は、20年1月から28年11月にかけて、愛知県に居住するベトナム人から送金依頼を受けて、約8億4,000万円をベトナムへ不正送金していた。29年10月、ベトナム人の女1人(定住者)を銀行法違反(無免許営業)で逮捕した。

イ 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

(7) 29年中の検挙状況

29年中における検挙件数は91件、検挙人員は251人で、検挙人員を国籍等別にみると、中国62人、フィリピン34人、韓国15人等となっている。なお、日本人の検挙は125人である。

(イ) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 中国人らによる偽装結婚事件(6月、岩手)

日本人の男は、中国人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。29年6月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男並びに偽装結婚の当事者である日本人の男1人及び中国人の女1人(日本人の配偶者等)を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。さらに、中国人の女1人について、配偶者である日本

人の男と同居する意思がないにも関わらず、入国管理局に「同居するため」などと虚偽の申請を行い、在留期間の更新許可を受けたことから、入管法違反(虚偽申請)で追送致した。

〇 フィリピン人らによる偽装結婚事件(8月、大阪)

飲食店を経営する日本人の男は、同店で働くフィリピン人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。29年8月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男1人並びに偽装結婚の当事者である日本人の男6人及びフィリピン人の女5人(日本人の配偶者等)を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

〇 ベトナム人らによる偽装結婚事件(11月、岡山)

ベトナム人の女と日本人の女は、ベトナム人の男に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の女をあっせんして偽装結婚させていた。29年11月、偽装結婚をあっせんしていたベトナム人の女1人(永住者)及び日本人の女1人並びに偽装結婚の当事者であるベトナム人の男1人(日本人の配偶者等)を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

〇 フィリピン人らによる偽装結婚事件(11月、警視庁)

飲食店を経営する日本人の男らは、同店で働くフィリピン人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。29年11月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男2人並びに偽装結婚の当事者である日本人の男1人及びフィリピン人の女1人(日本人の配偶者等)を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

ウ 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

(7) 29年中の検挙状況

29年中における検挙件数は2件、検挙人員は8人で、検挙人員を国籍等別にみると、中国4人となっている。なお、日本人の検挙は4人である。

(イ) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 中国人らによる偽装認知事件(3月、警視庁)

中国人の女と日本人の男は、同女と氏名不詳者との間に生まれた子供に日本国籍を取得させる目的で、同人らの間に生まれた子供として内容虚偽の認知届を役所に提出していた。29年3月、偽装認知をあっせんした日本人の男2人並びに偽装認知の当事者である中国人の女1人(定住者)及び日本人の男1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

エ 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労 資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、 又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

(7) 29年中の検挙状況

29年中における検挙件数は186件、検挙人員は133人で、検挙人員を国籍等別にみると、中国60人、ベトナム58人等となっている。なお、日本人の検挙は1人である。

(イ) 代表的な検挙事例

【事例】

〇 ベトナム人による入管法違反(偽造在留カード収受)事件(1月、新潟)

ベトナム人の女は、知人のベトナム人女性に依頼し、SNSを通じて、中国からEMS(国際スピード郵便)で偽造在留カード(「日本人の配偶者等」の表記)を入手していた。29年1月、ベトナム人の女1人(不法残留)を入管法違反(偽造在留カード収受)で逮捕した。

〇 中国人らによる入管法違反(偽造在留カード所持等)事件(9月、愛知)

中国人の男女は、SNSを通じて中国から国際宅配便で偽造在留カード(「永住者」の表記)を 入手していた。29年9月までに、中国人の男女2人(不法残留)を入管法違反(偽造在留カード所持等)で逮捕した。

才 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

(7) 29年中の検挙状況

29年中における検挙件数は404件、検挙人員は462人で、検挙人員を国籍等別にみると、中国41人、韓国30人、フィリピン25人等となっている。なお、日本人の検挙は324人である。

(イ) 代表的な検挙事例

【事例】

○ 解体業者による入管法違反(不法就労助長等)事件(2月、警視庁・群馬)

解体工事会社を経営する日本人の男らは、「留学」、「技能実習」及び「短期滞在」の在留資格で入国した後に不法残留となったベトナム人の男らを、同社従業員として雇い入れ、解体作業員として働かせていた。29年2月までに、経営者及び同社社員の日本人の男3人を入管法違反(不法就労助長)で、解体作業員のベトナム人の男6人(不法残留)を入管法違反(不法残留)で逮捕した。

〇 建設請負会社における入管法違反(不法就労助長等)事件(6月、静岡)

鉄骨建設請負会社を経営する日本人の男は、「短期滞在」の在留資格で入国した後に不法残留となったタイ人の男らの身分確認を怠り、同社従業員として雇い入れ、溶接工として働かせていた。29年6月、経営者の日本人の男1人を入管法違反(不法就労助長)で、溶接工のタイ人の男2人(不法残留)を同違反(不法残留)で逮捕した。

○ 外壁塗装会社における入管法違反(不法就労助長等)事件(7月、愛知)

外壁塗装会社を経営する日本人の男は、「技能実習」の在留資格で入国した後に不法残留となったベトナム人の男らを従業員として雇い入れ、外壁工として働かせていた。29年7月、経営者の日本人の男1人を入管法違反(不法就労助長)で、外壁工のベトナム人の男2人(不法残留)を同法違反(不法残留)で逮捕した。

○ 日本語学校における入管法違反(不法就労助長)事件(7月、京都)

日本語学校を経営する日本人の男らは、フィリピンにおいて日本語学校を経営するフィリピン人の女を介して学生を募集し、「留学」の在留資格で入国し、同校に入学したフィリピン人等の男女らを、別に経営する人材派遣会社の派遣労働者としてホテル等に清掃員等として派遣し、就労可能時間を超える不法就労活動をさせていた。29年7月までに、日本語学校経営者の日本人の男2人及びフィリピンにおいて日本語学校を経営するフィリピン人の女1人(日本人の配偶者等)を入管法違反(不法就労助長)で逮捕した。

〇 風俗店における入管法違反(不法就労助長等)事件(9月、静岡)

風俗店を経営する日本人の男女らは、「興行」の在留資格で入国した従業員のフィリピン人の女らに接待行為をさせていた。29年9月までに、風俗店を経営する日本人の男女3人を入管法違反(不法就労助長)で、従業員のフィリピン人の女6人(興行)を同法違反(資格外活動)で逮捕した。

○ スーパーマーケットにおける入管法違反(不法就労助長等)事件(10月、警視庁)

外国人労働者の派遣等を行う団体の職員である日本人の男は、スーパーマーケット運営会社の社員である日本人の男に、「留学」の在留資格で入国した後に不法残留となった、又は「特定活動」等の在留資格を有し資格外活動許可を受けていないベトナム人の男女らを紹介し、スーパーマーケットにおいて店員として働かせていた。29年10月までに、団体職員の日本人の男1人及び会社員の日本人の男1人を入管法違反(不法就労助長)で、店員のベトナム人の男女5人(特定活動、不法残留)を同法違反(資格外活動、不法残留)で逮捕した。

〇 農業経営者らによる入管法違反(不法就労助長等)等事件(11月、茨城)

農業を営む日本人の男らは、「短期滞在」の在留資格で入国した後に不法残留になるなどした中国人の男女らを、農作業員として働かせていた。29年11月までに、農業を営む日本人の男1人及び中国人の女1人(永住者)を入管法違反(不法就労助長)及び雇用対策法違反(届出義務違反)で、農作業に従事していた中国人の男女8人(不法残留、短期滞在)を入管法違反(不法残留、偽造在留カード所持等)で逮捕した。

〇 暴力団組員らによる入管法違反(不法就労助長等)事件(12月、北海道)

解体工事会社を経営する日本人の男らは、「寄港地上陸」の許可を得て入国した後に不法残留となった、又は「特定活動」等の在留資格を有し資格外活動許可を受けていないインド人及びバングラデシュ人の男らを、同社従業員として雇い入れ、解体作業員として働かせていた。29年12月までに、経営者及び暴力団員を含む日本人の男6人並びに外国人をあっせんしていたバングラデシュ人の男1人(技能)を入管法違反(不法就労助長、不法就労あっせん)で、解体作業員のインド人の男4人(不法残留、特定活動)及びバングラデシュ人の男2人(特定活動、技能)を同法違反(不法残留、資格外活動)で逮捕した。

カ その他の犯罪インフラ事犯

以上5類型の犯罪インフラ事犯のほか、以下のような検挙事例がある。

【事例】

〇 日本語学校経営者による入管法違反(資格外活動)幇助等事件(4月、警視庁)

日本語学校を経営する日本人の男らは、「留学」の在留資格で入国した中国人の男女が在留期限を迎えるに当たり、同人らを社員として雇用したように偽り、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に不正に変更させ、飲食店等で不法就労させていた。29年4月までに、経営者の日本人の男

1人を入管法違反(資格外活動)幇助で、中国人の男女6人(技術・人文知識・国際業務)を同法違反(資格外活動)で逮捕した。

〇 ブラジル人らによる医薬品医療機器等法違反事件(6月、滋賀)

ブラジル人の男は、医薬品販売の許可を受けないで、日本人の男から医薬品を仕入れ、インターネットサイトを利用して販売していた。29年6月、ブラジル人の男1人(定住者)及び日本人の男1人を医薬品医療機器等法違反(無許可販売)で逮捕した。

〇 中国人らによる入管法違反(虚偽申請等)事件(8月、警視庁)

中国人の女らは、在留資格を継続して得るため、行政書士事務所を経営する日本人の男と共謀し、同事務所において稼働している旨の内容虚偽の在留期間更新許可申請書等を作成して入国管理局に提出し、在留期間更新の許可を受けた。29年8月までに、中国人の女2人(技術・人文知識・国際業務)及び日本人の男1人を入管法違反(虚偽申請、資格外活動)で逮捕した。

〇 ベトナム人による入管法違反(無許可活動)事件(8月、佐賀)

ベトナム人の男は、業者から携帯電話機等を仕入れた上で、SNSを通じて顧客を募り、携帯電話機等を販売していた。29年8月、ベトナム人の男1人(技能実習)を入管法違反(無許可活動)で逮捕した。

〇 ベトナム人らによる入管法違反(虚偽申請等)事件(9月、警視庁)

ベトナム人の男らは、在留資格を継続して得るため、日本人の男らと共謀し、同日本人が経営する会社等において稼働している旨の内容虚偽の在留資格変更申請書等を作成して入国管理局に提出し、在留資格変更の許可を受けた。29年9月までに、ベトナム人の男5人(技術・人文知識・国際業務)及び日本人の男2人を入管法違反(虚偽申請、資格外活動)及び同幇助で逮捕した。

〇 中国人らによる道路運送法違反事件(10月、大阪)

中国人の男らは、不特定多数の旅客を有償で運送し、無許可でタクシー業を営んでいた。同年10 月、中国人の男4人(日本人の配偶者等、家族滞在、特定活動)を道路運送法違反(無許可一般旅 客自動車運送事業)及び同幇助で逮捕した。

キ ヤード関連事犯

【事例】

〇 パキスタン人による大型貨物自動車を対象とした自動車盗事件(9月、愛知・山口・滋賀)

パキスタン人の男らは、28年10月から29年2月にかけて、3管区7県の会社敷地内等において大型貨物自動車を対象とする自動車盗を敢行し、経営するヤードに持ち込んで解体して、海外に輸出していた。29年9月までに、パキスタン人の男5人(日本人の配偶者等、人文知識・国際業務、投資・経営、永住者)及び日本人の男1人を窃盗罪、盗品等保管罪等で逮捕した。

〇 パキスタン人による盗品等保管事件(11月、愛知)

パキスタン人の男は、経営するヤード内において、盗難自動車を保管していた。29年11月までに、 パキスタン人の男1人(定住者)を盗品等保管罪で逮捕した。

第5 主要検挙事件

- 1 凶悪事件
- (1) 殺人事件

【事例】

〇 韓国人による殺人未遂事件(7月、警視庁)

韓国人の男は、29年7月、路上において、割れた瓶でアメリカ人男性の頸部を刺して殺害しようとした。同月、韓国人の男1人(短期滞在)を殺人未遂罪で逮捕した。

〇 ミャンマー人による殺人未遂事件(8月、警視庁)

ミャンマー人の男は、29年8月、路上において、元交際相手のミャンマー人女性の背部を包丁で刺して殺害しようとした。同月、ミャンマー人の男1人(留学)を殺人未遂罪で逮捕した。

(2) 強盗事件

【事例】

〇 イラン人による逮捕監禁、強盗致傷等事件(4月、茨城)

イラン人の男らは、28年5月、知人のイラン人男性に暴行を加え、粘着テープを用いて手足を緊縛するなどした上、コンテナ内に監禁し、さらに顔面を殴打するなどの暴行を加え、現金を強取した。29年4月までに、イラン人の男4人(日本人の配偶者等、仮放免)を逮捕監禁致傷罪、強盗致傷罪等で逮捕した。

〇 トルコ人による強盗等事件(10月、愛知・福井)

トルコ人の男は、29年7月、高速道路に立ち入り、同所を走行中の大型貨物自動車の前に立ち塞がって停止させ、同車両を強取した。29年10月までに、トルコ人の男1人(日本人の配偶者等)を 強盗罪等で逮捕した。

2 窃盗事件

(1) 組織的侵入窃盗事件

【事例】

〇 中国人による空き巣事件(4月、兵庫・大阪)

中国人の男らは、28年4月から29年4月にかけて、大阪府及び兵庫県の一般住宅に侵入し、現金 や貴金属等を窃取していた。29年4月、中国人の男2人(短期滞在、特定活動)を住居侵入罪及び 窃盗罪で逮捕した。

〇 トルコ人による居空き等事件(5月、熊本)

トルコ人の男らは、28年10月から同年12月にかけて、4管区4県下の一般住宅に侵入し、現金や 貴金属を窃取していた。29年5月までに、トルコ人の男3人(仮放免)を住居侵入罪、窃盗罪等で 逮捕した。

(2) 組織的自動車盗事件

【事例】

〇 中国人らによる自動車盗事件(10月、埼玉)

中国人の男らによる自動車盗グループは、28年10月から29年5月にかけて、千葉県及び茨城県の中古車販売店等において、普通乗用自動車を対象とした自動車盗を敢行していた。29年10月までに中国人の男7人(不法残留)を窃盗罪で逮捕した。

〇 ロシア人による自動車盗事件(10月、新潟・富山・石川)

ロシア人の男らによる自動車盗グループは、27年10月から29年10月にかけて、新潟県及び石川県の会社敷地において、普通貨物自動車等を対象とした自動車盗を敢行していた。29年10月までに、ロシア人の男3人(短期滞在)を窃盗罪で逮捕した。

(3) その他の窃盗事件

【事例】

〇 ルーマニア人らによる窃盗事件(7月、警視庁)

ルーマニア人と日本人の男らは、29年6月から同年7月にかけて、東京都の飲食店において、客が足元に置いていたビジネスバッグを窃取していた。同年7月、ルーマニア人の男2人(短期滞在)及び日本人の男1人を窃盗罪で逮捕した。

〇 ルーマニア人らによる窃盗事件(10月、大阪)

ルーマニア人の男女は、29年7月から同年8月にかけて窃盗目的での来日を繰り返し、大阪府及 び東京都の宝石店等において、貴金属等を窃取していた。同年10月までに、ルーマニア人の男女2 人(短期滞在)を窃盗罪で逮捕した。

3 カード犯罪

【事例】

〇 中国人による支払用カード電磁的記録不正作出器械原料準備等事件(11月、愛知・警視庁・大阪)

中国人の男女らは、偽造クレジットカードを作成する目的で、磁気データをカード券面磁気部分に記録するカードリーダーライター、カード用打刻器であるエンボッサー等を用意し、支払用カードの電磁的記録不正作出の用に供する器械を準備するなどしていた。29年11月までに、中国人の男女12人(技能実習、留学、特定活動、経営・管理、短期滞在、永住者、不法残留)を支払用カード電磁的記録不正作出器械原料準備罪、不正電磁的記録カード所持罪、詐欺罪等で逮捕した。

〇 マレーシア人による偽造クレジットカード輸入等事件(12月、北海道)

マレーシア人の男女らは、29年3月から同年7月にかけて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを輸入、所持していた。29年12月までに、マレーシア人の男女12人(短期滞在)を関税法違反(無許可輸入)、不正電磁的記録カード輸入未遂罪及び不正電磁的記録カード所持罪で逮捕した。

○ マレーシア人らによる偽造クレジットカード輸入・詐欺等事件(12月、千葉)

マレーシア人の男女らは、29年3月から同年11月にかけて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを輸入し、東京都等の百貨店において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等をだまし取っていた。同年12月までに、マレーシア人の男女19人(短期滞在)及び中国(香港等)人の男1人(短期滞在)を不正電磁的記録カード輸入罪、詐欺罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した。

〇 マレーシア人による偽造クレジットカード輸入・詐欺未遂等事件(12月、福岡)

マレーシア人の男女らは、29年10月から同年11月にかけて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを輸入し、福岡県の百貨店において、偽造クレジットカードを使用して腕時計をだまし取ろうとした。同年12月までに、マレーシア人の男女11人(短期滞在)を関税法違反(輸入禁止物件の輸入未遂)、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺未遂罪等で逮捕した。

4 詐欺事件

【事例】

〇 中国人によるオレオレ詐欺事件(5月、警視庁)

中国人の男は、日本人の男らと共謀し、銀行協会職員等を装い、不正に使用されたキャッシュカードの再作成との名目で、日本人女性からキャッシュカード1枚をだまし取っていた。29年5月までに、中国人の男1人(不法残留)を詐欺罪等で逮捕した。

○ 中国人による偽金塊等使用詐欺未遂事件(6月、警視庁)

中国人の男は、会社経営の韓国人男性に対し、銅や亜鉛を混ぜた金属物を本物の金塊や金の仏像であると偽って買い取りを持ち掛け、現金をだまし取ろうとした。29年6月、中国人の男1人(短期滞在)を詐欺未遂罪で逮捕した。

〇 中国人らによる偽仏像等使用詐欺未遂事件(7月、警視庁)

中国人の男らは、飲食店経営の中国人女性に対し、銅や亜鉛を混ぜた金属物を本物の金の仏像 や置物であると偽って買い取りを持ち掛け、現金をだまし取ろうとした。29年7月、中国人の男 2人(短期滞在)を詐欺未遂罪で逮捕した。

〇 中国人らによるオレオレ詐欺事件(11月、愛媛)

中国人の男らは、銀行協会職員等を装い、「暗証番号を変更する必要がある」などと嘘を言い、 女性からキャッシュカードをだまし取り、現金自動預払機で現金を引き出していた。29年11月、 中国人の男3人(永住者、家族滞在)を詐欺罪及び窃盗罪で逮捕した。

5 その他の刑法犯

【事例】

〇 中国人らによる逮捕監禁致傷、恐喝事件(8月、大阪)

中国人の男らは、日本人の男と共謀し、28年12月、駐車場において、かねてからトラブルとなっていた日本人女性を車に乗せて連れ去り、怪我を負わせ、現金を強取した。同月、中国人の男3人(家族滞在、永住者、定住者)を逮捕監禁罪及び強盗致傷罪で逮捕し、さらに29年8月、日本人1人及び中国人の男2人(永住者)を逮捕監禁致傷罪及び恐喝罪で逮捕した。

〇 ベトナム人による公務執行妨害等事件(9月、群馬)

ベトナム人の男は、29年9月、職務質問を受けた際に、警察官に暴行を加えて逃走した。同月、 ベトナム人の男1人(仮放免)を公務執行妨害罪等で逮捕した。

〇 ペルー人による傷害致死、死体遺棄事件(9月、三重)

ペルー人の男は、29年8月、自宅において、同居するブラジル人女児の頭部、腰部等を殴打するなどの暴行を加えて死亡させ、死体をプラスチック製ボックス内に隠匿した上、普通乗用自動車内に遺棄した。同月、ペルー人の男1人(日本人の配偶者等)を死体遺棄罪で逮捕し、その後、傷害致死罪で再逮捕した。

6 サイバー犯罪

【事例】

〇 中国人による窃盗(払出盗)事件(6月、神奈川)

中国人の男は、28年11月から同年12月にかけて、神奈川県内のコンビニエンスストアに設置されている現金自動預払機において、不正に入手した他人名義のキャッシュカードを使用して、インターネットバンキングの不正送金先の口座から現金を不正に引き出して窃取していた。29年6月、中国人の男1人(不法残留)を窃盗罪で逮捕した。

〇 中国人による詐欺、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反事件(7月、佐賀)

中国人の男女らは、東京都のコンビニエンスストアにおいて、正規利用者になりすまし、通販サイト会社のポイントを不正使用して商品をだまし取っていた。29年7月までに、中国人の男女3人(留学、家族滞在)を詐欺罪及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反(不正アクセス行為の禁止)で逮捕した。

7 不法入国事犯

【事例】

〇 ナイジェリア人による入管法違反(不法入国)等事件(8月、千葉)

ナイジェリア人の男は、有効な旅券を所持しないでアラブ首長国連邦から本邦に入国し、上陸 審査を受けるに際し、偽造された旅券を提示した。29年8月、ナイジェリア人の男1人(不法入 国)を入管法違反(不法入国)及び偽造有印私文書行使罪で逮捕した。

8 薬物事犯

【事例】

〇 中国(香港等)人らによる覚醒剤密輸入事件(8月、茨城等11都府県)

中国(香港等)人及びオランダ人の男らは、暴力団組員の日本人の男らと共謀し、漁船で覚醒剤を密輸入していた。29年8月、中国(香港等)人の男2人(短期滞在)、オランダ人の男1人(短期滞在)及び暴力団組員を含む日本人の男女18人を覚せい剤取締法違反(営利目的所持、営利目的輸入等)で検挙するとともに、覚醒剤約474.7キログラムを押収した。

9 その他の特別法犯

【事例】

〇 中国人による入管法違反(資格外活動)事件(4月、警視庁)

中国人の男は、「短期滞在」の在留資格で入国し、東京都の主要観光スポット等において、法衣をまとって僧侶に扮して、外国人観光客に対し、数珠等を販売していた。29年4月、中国人の男1人(短期滞在)を入管法違反(資格外活動)で逮捕した。

〇 中国人らによる金塊密輸入事件(7月、佐賀・青森・長崎・福岡)

中国人の男らは、29年5月、海上において別の船舶から金塊約206キログラムを受け取り、小型船で日本へ輸入していた。同年7月までに、中国人の男3人(短期滞在)及び日本人の男7人を関税法違反(無許可輸入)等で逮捕した。

〇 中国人による商標法違反事件(7月、島根)

中国人の男女は、インターネットオークションサイトを利用して、有名ブランド品に類似させた 商標を付した長財布を販売していた。29年7月までに、中国人の男女2人(経営・管理、技術・人 文知識・国際業務)を商標法違反(販売目的所持、侵害とみなす行為)で逮捕した。

○ 中国人による銃砲刀剣類所持等取締法違反幇助事件(9月、警視庁)

中国人の男は、インターネットオークションサイトを利用して、所持が禁止されている準空気銃 を販売していた。29年9月、中国人の男1人(経営・管理)を銃砲刀剣類所持等取締法違反(準空 気銃の所持の禁止)幇助で逮捕した。

〇 韓国人による商標法違反事件(10月、警視庁)

韓国人の男らは、インターネットショッピングサイトを利用して、有名ブランド品に類似させた 商標を付した衣料品を販売していた。29年10月、韓国人の男2人(永住者の配偶者等、技術・人文 知識・国際業務)を商標法違反(侵害とみなす行為)で逮捕した。

〇 中国人による商標法違反事件(10月、警視庁)

中国人の男女は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録を している「TOKYO 2020」の文字商標を付したピンバッジを販売目的で所持していた。29年10月、中 国人の男女2人(経営・管理、家族滞在)を商標法違反(侵害とみなす行為)で逮捕した。